

**市民文化の創造に向けた公共文化施設のあり方
に関する研究**

平成 21 年 3 月

**古 河 市
(財) 地方自治研究機構**

はじめに

地方公共団体においては、底の見えない厳しい経済情勢に加え、人口の減少及び高齢化など様々な問題を抱える中、これまで以上により効率的、効果的かつ自律的な自治体運営が求められており、規制緩和に伴う民間活力の導入や、新しい公共への対応、少子高齢化対策、安心・安全のまちづくりの推進、活力ある地域社会の建設等、時代の潮流に適切に対応するため、懸命な努力が行われているところである。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、地方公共団体と共同して課題を取り上げ、全国的な視点と個々の地方公共団体の地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施している。

本年度は4つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、このうちの一つの成果を取りまとめたものである。

地方分権の進展に伴い、市町村においては個性ある地域創出、競争力のあるまちづくりなどへの志向性が強まってきており、地域の文化力をまちづくりのなかで積極的に活用することが求められている。また、市民のライフスタイルの多様化・高度化に伴い、豊かな文化的環境が地域社会のなかで大きな比重を占めるようになってきている。こうしたなかで文化のまちづくりの方向性を定め、市民文化の創造を積極的に進める取組の重要性が改めて認識されてきている。本調査研究の調査対象地である茨城県古河市は、平成17年に1市2町の合併により新たに誕生した都市である。合併後の新市の課題として、新たな市民文化の創造が求められてきている。本調査研究は、こうした市民文化の創造に向けた公共文化施設のあり方について検討したものである。

本研究の企画及び実施にあたっては、研究委員会の委員長及び委員をはじめ、関係者の方々から多くのご指導とご協力をいただいた。

また、本研究は、競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて、古河市と当機構が共同で行ったものである。ここに謝意を表する次第である。

本報告書が広く地方公共団体及び国の施策展開の一助となれば幸いである。

平成21年3月

財団法人 地方自治研究機構
理事長 佐野 徹 治

目 次

序章 調査の概要	3
1 調査研究の背景・目的	3
2 調査研究の項目と方法	6
3 調査研究の体制	8
第1章 古河市の概況及び文化芸術資源の現状	11
1 古河市の概況	11
2 古河市の文化芸術資源等の現状	15
3 古河市のまちづくりと文化芸術振興の現状	18
第2章 市民の文化芸術活動の現状	23
1 調査の概要	23
2 調査対象者の属性	24
3 文化芸術活動の現状	26
4 文化芸術活動の利用地域・施設	28
5 文化芸術活動の意向と課題	31
6 文化のまちづくり	33
7 公立文化施設のあり方	34
第3章 市内の文化芸術活動の現状	39
1 古河市における文化団体組織の概要	39
2 文化団体の状況	40
3 市民文化創造に係る活動の状況	51
第4章 公立文化施設の整備・運営の現状	65
1 公立文化施設の動向	65
2 古河市周辺の公立文化施設の現状	75
3 近年整備された公立文化施設の現状	91
4 公立文化施設における市民文化創造の取組	101

第5章 市民文化創造の核となる文化交流拠点の形成及び公立文化施設のあり方.....	129
1 文化面からみた古河市のまちづくりの課題と方向.....	129
2 文化交流拠点の形成と拠点施設の整備.....	133
3 公立文化施設（拠点施設）の展開方向.....	140
4 公立文化施設の機能.....	144
5 拠点施設の整備条件.....	146
6 整備スケジュールの考え方.....	147
委員会・幹事名簿.....	151

序章 調査の概要

序章 調査の概要

1 調査研究の背景・目的

(1) 調査研究の背景

平成 17 年 9 月、1 市 2 町（旧古河市、総和町、三和町）が合併し、人口約 15 万人の新古河市が誕生した。今後は、旧 3 市町が培ってきた独自の文化芸術の継承・発展と、新古河市としての新たな固有の文化芸術の創出、地域の文化力を活かした個性あるまちづくり等が課題となっている。

こうしたなかで、「第 1 次古河市総合計画（新生「古河」いきいきプラン）」（前期計画 平成 19 年～23 年）では、施策の大綱として「健やかな市民と文化を育む“人”づくり」を掲げ、計画目標として、市民が身近に文化芸術に「見る・触れる・参加する」ことができる文化会館の建設を明示している。このため、市では現在、古河駅東部地区に文化会館等を含む総合的な文化交流拠点の形成を図ることとし、約 8 ha の公共用地の取得を予定している。

今後は、文化会館及び文化交流拠点の具体化（ゾーニング、コンセプト、機能、施設構成等）の検討が必要となっている。

- 「第 1 次古河市総合計画」では、目標年次（平成 23 年度）までに文化会館建設に係る基本計画の策定を予定。
- 文化ホール等の文化芸術拠点（施設）の整備においては、基礎調査から開館まで長期的な取組を要することから、本市における文化拠点整備には、今後、計画的な整備プロセスの整備が必要。
- 整備プロセスの初年度にあたる本調査では、基本計画策定に向けた市民の意識・ニーズの把握、全国及び周辺市町村における文化芸術拠点（施設）の動向・課題等の把握、今後の文化交流拠点のあり方（方向性・基本コンセプト）の検討等を実施。

(2) 調査研究の目的

ア 調査研究の視点

① 市民の学習・文化を支援するための拠点・施設の検討

新たな文化交流拠点の整備にあたっては、市民の視点にたつて生涯学習や文化芸術活動を支援していくことが重要である。このため、市民の文化芸術に係る行動・実態、ニーズ・意向等を把握した。

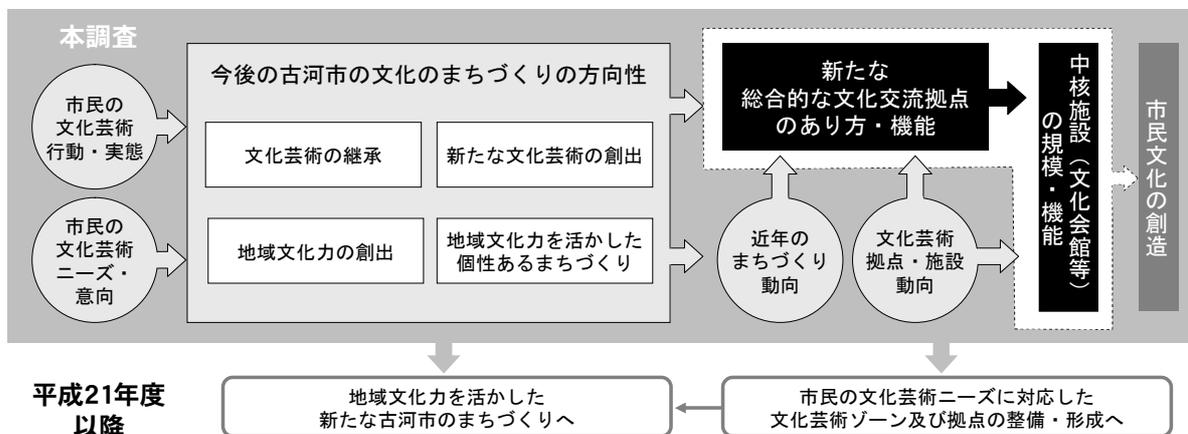
② まちづくりの基盤としての拠点・施設の検討

今後の新古河市においては、独自の地域文化力を活かした、個性や競争力のあるまちづくりを進展させていく必要がある。こうしたまちづくりのための基盤として、新たな文化交流拠点のあり方・機能を検討する必要がある。近年のまちづくりの動向、文化芸術拠点・施設がまちづくりに果たす役割・機能等を把握した。

③ 市民文化創造に向けた検討

文化交流拠点の整備により、固有の人づくり、まちづくりを進め、新生「古河」の新たな市民文化の創造を実現することが重要である。このため、ハードウェア（施設・設備等）の整備にとどまらず、ソフトウェア（経営・事業）、ヒューマンウェア（人材・組織）の確保等についても検討を行った。

図表0-1 調査の視点と位置づけ

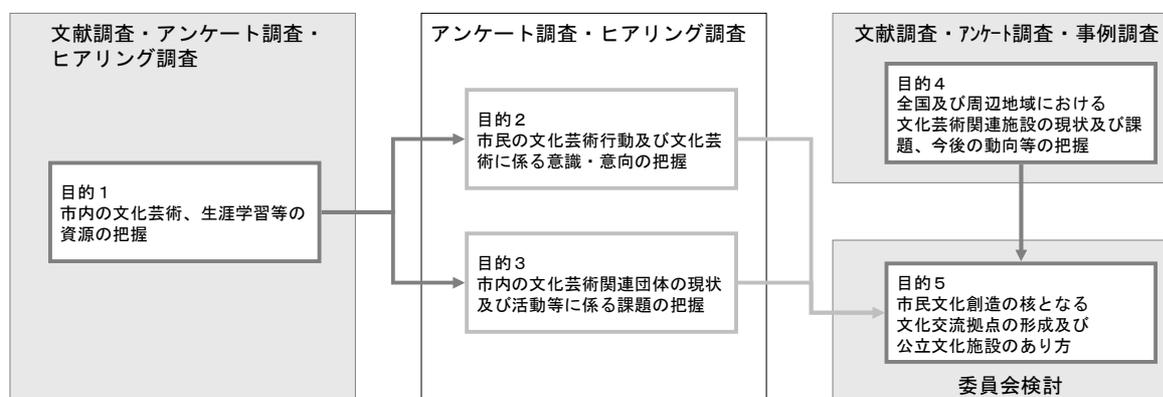


イ 調査研究の目的

調査研究の視点に基づき、下記の5項目を明らかにすることを目的とした。

- 目的1 市内の文化芸術、生涯学習等の資源の把握
- 目的2 市民文化の創造に向けた市民の文化芸術行動及び文化芸術に係る意識・意向の把握
- 目的3 市民文化の創造に向けた市内の文化芸術関連団体の現状及び活動等に係る課題の把握
- 目的4 全国及び周辺地域における文化芸術関連施設の現状及び課題、今後の動向等の把握
- 目的5 市民文化創造の核となる文化交流拠点の形成及び公立文化施設のあり方

図表0-2 調査研究の目的と調査のフロー



2 調査研究の項目と方法

(1) 調査研究の項目

調査の目的を踏まえ、調査項目として次の5項目を掲げた。報告書の各章は本項目にしたがい、取りまとめている。

- 1 古河市の概況及び文化芸術資源の現状
- 2 市民の文化芸術活動の現状
- 3 市内の文化芸術活動の現状
- 4 公立文化施設の整備・運営の現状
- 5 市民文化創造の核となる文化交流拠点の形成及び公立文化施設のあり方

報告書の各項目（章）の概要は次のとおりとなっている。

1 古河市の概況及び文化芸術資源等の状況（第1章）

古河市（以下、本市という）の概況については、首都圏における立地的特性、特に東京都、埼玉県等の大都市地域との近接性、文化的連携性について取りまとめるとともに、平成17年の合併により、多様な地域性、文化性を有する都市の特性を整理した。また、少子高齢化等の人口や通勤・通学等の市民の生活面の状況について整理した。

また、本市の文化芸術資源の現状として、文化資源、文化施設の状況について取りまとめた。

2 市民の文化芸術活動の現状（第2章）

本調査では、市民を対象に文化芸術活動の状況、今後の文化芸術振興やまちづくりに関する意識・意向についてアンケート調査した。

本章では、本アンケート調査結果から、市民の文化芸術活動の現状、利用地域・施設の状況、文化芸術活動の意向と課題、今後の文化のまちづくりに対する意見等について取りまとめた。

3 市内の文化芸術活動の現状（第3章）

現在、市内では文化団体等が中心となって、さまざまな文化芸術活動が展開されている。こうした活動の実態や課題等について把握するため、本調査では、市内の文化協会及び文化芸術関連団体を対象にアンケート調査、ヒアリング調査を実施した。

本章では、これらの調査結果から、市民文化の文化芸術活動の現状及び課題について整理した。

4 公立文化施設の整備・運営の現状（第4章）

公立文化施設の整備・運営は、地域住民の文化ニーズ等に適切に対応することが求められるが、社会経済状況やニーズ、広域的な視点にたった文化連携、役割分担等も必要となる。このため、本調査では、古河市周辺並びに全国で近年整備された公立文化施設を対象にアンケート調査、事例調査（文献調査、視察調査）を実施した。

本章では、これらの調査結果から、公立文化施設の整備・運営に係る現状及び課題について整理した。

5 市民文化創造の核となる文化交流拠点の形成及び公立文化施設のあり方（第5章）

1～4をもとに、本市において市民文化創造の核となりうる文化交流拠点の形成と、その中核施設である公立文化施設のあり方について取りまとめた。

(2) 調査研究の方法

調査項目について明らかにするため、下記の調査を行った。

図表0-3 調査研究の方法

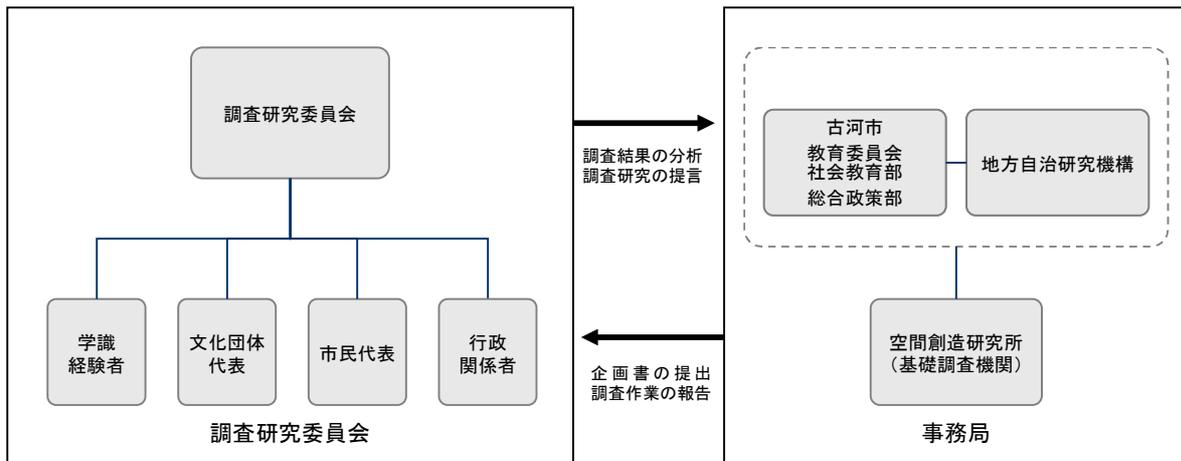
調査研究方法	摘要
市民意識調査	調査対象：16歳以上の市民3,000人(住民基本台帳から性・年代別層化無作為抽出) 調査内容：文化芸術行動・意識、公立文化施設等に対する意向 調査方法：アンケート調査票を郵送配布・回収 調査時期：平成20年7～8月実施
文化芸術関連団体調査	調査対象：市内で活動する主な文化芸術関連団体(文化協会登録団体等) 調査内容：文化芸術活動の状況、市内文化施設等の問題点・課題、公立文化施設等に対する意向 調査方法：アンケート調査、ヒアリング調査、(ア調)調査票を郵送配布・回収、(ヒ調)調査員の訪問聴取 調査時期：平成20年7～10月実施
周辺地域公立文化施設調査	調査対象：市民が利用する全国及び周辺地域における公立文化施設 調査内容：施設概要、管理運営状況、事業状況、まちづくり等の役割 調査方法：アンケート調査、調査票を郵送配布・回収 調査時期：平成20年7～8月実施
事例調査	調査対象：国内の先進的ソフト・ハードの取組を行う公立文化施設(彩の国さいたま芸術劇場、富士見市民文化会館、長久手町文化の家、可見市文化創造センター、浦添市でだこホール) 調査内容：ソフト・ハード機能の状況、管理運営等の状況、整備プロセスの状況 調査方法：アンケート調査、ヒアリング調査、(ア調)調査票を郵送配布・回収、(ヒ調)事務局が事例調査対象地域を訪問し、当該施設担当者等からヒアリング、施設視察等 調査時期：平成20年9～12月実施

3 調査研究の体制

学識者、文化団体代表、市民代表、行政関係者等で組織する「市民文化の創造に向けた公共文化施設のあり方に関する研究委員会」を設置し、調査結果の分析及び調査研究結果の取りまとめを行った。委員会は3回開催した。

また、調査研究委員会の監督・指導・指示を受け、調査研究の具体的な作業を行うため、古河市（教育委員会社会教育部、総合政策部）及び地方自治研究機構（調査研究部）で構成する事務局を設置するとともに、調査等の一部を基礎調査機関・空間創造研究所に委託して実施した。

図表0-4 調査研究の体制



第1章 古河市の概況及び文化芸術資源の現状

(2) 歴史・地域特性

古河市域は、万葉集にも「麻久良^{まくらが}の許^{こが}の渡^{わた}りのから^{かじ}楫^{かじ}の」、「麻久良^{まくらが}の許^{こが}のこぐ船^{ふね}に君も逢^あはぬかも」の二句が詠まれており、古代から河川の舟運を背景に、人・物・文化の集積地として知られてきた。さらに、室町時代には関東（鎌倉）公方・足利氏が古河に本拠を構えてからは、関東における政治・経済・軍事・文化の要衝となり、こうした地域性が江戸時代以降も引き継がれている。

明治時代に入って、廃藩置県後は印旛県・千葉県を経て茨城県に編入されて現在に至り、平成 17 年 9 月に旧古河市・総和町・三和町が合併し、新古河市が誕生した。この三市町は、江戸時代まではいずれも下総国に属し、共通の歴史・文化を共有してきた経緯を持つ。

現在は、古河地区の歴史資源を活かした都市観光、総和地区の工業力を活かした生産技術の向上、三和地区の農業力を活かした新たな農業形態の創出など、いずれも関東の中央に位置する環境とそれぞれに培ってきた地域の文化力を背景に新たなまちづくりの展開を図っている。

図表 1-2 古河市の歴史・地域特性

区分	地域特性
古河地区 (旧古河市)	<ul style="list-style-type: none"> 『万葉集』や『吾妻鏡』にも記載がみられ、室町時代には関東の政治・文化の中心地として繁栄し、江戸時代に入っても関東を代表する譜代藩として栄えた 明治時代に入って、廃藩置県により印旛県・千葉県へとうつり、明治 8 年に茨城県へ編入された。それ以後は、製糸業のまちとして発展 昭和 25 年に県内で 4 番目の市制施行 昭和 30 年の猿島郡新郷村との合併を経て、県西地方の中核的な都市として発展
総和地区 (旧総和町)	<ul style="list-style-type: none"> 中世には築田氏の本拠となり、江戸時代は北部が古河藩領、南部が関宿・壬生藩領となっていた 明治時代以後は、古河地区と同様に印旛県・千葉県を経て茨城県に編入された 昭和 30 年の猿島郡香取村、桜井村、勝鹿村、岡郷村の 4 カ村合併により総和村が誕生 昭和 43 年に町制を施行、新農村建設計画や工業誘致条例の制定、首都圏整備法の都市開発区域の指定、丘里・北利根両工業団地や駒羽根住宅団地の造成等により、純農村から田園工業都市的形態へと移行
三和地区 (旧三和町)	<ul style="list-style-type: none"> 中世には山川氏と深い関係を持ち、江戸時代は古河・関宿・壬生・峰山の各藩領が入り交じっていた 明治時代以後は、古河・総和地区と同様に印旛県・千葉県を経て茨城県に編入された 昭和 30 年の猿島郡幸島村、八俣村、結城郡名崎村の 3 カ村合併により三和村が誕生 昭和 44 年に町制を施行 農業を中心として発展し、首都圏近郊としての地域特性を活かし、都市近郊型の露地野菜や花き栽培等の新しい農業を展開 現在は、住宅開発の進展により、純農村型から農住混在型の地域構造に転換

(3) 人口・世帯

平成20年現在、本市の人口は14.6万人、世帯数は5.1万世帯となっている。

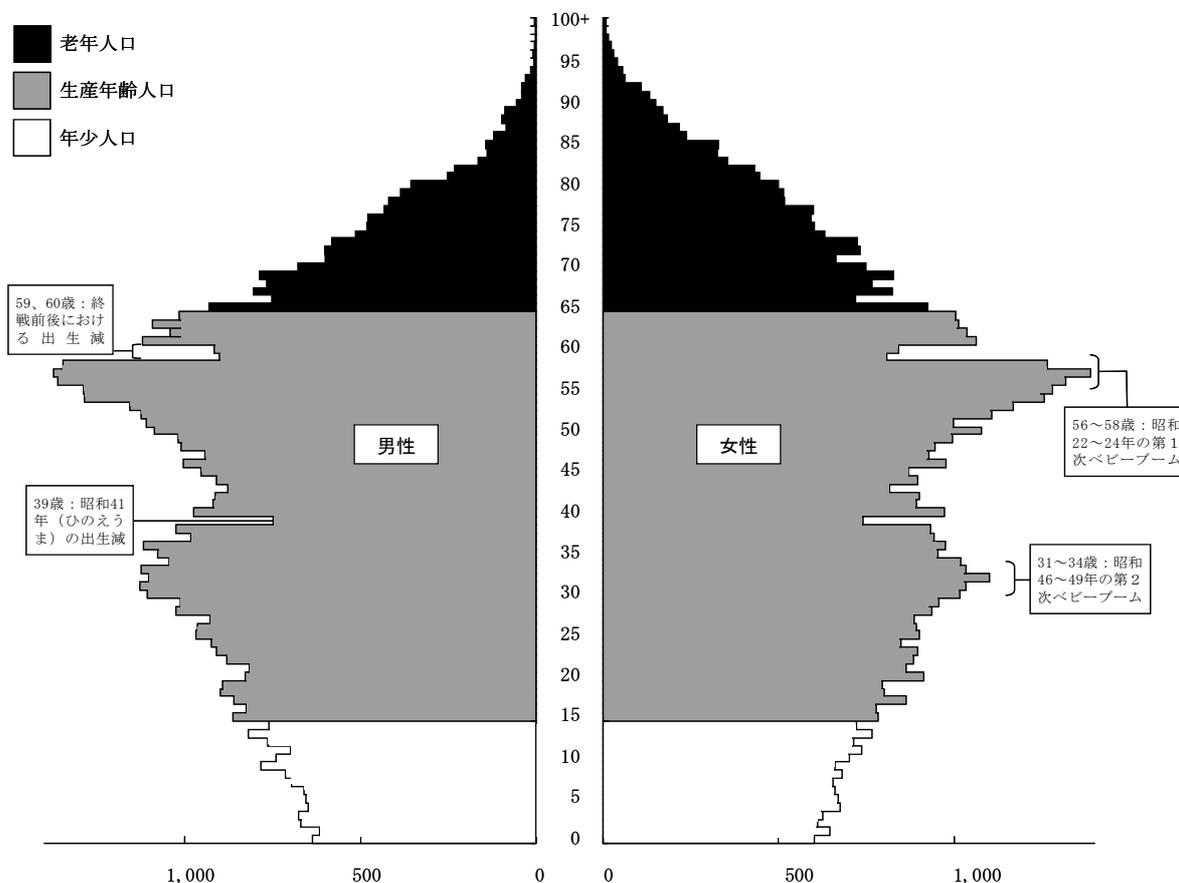
本市は、古河地区（旧古河市）を中心に、製糸産業の発達に伴い明治期以降人口が急増したが、戦後は、首都圏地域のベッドタウンとして新たな人口の転入がみられ、平成12年までは人口増加が続いた。平成12年以降は、人口は横ばいに推移している。地区別にみると、総和地区は増加傾向にあるものの、古河地区と三和地区は、平成7年をピークに減少傾向に転じている。地区別の人口をみると、古河地区が40.1%と最も多く、ついで総和地区32.8%、三和地区27.1%の構成比となっている。

世帯数は増加傾向にあり、平成17年では48,451世帯となっているものの、1世帯あたりの人員は減少しており、平成17年の1世帯当たりの人員は3.0人と核家族化が進展している。

本市の人口構造をみると、近年は少子高齢化が進行しているが、その進行は緩やかで、平成17年の高齢化率は県平均18.7%に対し、本市は16.8%となっている。本市の人口ピラミッドをみると、進学・就職等に伴う人口減少が比較的少なく、高校卒業後も本市で継続して生活する市民の割合が高くなっている。このため青少年期の一貫した教育・文化環境の整備が求められている。

また、団塊世代の退職・高齢化等により、今後は高齢者の余暇・学習・文化的需要が増大していくことが考えられる。

図表1-3 古河市の人口ピラミッド（平成17年）



資料：総務省統計局「国勢調査」（平成17年10月）を基に作成

(4) 産業及び就業

ア 農業

本市の農業は、首都圏との近郊性を活かした立地条件から、稲作や露地野菜、施設園芸などの野菜づくりを中心とした都市近郊型農業として発展し、首都圏における食料供給基地となっている。しかし、近年は農産物の価格低迷、従事者の高齢化、後継者不足などによって、農地の転用などが進行している状況にある。このため、本市では、ほ場整備や農道整備など農業生産基盤の整備を進めるとともに、教育・地域社会等における農産物の地産地消を推進している。

イ 工業

総和地区の丘里工業団地や北利根工業団地を中心に県内でも有数の工業地域を有している。近年の産業構造の変化、グローバル化の進展等に伴い、市内工業関連事業所の多くで、経営革新や経営基盤の強化が必要となっており、既存の工業団地や工業系用途地域を中心に、本市の立地条件と広域的な交通網の利便性を活かした、ものづくりや工業技術の高度化と企業誘致の推進が必要となってきた。

ウ 商業

古来より北関東の流通拠点として発展し、古河地区に商店街が集積していて、良好な交通アクセスのもとで、周辺地域の商業拠点として大きな求心力を有している。近年は、生活様式や消費者ニーズの変化、郊外大型店舗の出店などにより、既存の市内商店業、商店街は衰退する傾向にあり、中心市街地の活性化対策等が必要となってきた。

エ 観光

城下町の名残がある街並みや寺社などの歴史的、文化的資源と、渡良瀬遊水地や美しい田園風景の自然環境、さらには総合公園やネーブルパークなどの交流拠点、豊かな農産物など、観光につながる多彩な魅力と資源を有している。また、観光協会を中心に、桃まつりや提灯竿もみまつりを開催しているほか、花火大会や産業祭など、四季を通したさまざまなイベントが行われ、多数の観光客を誘致している。

2 古河市の文化芸術資源等の現状

(1) 文化資源の状況

古代より長い歴史と伝統に培われた本市は、多くの文化人を輩出するとともに、多数の有形・無形の文化財が現存している。国指定文化財が旧飛田家住宅と鷹見泉石関係資料の2件、県指定文化財が16件、市指定文化財は123件あり、これらを展示、公開するための施設として、歴史博物館を中心に文化財、文化関連業績等の紹介などに努めてきている。

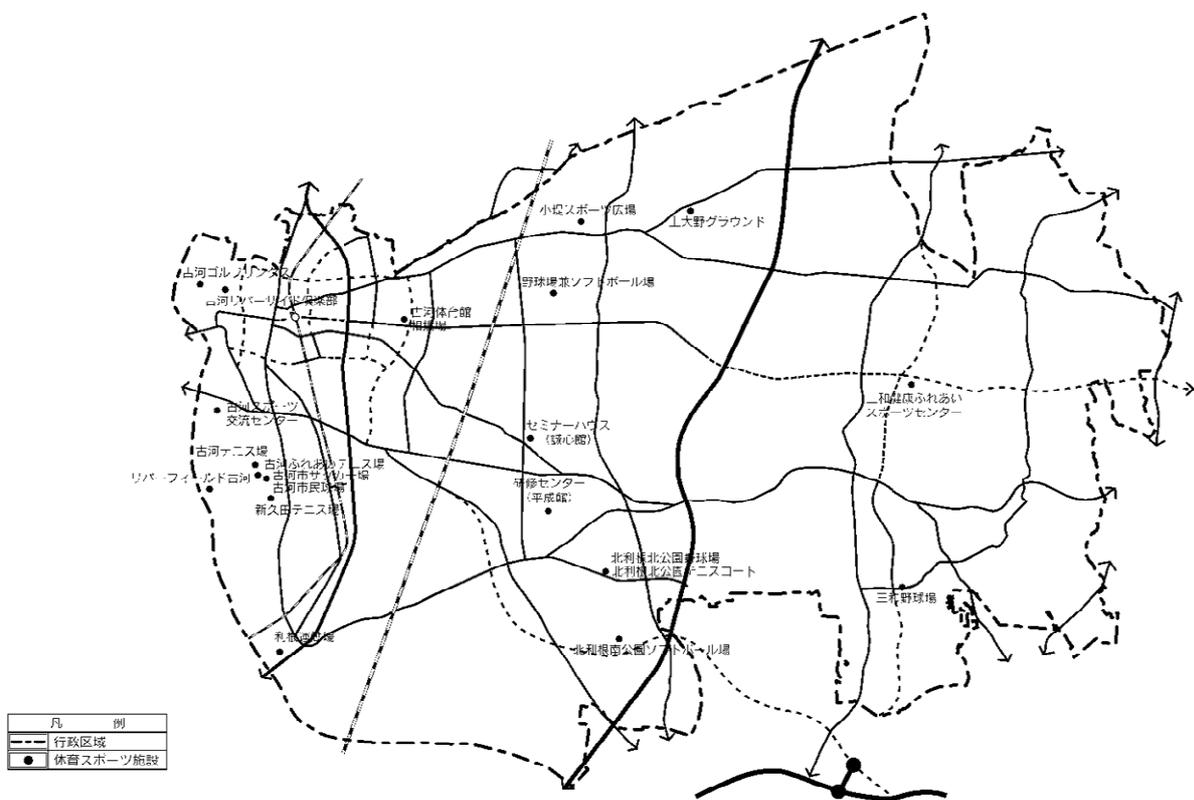
図表1-4 文化関連資源の状況（平成21年3月31日現在）

区分	指定	所在地
旧飛田家住宅	国	総合公園 鴻巣 1024
鷹見泉石関係資料	国	歴史博物館 中央町 3-10-56
旧中山家住宅	県	総合公園 鴻巣 1045
絹本著色土井利勝肖像画	県	正定寺 大手町 7-1
木造親鸞上人像	県	宗願寺 中央町 2-8-30
木造地藏菩薩坐像	県	鴻巣 396-6
木造十一面観音坐像	県	神宮寺 横山町 1-1-11
古河公方足利成氏館跡、古河公方足利義氏墓所	県	総合公園鴻巣 1045、409
木造聖徳太子立像	県	光了寺 中田 1334-2
五鈷鈴	県	円満寺 小堤 1405
三鈷杵	県	円満寺 小堤 1405
絹本著色両界曼荼羅	県	円満寺 小堤 1405
熊沢蕃山の墓	県	鮭延寺 大堤 1030-1
三和祇園ばやし	県	(地区内8支部)
磐戸神楽	県	鷲神社 大和田 796
イチイガシ	県	恩名 2347-2
ボダイジュ	県	東漸寺 仁連 94-1
河口家医学等関連資料	県	錦町 8-15

図表1-6 教育・学習施設の状況



図表1-7 スポーツ・体育施設の状況



3 古河市のまちづくりと文化芸術振興の現状

(1) まちづくり

本市では、市民主体の行政と市民一体となって築くまちづくりを推進するため、主に下記の目標を掲げている。

ア 市民参加と協働の推進

市民の意見や要望を的確に把握し、計画段階から市民参加を図るため、各種計画づくりにおける市民アンケート調査や市政懇談会、ワークショップの実施など積極的な市民参加によるまちづくりを推進している。

イ 市民自治の推進

地域間、世代間、各種団体相互の交流を深め、誰もが気軽に参加できるさまざまな地域活動の場や機会づくりを通して連帯感や郷土愛など、コミュニティ意識の高揚を促すとともに、コミュニティ施設などの充実と有効活用を進めながら、地域活動団体やリーダーの育成と組織化を推進し、地域コミュニティの活性化を図ることとしている。

また、市民が主体的に公益的な活動を行うための拠点となる施設を整備するとともに、ボランティア思想の普及と啓発に努めながら、NPOやボランティアなどの拡大と活動の活発化を促進している。

ウ 男女共同参画社会の実現

男女共同参画プランの実施計画に基づき、男女それぞれの個性と能力を発揮し社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の実現を目指している。

エ 交流と連携の促進

個性と魅力ある都市の創出を図るため、市民主体による都市や地域間の交流を推進している。また、国際化に対応したまちづくりを目指し、市民の国際理解の促進や外国人が住みやすい環境の整備などを行っている。

(2) 文化芸術振興の現状

本市では、豊かな市民文化を創造するため、文化財や史跡、郷土芸能などの保全や継承に努めるとともに、郷土学習の場として積極的な活用を図るなど、市民の郷土愛や誇りにつながる歴史と文化の息づくまちづくりを進めている。

文化芸術活動の振興を目指す主な取り組みとして、各種文化団体の自主活動及び市民文化祭などの活動発表事業への支援を行い、市民の文化芸術活動を促進している。

その一方で、現在、本市には一定規模の人員を収容できる文化施設が無く、体育館や公民館などを活用して市民文化活動の成果発表会などが展開されている。

今後、より一層多くの市民に文化芸術を「見る・触れる・参加する」機会を提供することを目的に、既存施設(学習・教育、文化施設等)の有効活用を図りながら、新たな文化機能の創出を目指し、文化芸術振興に係る施策・ビジョンの策定、基盤整備を行っていく必要があるとともに、文化芸術分野の個別分野に留まることなく、生涯学習・学校教育・地域福祉などの他分野と密接に連携・連動した、歴史文化・芸術を活用したまちづくりを目指している。

第2章 市民の文化芸術活動の現状

第2章 市民の文化芸術活動の現状

文化芸術に係る市民の活動・意識・意向の現状を把握することを目的に、平成20年7月に市民意識調査「豊かな市民文化の創造と公立文化施設の整備に関するアンケート調査」を実施した。本章では、このアンケート調査結果から市民の文化芸術に係る活動・意識・意向等について取りまとめる。

1 調査の概要

(1) 対象者及び配布・回収の状況

平成20年6月現在、市内に住民登録をしている16歳以上の市民3,000人を無作為抽出し、郵送による配布・回収により実施した。

回収状況は、回収票数1,139票、うち有効回収票1,136、回収率37.9%（有効回収票ベース）となっている。

(2) 調査項目

調査では、下記の5項目について31の設問によって調査を行った。

- ①調査対象者の属性
- ②文化芸術鑑賞活動の状況
- ③文化芸術創作活動の状況
- ④公立文化施設の整備に係る意向
- ⑤市民文化の創造とまちづくりについての意向

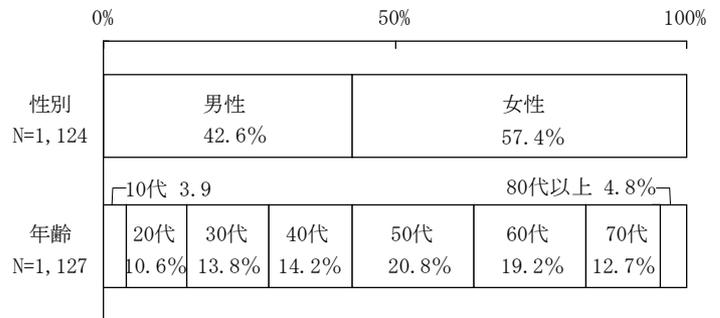
2 調査対象者の属性

(1) 性・年齢

回答者の性別は、男性は 42.6%、女性は 57.4%となっている。本市の平成 20 年 6 月現在の男女比と比較すると、女性の回答率が高くなっている。

回答者の年齢を年代別にみると、10 代 3.9%、20 代 10.6%、30 代 13.8%、40 代 14.2%、50 代 20.8%、60 代 19.2%、70 代 12.7%、80 歳以上 4.8%となっている。

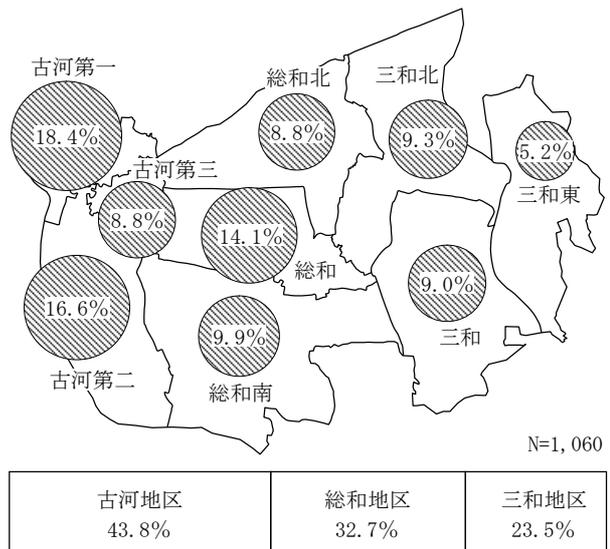
図表 2-1 性・年齢別にみた調査対象者状況



(2) 居住地区

回答者の居住地区は、古河地区 43.8%、総和地区 32.7%、三和地区 23.5%となっており、古河地区の居住者の割合が高くなっている。中学校区別にみると、古河第一中学校区（18.4%）が最も割合が高く、以下、古河第二中学校区（16.6%）、総和中学校区（14.1%）と続く。

図表 2-2 地区別にみた調査対象者の状況



(3) 通勤・通学

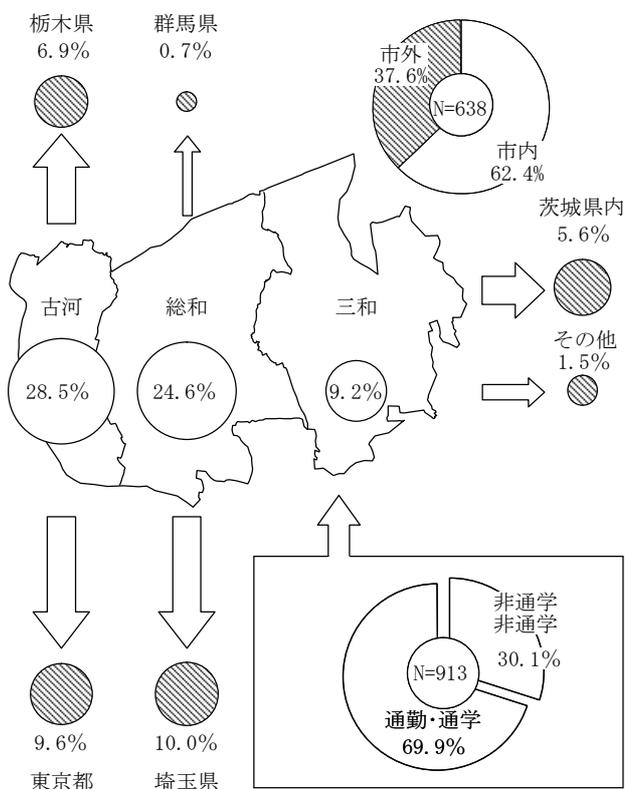
回答者の通勤・通学先をみると、通勤・通学している人は69.9%、通勤・通学していない人は30.1%となっている。

通勤・通学者先をみると、市内62.4%、市外37.6%となっている。

市内通勤・通学者は、古河地区(28.5%)と総和地区(24.6%)が多く、三和地区(9.2%)は少なくなっている。

市外通勤・通学者は、首都圏である埼玉県(10.0%)と東京都(9.6%)が多く、この両方で全体の2割程度を占める。

図表2-3 調査対象者の通勤・通学状況



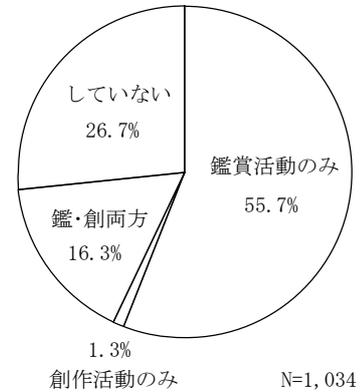
3 文化芸術活動の現状

(1) 現状

市民の文化芸術活動については、鑑賞活動と創作活動のそれぞれについて調査した。

過去1年間に、何らかの文化芸術活動をしている人が73.3%、まったく何もしていない人は26.7%となっている。活動している人の内訳をみると、鑑賞活動のみをしている人が55.7%と全体の半数以上を占めている。これに対して、鑑賞活動も創作活動も両方やっている人は16.3%となっている。また、創作活動のみをやっている人は1.3%にとどまっておき、創作活動をやっている人の多くは、鑑賞活動も両方行っている状況にある。このため、市民の文化芸術活動パターンとしては、「鑑賞活動のみ型」と「鑑賞・創作両活動型」とに二分することができ、その多くが鑑賞活動のみの人で占められている現状にある。

図表2-4 文化芸術活動の状況



市民属性別の活動傾向をみると、性別では、「鑑賞・創作両活動型」の市民は女性が多く、男性では少ない。これとは対照的に何もしていない「非活動」の市民は男性が多く、女性が少ない現状にあり、女性の活動率に比べ、男性の活動率が低い現状がうかがえる。

年代別では、「鑑賞・創作両活動型」の市民は60代では高く、30代、40代では低い。また、「鑑賞活動のみ型」は10代では低い。文化芸術活動に必要な時間・生活費などの多寡が年代によって異なることから、こうした差異によって、年代別の活動率の違いが生じることが考えられる。

職業別では、「鑑賞・創作両活動型」は、家事専業（専業主夫・主婦）が多く、正社員では少ない。また、「鑑賞活動のみ型」は管理職以外の正社員が多く、無職では少なくなっている。年代と同様に、自由に使える時間や文化芸術に割くことができる生活費等によって文化芸術活動の差異が生じている現状がうかがえる。

図表2-5 文化芸術活動別にみた市民属性の特徴

区分	鑑賞活動のみ型	創作活動のみ型	鑑賞・創作両活動型	非活動
高い傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員（管理職以外） ・三和北中学校区居住 	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県通勤・通学者 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性 ・60代 ・家事専業 ・古河第二中学校区 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性
低い傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・10代 ・無職 ・古河第二中学校区居住 ・総和中学校区居住 		<ul style="list-style-type: none"> ・男性 ・30代 ・40代 ・正社員（管理職） ・正職員（管理職以外） 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性

(注) 市民属性別のクロス集計結果において統計的有意であったもの（カイ二乗検定結果90%以上の有意差）

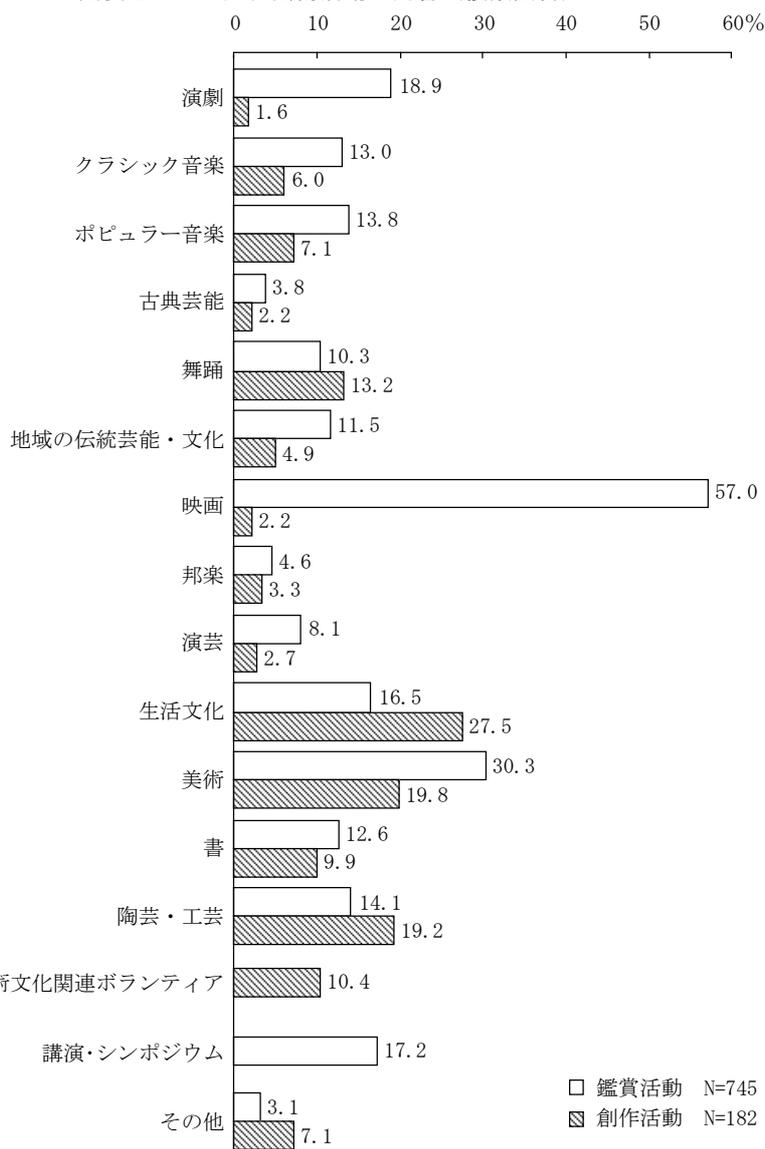
(2) 活動の内容

過去1年間に市民が行った文化芸術活動の内容について、鑑賞活動と創作活動のそれぞれについて、15分野別に回答を得た。

鑑賞活動についてみると、映画鑑賞（57.0%）をした人が最も多く、回答者の約6割を占めている（自宅でのテレビ、DVD等での鑑賞は含まない）。このうち、過去1年間の文化芸術活動が映画鑑賞のみに限定される人は、回答者全体の約15%となっている。映画以外の鑑賞活動として多かったものは、美術鑑賞（30.3%）、演劇鑑賞（18.9%）、講演・シンポジウムへの参加（17.2%）、生活文化（茶道・華道・俳句等）鑑賞（16.5%）などとなっている。

創作活動については、生活文化（茶道、華道・俳句等）に係る創作活動が回答者の27.5%を占め、最も多くなっている。次いで、美術（絵画、彫刻等）活動（19.8%）、陶芸・工芸（19.2%）となっている。

図表2-6 文化芸術活動の内容（複数回答）



(注) 「講演・シンポジウム」は鑑賞活動のみ、「芸術文化関連ボランティア」は創作活動のみの選択肢として調査

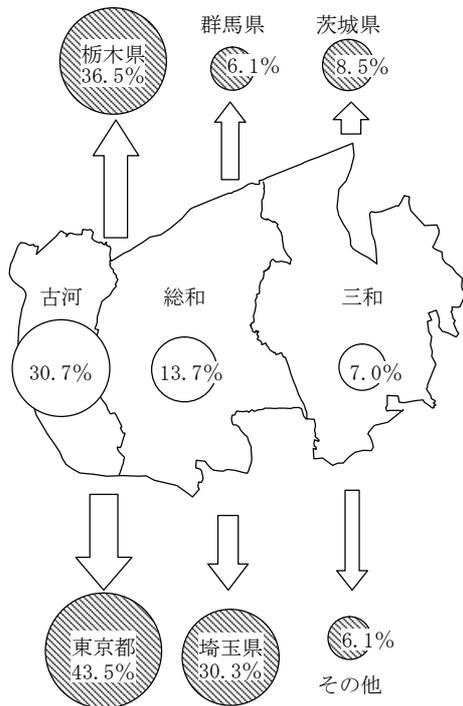
4 文化芸術活動の利用地域・施設

(1) 利用地域

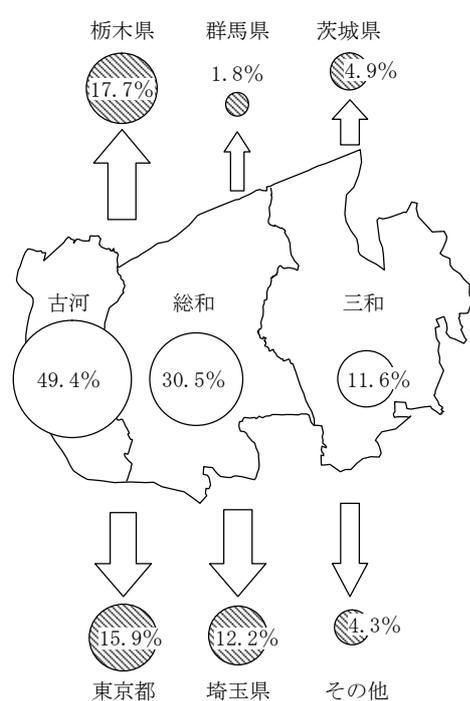
市民の鑑賞活動・創作活動が行われた地域についてみると、鑑賞活動は市外地域で、創作活動は市内地域で行われる傾向がみられる。

鑑賞活動については、回答者の多くが、東京都（43.5%）、栃木県（36.5%）、埼玉県（30.3%）などで文化芸術を鑑賞している。これに対して、市内地域では古河地区（30.7%）は比較的高い割合を示しているが、総和地区（13.7%）、三和地区（7.0%）で鑑賞活動した人の割合は低くなっている。こうした背景としては、東京都心部やさいたま市、宇都宮市といった文化芸術施設や映画館などが集積する地域への交通アクセスが整備されていることや、通勤・通学や飲食・ショッピングなどの際に、映画や音楽などの鑑賞活動が行われていることがあげられる。文化芸術の分野別にみると、映画鑑賞は栃木県、東京都、演劇・音楽は東京都、栃木県、伝統芸能・演芸や生活文化・美術等は東京都や市内古河地区で行う人が多くなっている。これに対して創作活動については、栃木県（17.7%）、東京都（15.9%）など市外で活動している人もみられるが、多くの人は市内を中心に活動している。市内では古河地区（49.4%）、総和地区（30.5%）で活動する人の割合が高くなっている。

図表 2-7 鑑賞活動の実施地域（複数回答）



図表 2-8 創作活動の実施地域（複数回答）



区分	第1位	第2位	第3位
演劇 (N=134)	東京都 (78.4%)	栃木県 (36.6%)	古河地区/埼玉県 (35.8%)
音楽 (N=164)	東京都 (66.5%)	栃木県 (41.5%)	埼玉県 (39.0%)
映画 (N=407)	栃木県 (45.0%)	東京都 (44.5%)	埼玉県 (44.2%)
伝統芸能・演芸等 (N=213)	東京都 (55.4%)	古河地区 (44.6%)	栃木県 (36.6%)
生活文化・美術等 (N=332)	東京都 (57.8%)	古河地区 (47.9%)	栃木県 (34.9%)

区分	第1位	第2位	第3位
演劇 (N=3)	総和地区 (66.7%)	埼玉県/その他 (33.3%)	—
音楽 (N=20)	古河地区 (50.0%)	埼玉県 (30.0%)	栃木県 (25.0%)
映画 (N=2)	古河地区 (50.0%)	三和地区 (50.0%)	埼玉県 (50.0%)
伝統芸能・演芸等 (N=39)	古河地区 (51.3%)	総和地区 (43.6%)	栃木県 (25.6%)
生活文化・美術等 (N=105)	古河地区 (49.5%)	総和地区 (30.5%)	東京都 (18.1%)

(2) 利用施設

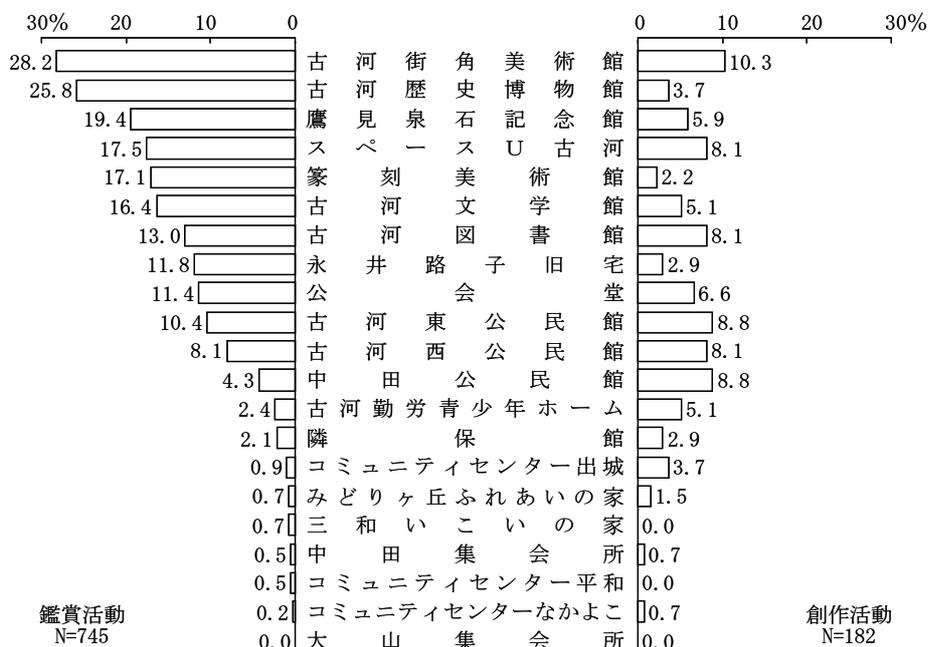
ア 市内

鑑賞活動で利用された市内施設は、「古河街角美術館」が28.2%と最も多く、次いで、「古河歴史博物館」(25.8%)、「鷹見泉石記念館」(19.4%)となっている。

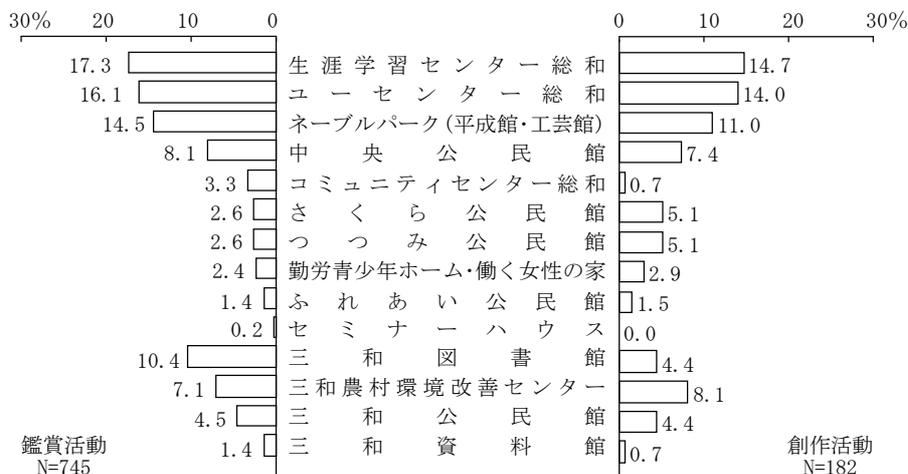
一方、創作活動に利用された市内施設は、「生涯学習センター総和」が14.7%と最も高い。次いで、「ユースセンター総和」(14.0%)、「ネーブルパーク」(11.0%)、「古河街角美術館」(10.3%)となっている。

鑑賞活動については、鑑賞環境が整備された施設の利用が多い現状にあり、利便性の高い地域に立地している施設や設備等が充実している施設で利用率が高い。反対に、創作活動については、日常的に活動しやすい地域施設の利用が高く、各地区に整備された社会教育施設等の利用が高くなっている。

図表2-9 古河地区の利用施設（複数回答）



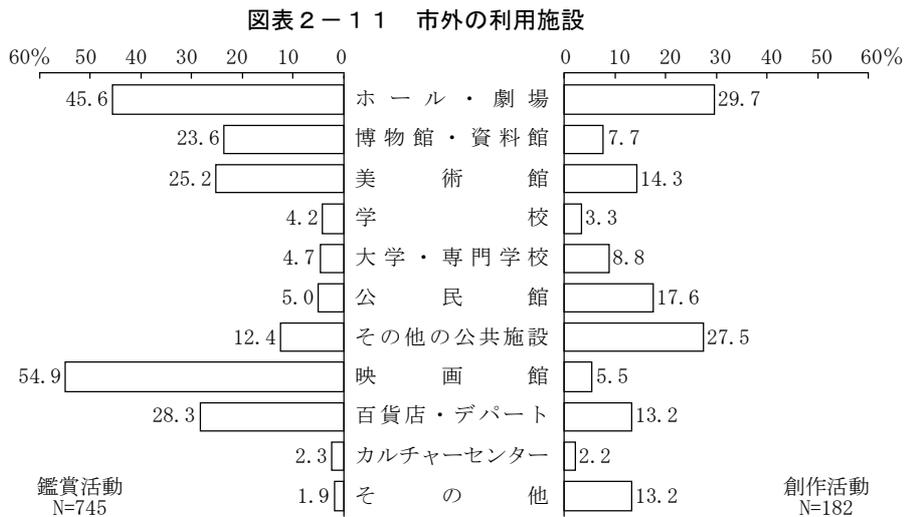
図表2-10 総和・三和地区の利用施設（複数回答）



イ 市外

過去1年間に利用された市外の施設をみると、鑑賞活動については、「映画館」が54.9%と最も多く、次いで、「ホール・劇場」(45.6%)、「百貨店・デパート」(28.3%)、「美術館」(25.2%)となっている。一方、創作活動については、「ホール・劇場」(29.7%)と「その他の公共施設」(27.5%)が高い割合となっている。

このように、鑑賞活動、創作活動ともに、市内に整備されていない施設・機能の利用が高くなっており、特に「ホール・劇場」については、鑑賞活動・創作活動ともに高い割合を示している。



5 文化芸術活動の意向と課題

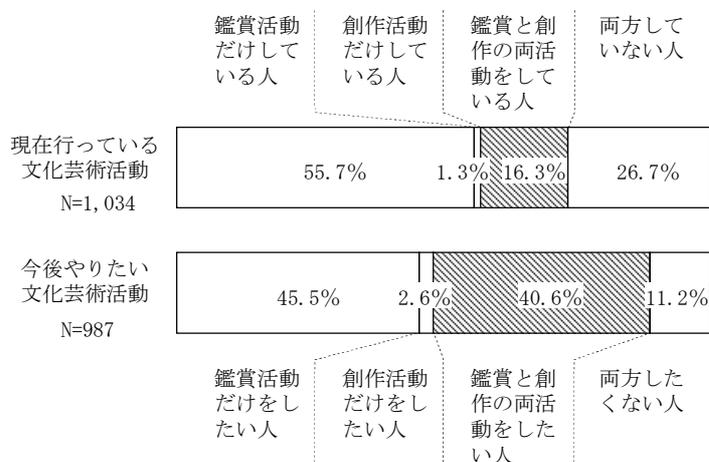
(1) 文化芸術活動の意向

現在行っている文化芸術活動の状況と比較してみると、鑑賞と創作の両活動を行っている人は16.3%にとどまっているが、今後の意向としては「鑑賞と創作の両活動をしたい」人の割合は40.6%にまで高くなり、文化芸術活動のニーズが潜在化している現状がうかがえる。

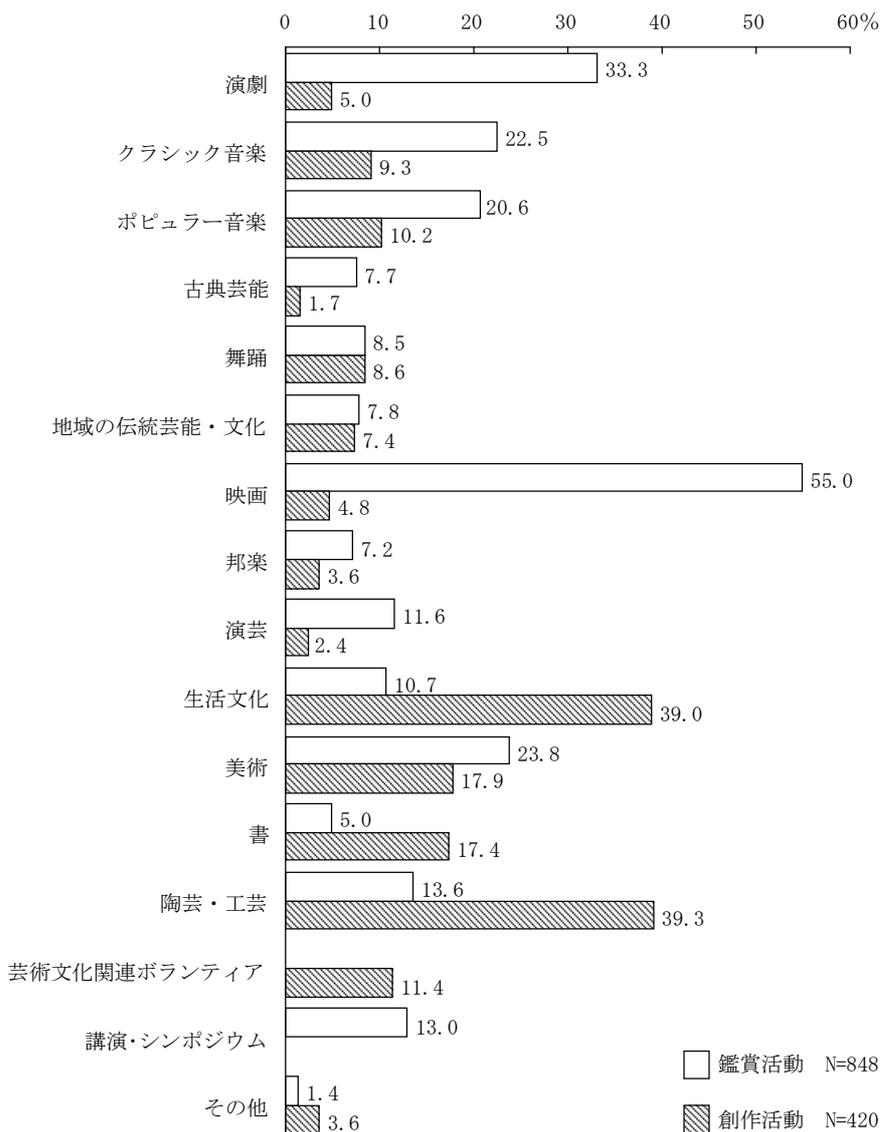
活動意向がある人の今後活動したい分野をみると、鑑賞活動と創作活動では大きく異なる状況にある。

鑑賞活動については、「映画」、「演劇」、「クラシック音楽」、「ポピュラー音楽」が高く、創作活動については、「陶芸・工芸」、「生活文化」が高くなっている。

図表2-12 文化芸術活動の状況



図表2-13 今後の文化芸術活動をしたい分野

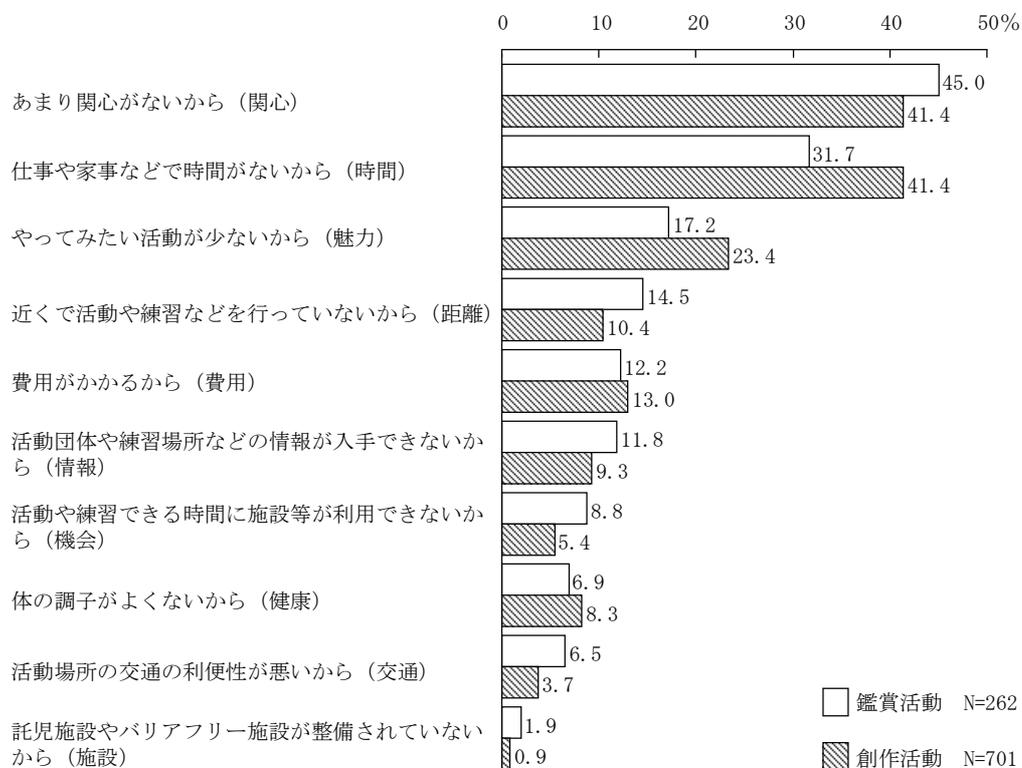


(2) 文化芸術活動の課題

文化芸術活動をしない理由についてみると、鑑賞活動、創作活動ともに文化芸術に対する「関心」をあげる人の割合が高い。市内各地域、生涯各期において文化芸術に適切に接する機会を確保することができる環境づくりが重要となっている。

また、「時間」をあげる人の割合も高く、特に創作活動を行う上で、時間の確保が障害となっている現状がうかがえる。本市は東京都をはじめ市外へ通勤する人の割合が高く、地域で文化芸術活動をする時間量、時間帯が制約されている人が多いことから、今後は、市民の生活スタイル等に配慮した環境づくりが重要となっている。

図表 2-14 活動をする上での課題

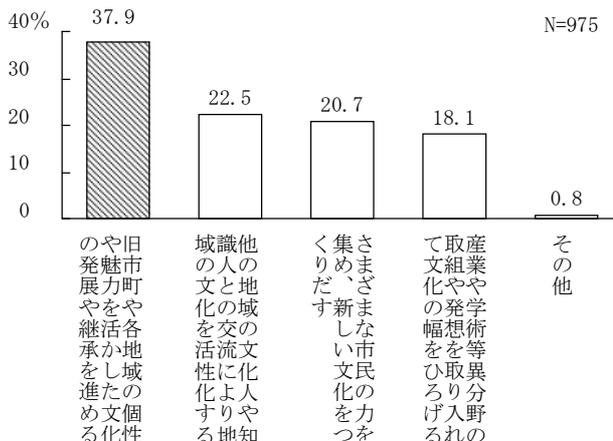


6 文化のまちづくり

(1) 文化形成のあり方

合併後の新しい本市の文化形成のあり方については、「旧市町や各地域の個性や魅力を活かした文化の発展や継承を進める」が37.9%と最も高い割合となっている。次いで「他の地域の文化人や知識人との交流により地域の文化を活性化する」(22.5%)、「さまざまな市民の力を集め、新しい文化をつくりだす」(20.7%)、「産業や学術など異分野の取組や発想を取り入れて文化の幅をひろげる」(18.1%)の順となっている。

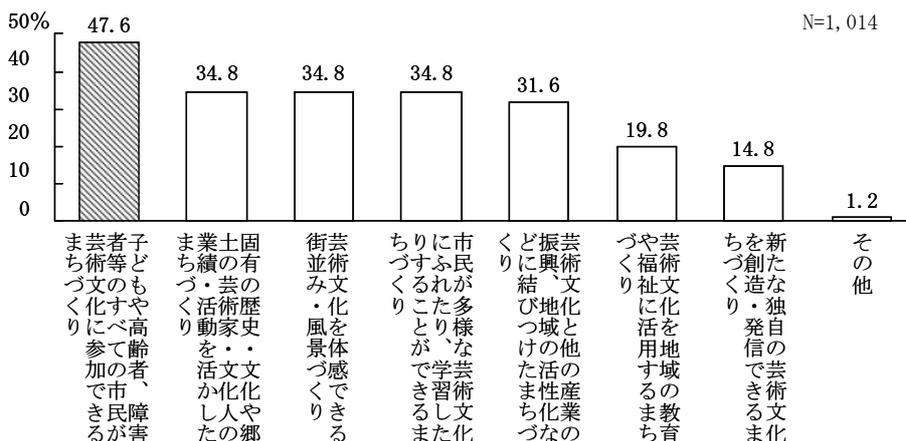
図表2-15 新たな古河市の文化形成について



(2) 文化のまちづくりの方向

今後の市のまちづくりの方向については、「子どもや高齢者、障害者等のすべての市民が文化芸術に参加できるまちづくり」が47.6%と最も高く、次いで、「固有の歴史・文化や郷土の芸術家・文化人の業績・活動を活かしたまちづくり」、「芸術文化を体感できる街並み・風景づくり」、「市民が多様な芸術文化にふれたり、学習したりすることができるまちづくり」の3項目が同率(34.8%)で第2位となっている。

図表2-16 文化のまちづくりの方向

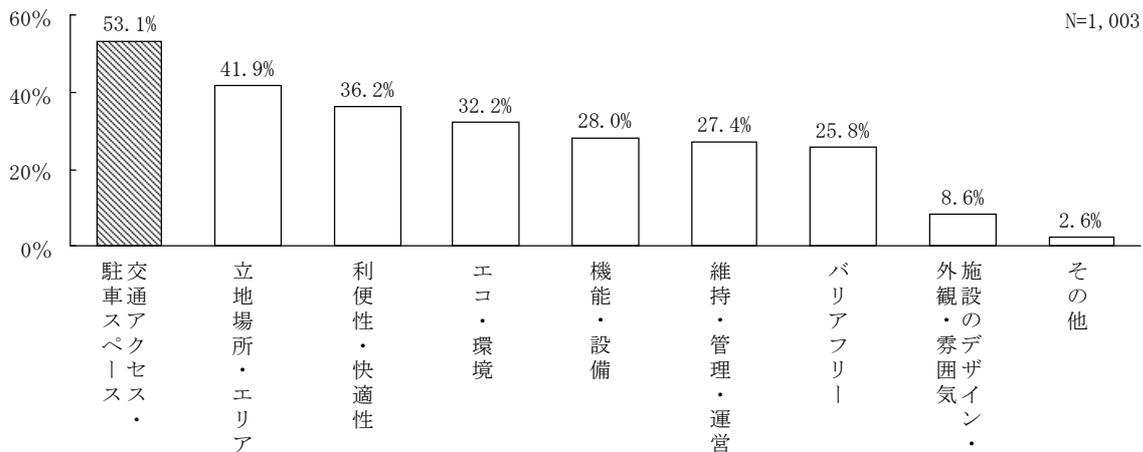


7 公立文化施設のあり方

(1) 整備条件

公立文化施設の整備条件については、半数以上の人々が「交通アクセス・駐車スペース」(53.1%)をあげ、最も高くなっている。市町村合併に伴い市域が拡大したことや日常生活における乗用車の定着などが背景としてあげられる。次いで「立地場所・エリア」(41.9%)、「利便性・快適性」(36.2%)といった利活用面での条件が高い割合を示している。

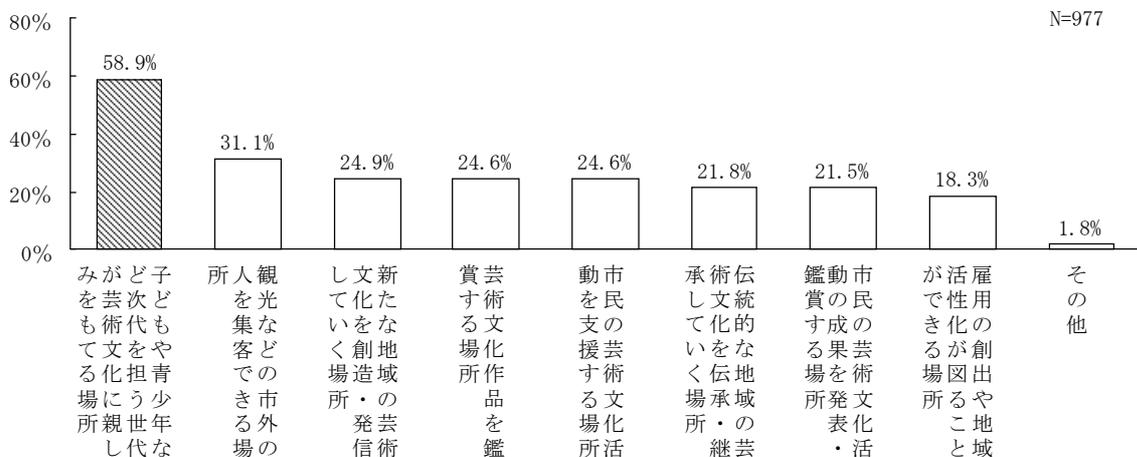
図表 2-17 公立文化施設の整備条件(複数回答)



(2) 施設コンセプト

公立文化施設のコンセプトについては、「子どもや青少年など次代を担う世代が芸術文化に親しみをもてる場所」が 58.9%と最も高く、以下、「観光などの市外の人を集客できる場所」(31.1%)が続く。

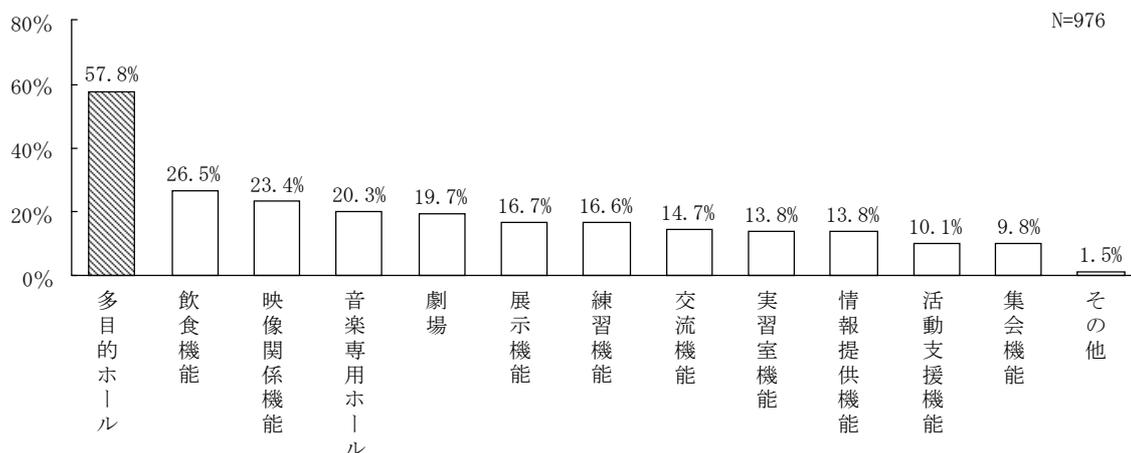
図表 2-18 公共文化施設のコンセプト(複数回答)



(3) 施設機能

公立文化施設に整備すべき施設機能については、「多目的ホール」が57.8%と最も高く、以下、「飲食機能」(26.5%)、「映像関係機能」(23.4%)、「音楽専用ホール」(20.3%)が続く。

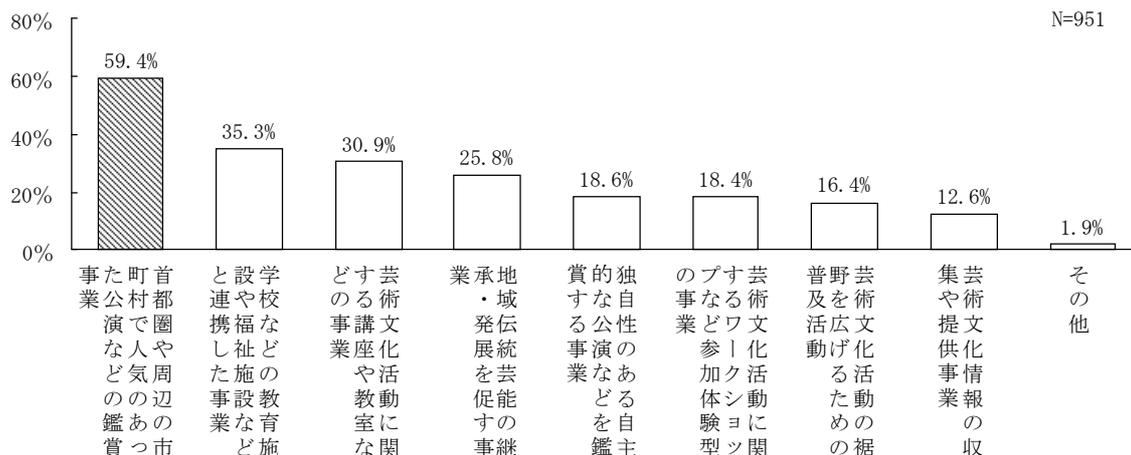
図表2-19 公共文化施設の機能(複数回答)



(4) 施設事業

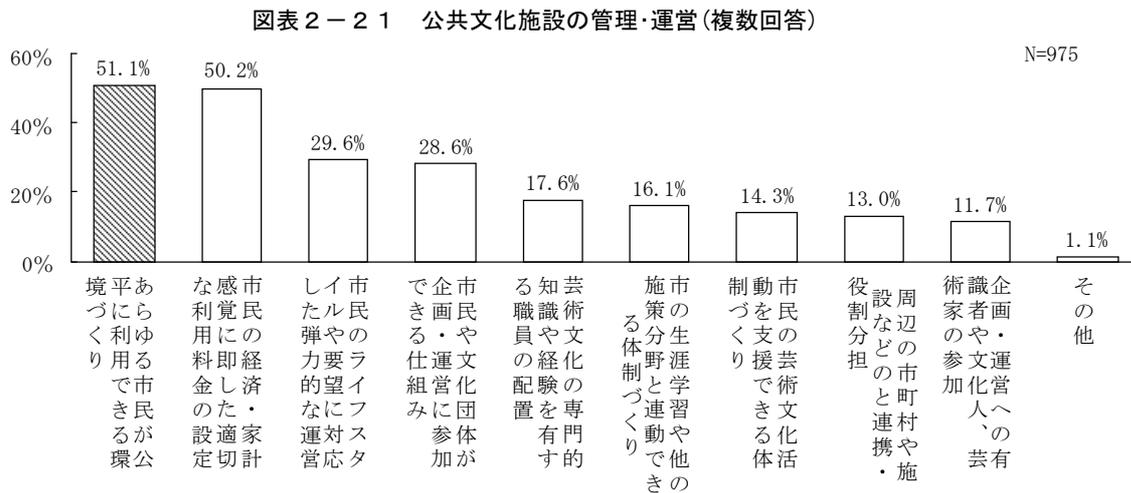
公立文化施設において実施すべき事業については、「首都圏や周辺の市町村で人気のあった公演などの鑑賞事業」が59.4%と最も高く、以下、「学校などの教育施設や福祉施設などと連携した事業」(35.3%)、「芸術文化活動に関する講座や教室などの事業」(30.9%)が続く。

図表2-20 公共文化施設の事業(複数回答)



(5) 施設の管理・運営

公立文化施設の管理・運営については、「あらゆる市民が公平に利用できる環境づくり」(51.1%)と「市民の経済・家計感覚に即した適切な利用料金の設定」(50.2%)の2つが高く、以下、「市民のライフスタイルや要望に対応した弾力的な運営」(29.6%)、「市民や文化団体が企画・運営に参加できる仕組みづくり」(28.6%)が続く。



第3章 市内の文化芸術活動の現状

第3章 市内の文化芸術活動の現状

1 古河市における文化団体組織の概要

(1) 文化協会の状況

現在、古河市には、古河文化協会、総和文化協会、三和文化協会の三つの文化協会があり、それぞれ活発な活動を行っている。三文化協会は、いずれも長い活動歴を有している。

合併前から、各文化協会の文化交流会を定期的に開催するなど交流事業を実施していたが、合併により市域が拡大し、新たな古河市の地域文化を創造していくために、これまでの各文化協会の活動を活かしつつ、統合されることが望まれる。

図表3-1 文化協会の状況（平成20年度）

区分	会員数	加盟団体数	備考
古河文化協会	1,249名	38	代表：理事長 柴戸 英一
総和文化協会	1,132名	34	代表：会長 吉田 正之
三和文化協会	959名	22	代表：会長 橋爪 明子

(2) 文化関連団体の状況

文化芸術に関連する活動をしている団体として、男女共同参画、子育てサークル、学校などがあげられる。

図表3-2 文化関連団体の状況

区分	概要
男女共同参画 推進団体	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度は団体数0、平成23年度の目標値は20団体となっている。女性活動団体としては、現在は市内で17団体が活動しており、健康づくり、交通安全、食生活の改善など暮らしの向上に向けた活動を行っている。 古河市地域女性団体連絡会が三和地区を中心に活発に活動している。
学校	<p>【吹奏楽】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校において吹奏楽の活動が盛んに行われている。 高等学校に関しては、従前は活発な活動を行っていたようであるが、現在では以前ほどの活発さはなくなってきているという現状である。 <p>【演劇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校、高等学校ともに演劇のクラブ活動も衰退してきており、廃部となった学校もある。 <p>【授業での文化活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回調査した中では、特記すべき学内での活動は見受けられなかった。クラブ活動など元々興味を有している児童・生徒が取り組む事例以外に、多数の児童・生徒が文化活動に接する機会を設けていくことが、今後の課題と考えられる。

2 文化団体の状況

(1) 調査の概要

文化団体の活動の現状・課題、今後の文化芸術振興、公立文化施設の整備等に係る問題点・課題・意向等を把握することを目的にアンケート調査を実施した。

ア 調査対象及び回収状況

文化協会所属団体（古河文化協会、総和文化協会、三和文化協会）、社会教育関係団体を対象に、郵送による配布・回収を行った。回収状況は、配布票数 652 票、回収票数 458 票、有効回収票 449、回収率 68.9%（有効回収票ベース）。

イ 調査内容

調査した項目は以下のとおりである。

- ①団体の概要
- ②活動の状況
- ③活動経費の状況
- ④利用施設の状況
- ⑤活動上の課題
- ⑥古河市の文化芸術振興
- ⑦公立文化施設のあり方

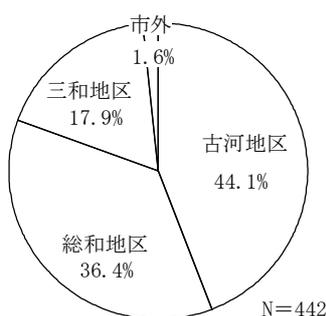
(2) 団体の状況

回答団体の所在地は、「古河地区」に所在する団体が 44.1%、「総和地区」が 36.4%、「三和地区」が 17.9%となっており、三地区の人口比と比べると、三和地区の割合が低い。

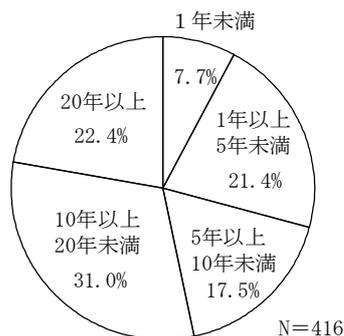
活動歴は、「10年以上 20年未満」が 31.0%と最も高く、次いで「20年以上」が 22.4%で、10年以上の活動歴が半数以上を占めている。比較的継続した活動が行われているとみられる。

団体の所属人数は、「10～15人未満」が最も高く、次いで「5～10人未満」であり、10名前後の活動が多いと思われる。活動の状況の項目から所属人数は、ほぼ活動している人数と捉えることができる。

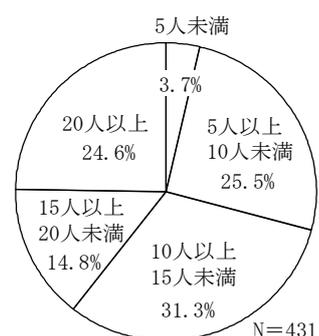
図表 3-3 所在地



図表 3-4 活動歴

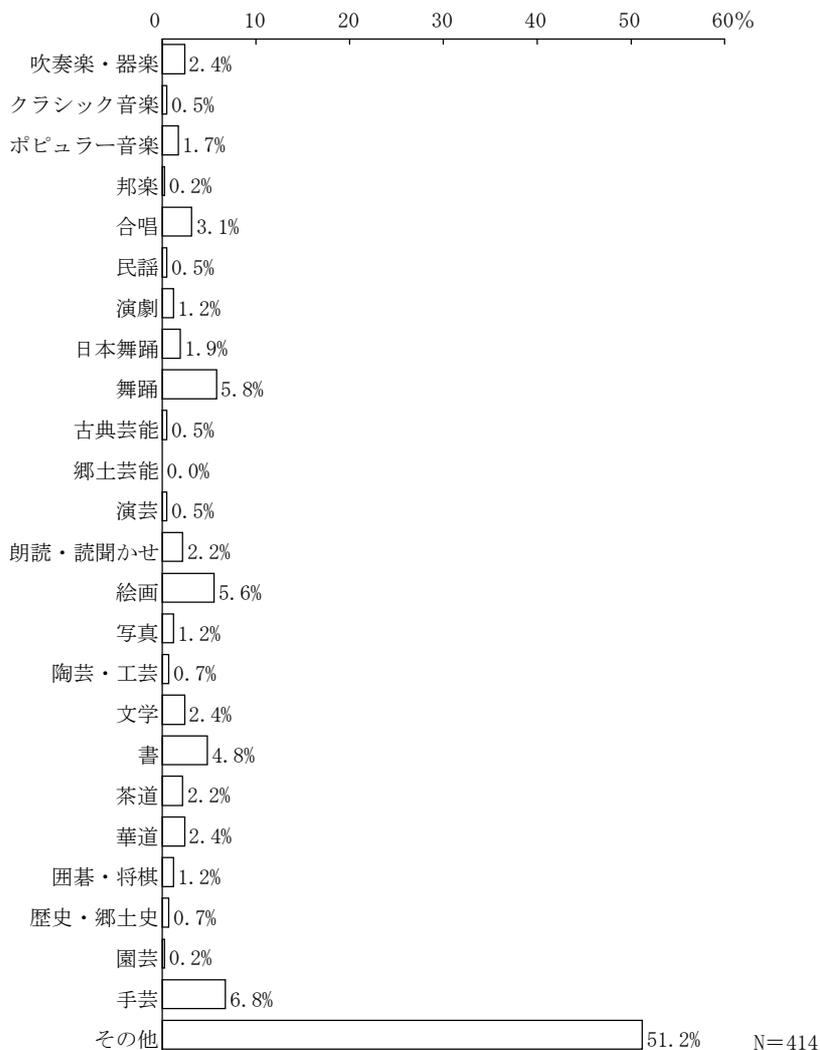


図表 3-5 所属人員



活動の分野では、「手芸」が最も高く、第2位「舞踊」、第3位「絵画」、第4位「書」と続いている。音楽系の活動（「吹奏楽・器楽」、「クラシック音楽」、「ポピュラー音楽」、「邦楽」、「合唱」、「民謡」）はあわせると8.4%、演劇・芸能系（「演劇」、「日本舞踊」、「舞踊」、「古典芸能」、「郷土芸能」、「演芸」）では9.9%となる。

図表3-6 文化団体の活動分野の状況



(3) 活動の状況

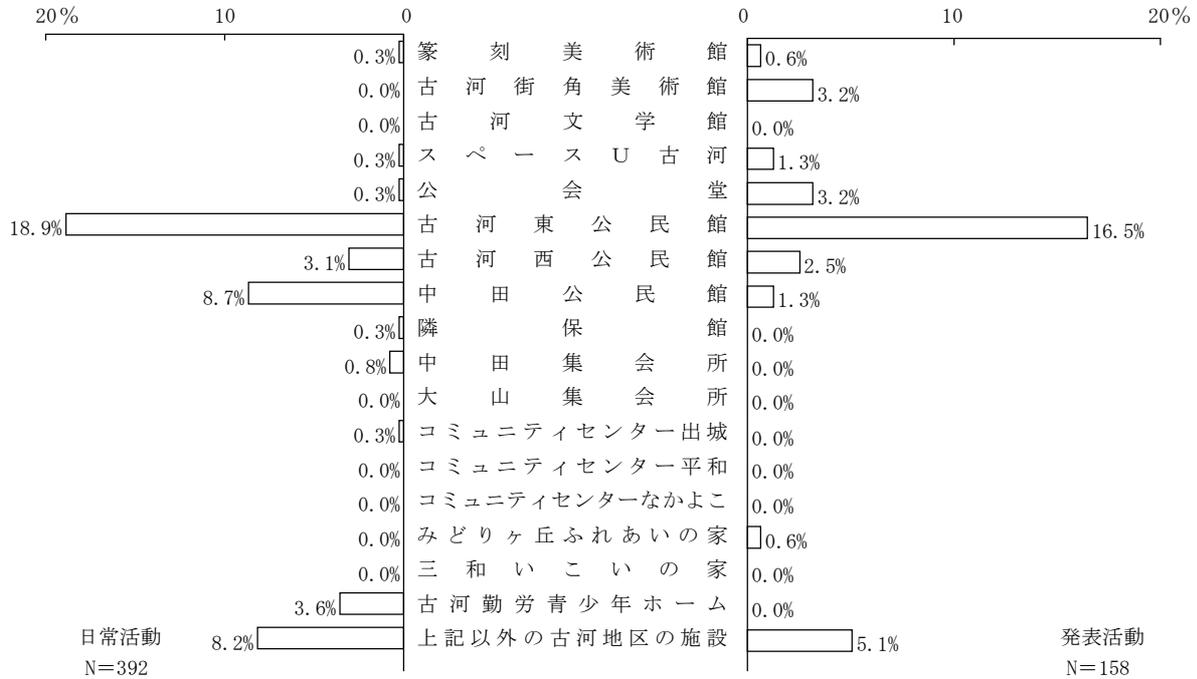
ア 日常活動の利用施設

日常の活動内容は多岐にわたるが、当該分野の練習を行っている団体が多い。活動頻度は、「月に2回」が37.6%、「週に1回」が33.2%で、両者を併せた70%以上が月2回以上活動しており、定期的な活動状況がうかがえる。活動分野別で見ると、音楽系、美術・工芸系、生活文化系では「月に2回」の活動が多く、演劇・芸能系では「週に1回」が多い。

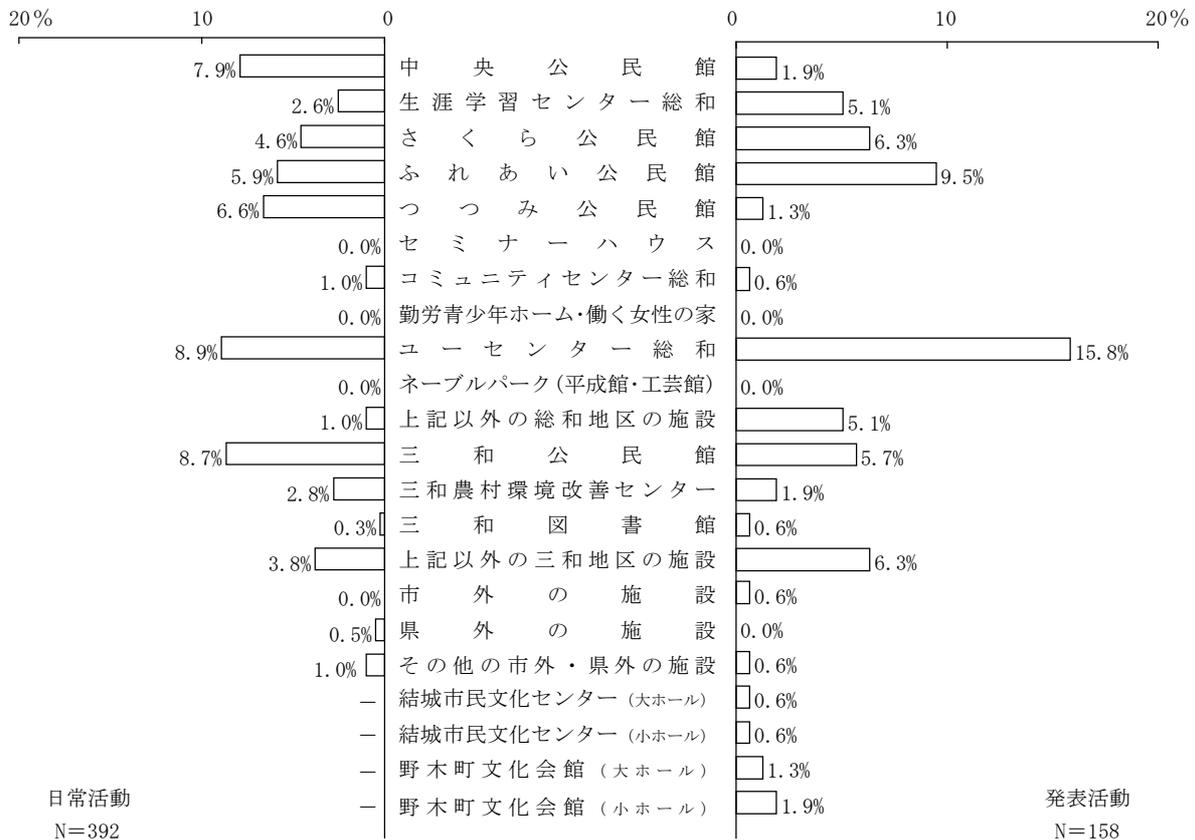
日常の活動で利用している施設は、「古河東公民館」が最も多く、「ユースセンター総和」、「中田公民館」、「三和公民館」と続く。日常の活動の場として公民館がよく利用されている傾向がうかがえる。利用する室は、多岐にわたっているが、音楽系では、視聴覚室、音楽室等の他、ホールも利用してい

る団体がみうけられる。演劇・芸能系では、研修室、ホールその他、体育室などを利用するダンスの団体も複数ある。

図表 3-7 古河地区の利用施設（複数回答）



図表 3-8 総和地区・三和地区・市外の利用施設（複数回答）



イ 発表会の利用施設

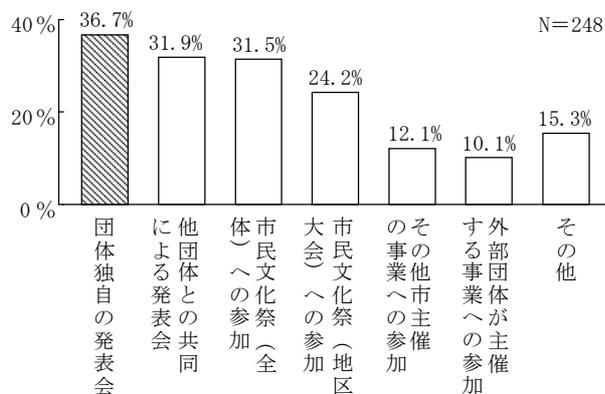
発表会は文化団体全体の64.9%で行われている。活動分野別で見ると、音楽系、演劇・芸能系、美術・工芸系、生活文化系の団体では80%以上の団体で発表会が行われている。

発表会の活動頻度については、「1年に1回」発表機会を設けている団体が最も多い。

発表会の開催内容については、「団体独自の発表会」を行っている団体が多いが、「他団体との共同による発表会」、「市民文化祭(全体)への参加」など他団体と連携して活動している状況が見られる。

発表会で使用する施設は、「古河東公民館」が最も高く、次いで「ユースセンター総和」、「ふれあい公民館」、「さくら公民館」と続いている。

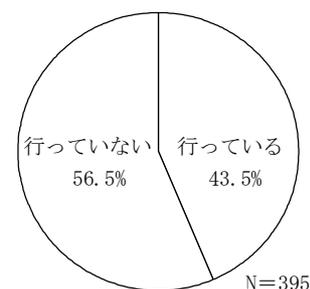
図表3-9 発表会の開催内容(複数回答)



ウ 社会貢献活動

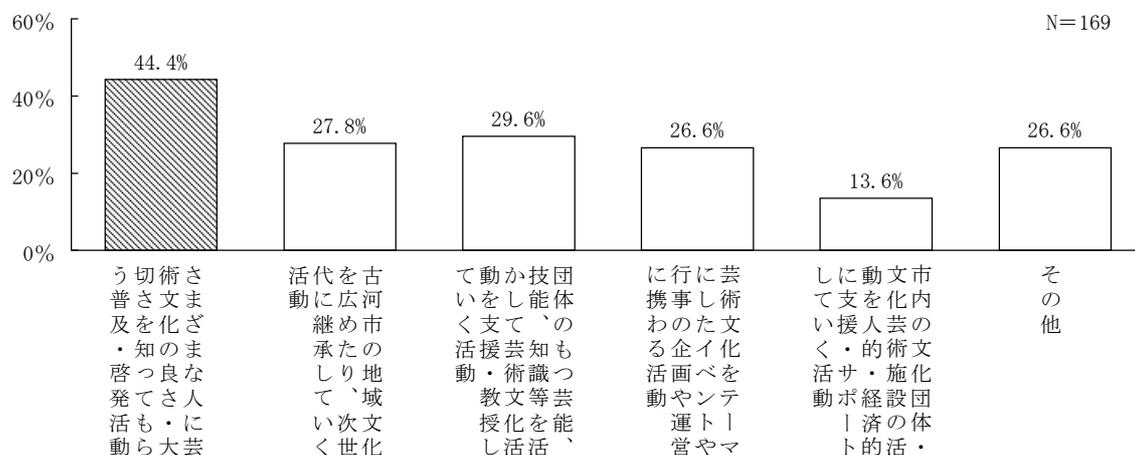
社会貢献活動やまちづくり活動については、行っていない団体が56.5%と半数以上となっており、また、今後についても、行っていく意向を持っていない団体が60.6%と多数を占めている。全国的にみると、社会貢献活動を行う文化団体が増えている傾向があり、古河市においては今後の課題とみられる。ただし、活動分野別では、音楽系と演劇・芸能系では今後は「考えている」割合が高くなっている。

図表3-10 社会貢献活動の有無



活動している内容では、「さまざまな人に芸術文化の良さ・大切さを知ってもらう普及・啓発活動」が44.4%と最も高く、その他は大きくは差がない回答であった。

図表3-11 活動内容(複数回答)

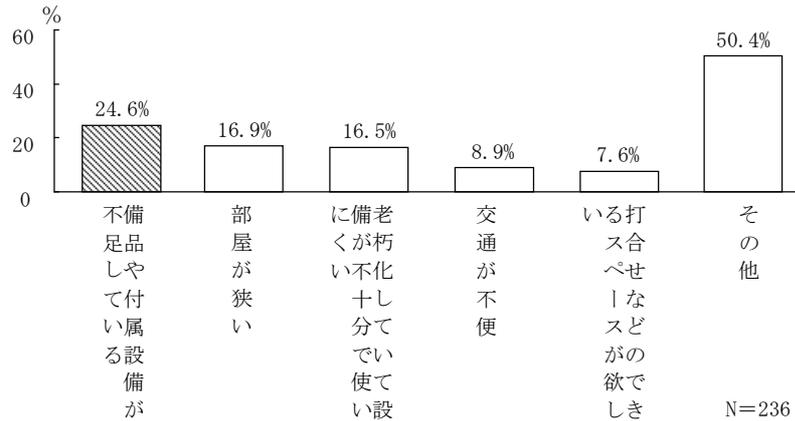


(4) 利用施設に対する評価・要望

ア 日常活動の利用施設

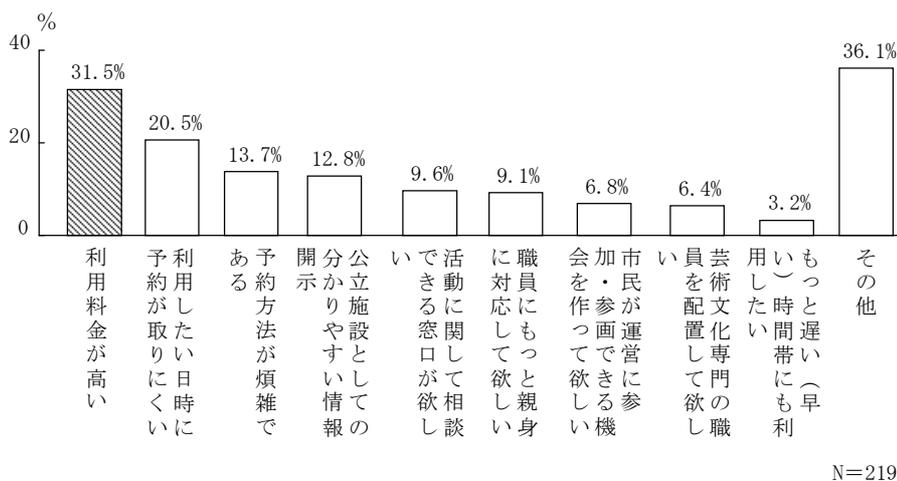
日常の活動に利用している施設に対しての要望としては、「備品や付属設備が不足している」が24.6%と高い。音楽系と演劇・芸能系は「部屋が狭い」、美術・工芸系と生活文化系は「備品や付属設備が不足している」が高くなっている。

図表3-12 施設に対する要望・不満（複数回答）



運営に対しての要望は、「利用料金が高い」(31.5%)が最も高く、次いで「利用したい日時に予約が取りにくい」(20.5%)が高い。また、「予約方法が煩雑である」、「公立施設としての分かりやすい情報開示」、「活動に関して相談できる窓口が欲しい」、「職員にもっと親身に対応して欲しい」など、運営の工夫などで対応可能な項目も多く、適切な対応が求められる。

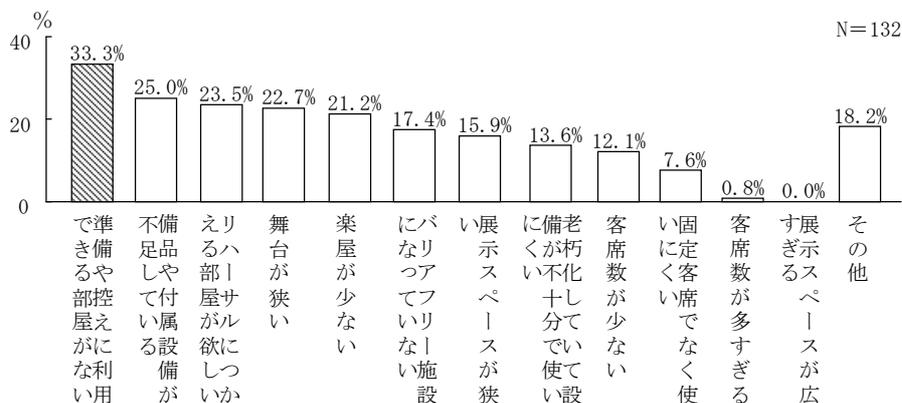
図表3-13 運営に対する要望・不満（複数回答）



イ 発表会の利用施設

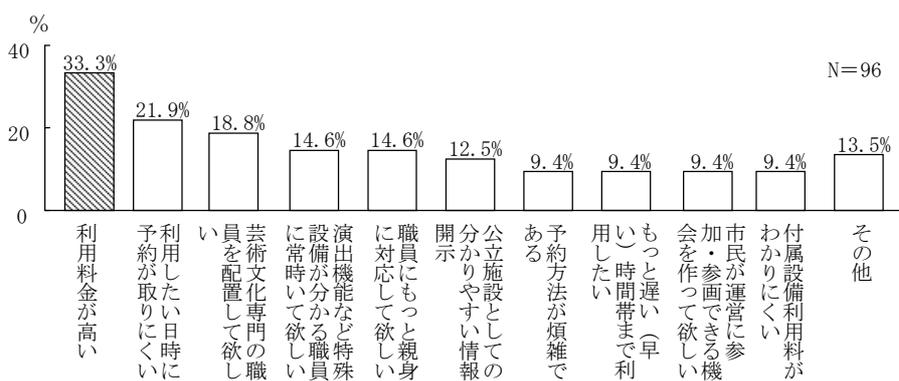
発表会等の利用施設についての要望は、全体では「準備や控えに利用できる部屋がない」(33.3%)が最も高いが、活動分野別では、音楽系は「舞台が狭い」、演劇・芸能系と生活文化系は「準備や控えに利用できる部屋がない」、美術・工芸系は「展示スペースが狭い」がそれぞれ高く、活動内容に特化した要望が出ている。

図表3-14 施設に対する要望・不満（複数回答）



発表利用での運営に対しての要望は、日常の練習利用と同様に「利用料金が高い」(33.3%)、「利用したい日時に予約が取りにくい」(21.9%)が高いが、「芸術文化専門の職員を配置して欲しい」(18.8%)、「演出機能など特殊設備が分かる職員に常時いて欲しい」(14.6%)など専門機能を有する施設ならではの要望もみられる。

図表3-15 運営に対する要望・不満（複数回答）



(5) 活動経費の状況

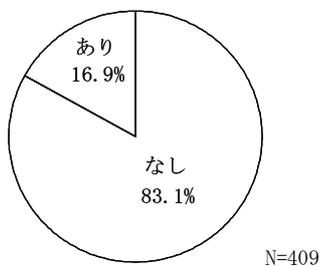
ア 入会費

入会時に係る費用（入会金等）については、「ある」団体は16.9%、「ない」団体は83.1%となっており、入会費を徴収しない団体の割合が高い。入会費の金額については、300円から2万円までとさまざまに設定されているが、平均額は約1,800円で、8割以上の団体が「1,000～5,000円未満」と回答している。

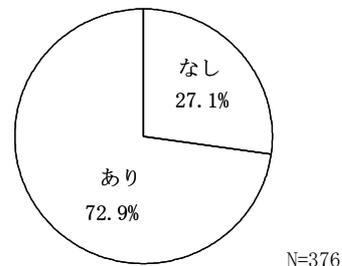
イ 年会費

年会費については、「あり」が多数である。金額については、「1万円以上」が45.7%と最も高い。最高28万5,000円、最低50円、平均は約14,000円、平均月額は約1,200円となっている。

図表3-16 入会費の有無



図表3-17 年会費の有無



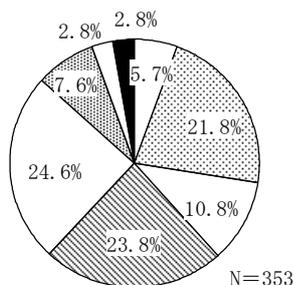
ウ 年間予算及び収支

回答団体の年間予算は、「20万円以上50万円未満」が最も高く「10万円以上20万円未満」、「1万円以上5万円未満」と続く。

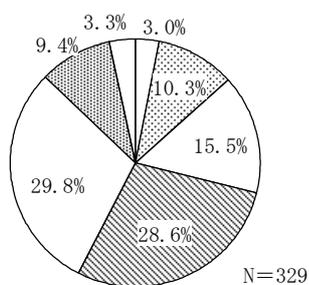
収入は、最も多いのは「20万円以上50万円未満」で年間予算と同じ傾向が見られる。最高額は231万6,250円、最低額は収入なしだった。

支出も割合の差はあるものの、収入と同様の並びとなっている。最高額は481万5,307円、最低額は250円だった。

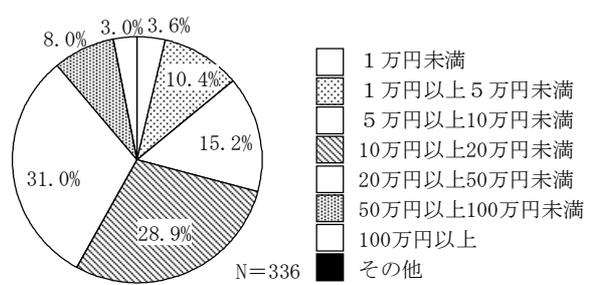
図表3-18 年間予算



図表3-19 収入



図表3-20 支出

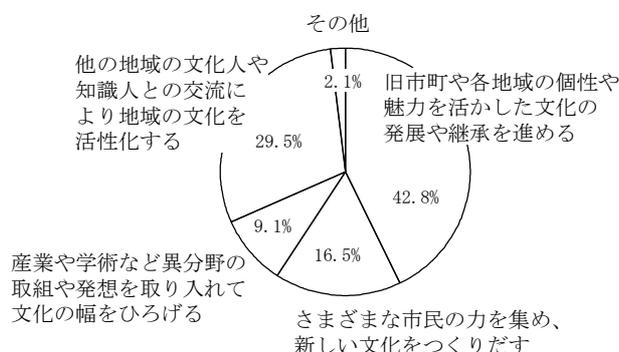


(6) 古河市の文化芸術活動の振興について

ア 文化形成のあり方

新しい古河市の市民文化の創造については、市民アンケートと同様に「旧市町や各地域の個性や魅力を活かした文化の発展や継承を進める」が42.8%と最も高いが、第2位以降は異なる結果となり、「他の地域の文化人や知識人との交流により地域の文化を活性化させる」(29.5%)、「さまざまな市民の力を集め、新しい文化をつくりだす」(16.5%)の順となっている。

図表3-21 市民形成のあり方

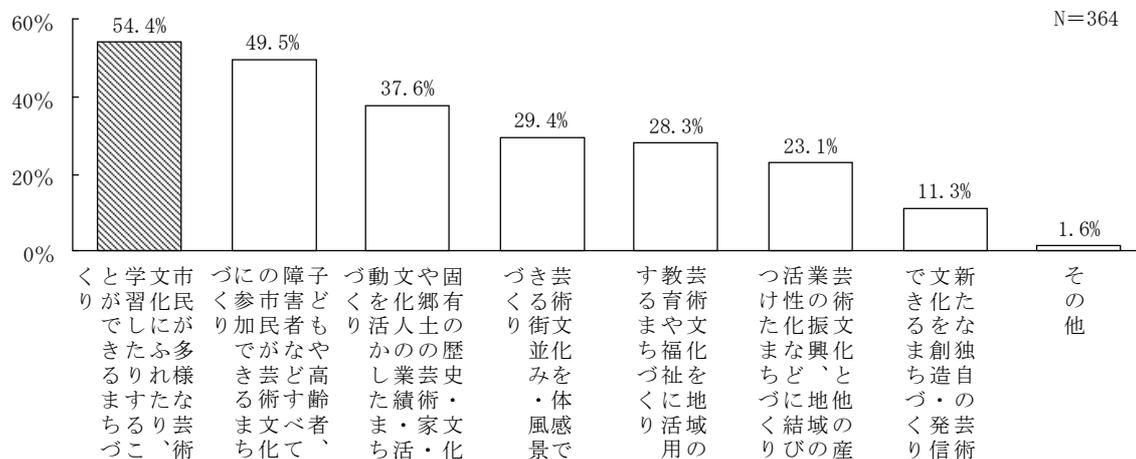


N=339

イ 文化のまちづくりの方向

文化のまちづくりの方向性として望むものは、「市民が多様な芸術文化にふれたり、学習したりすることができるまちづくり」(54.4%)が最も高い。次いで「子どもや高齢者、障害者などすべての市民が芸術文化に参加できるまちづくり」(49.5%)となっている。第3位「固有の歴史・文化や郷土の芸術家・文化人の業績・活動を活かしたまちづくり」(37.6%)、第4位「芸術文化を体感できる街並み・風景づくり」(29.4%)、第5位「芸術文化を地域の教育や福祉に活用するまちづくり」(28.3%)と続いている。

図表3-22 文化のまちづくりの方向（複数回答）

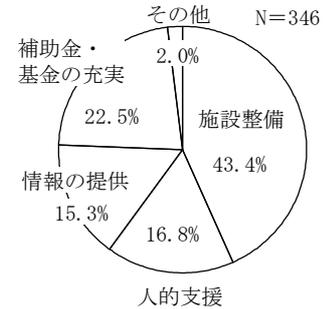


N=364

ウ 文化活動への支援

団体として支援を望むものは、「芸術文化活動のための施設整備」が最も高く、43.4%となっている。次いで、「芸術文化活動を支援するための補助金や基金の充実」(22.5%)、「市民の自主的な活動への人的支援」(16.8%)「芸術文化に関する情報の提供」(15.3%)の順となっている。

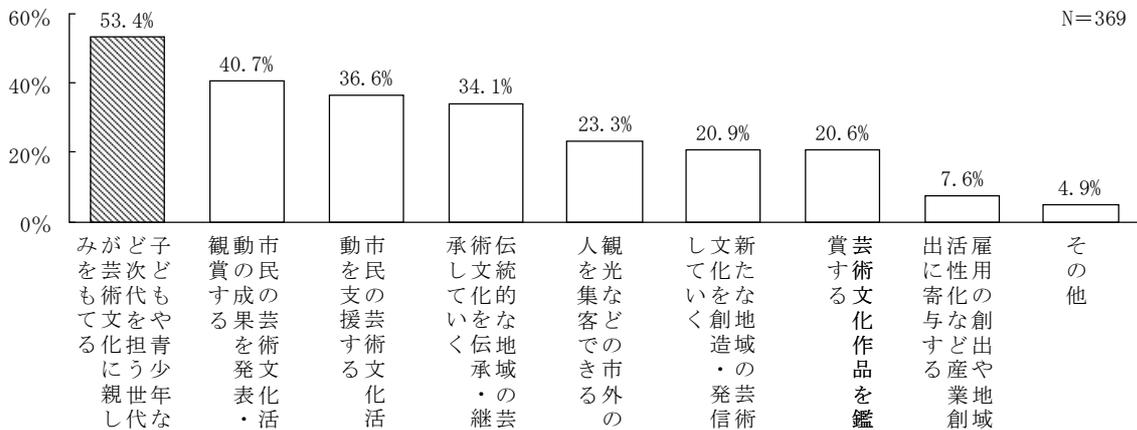
図表 3-23 文化活動への支援意向



(7) 公立文化施設のあり方について

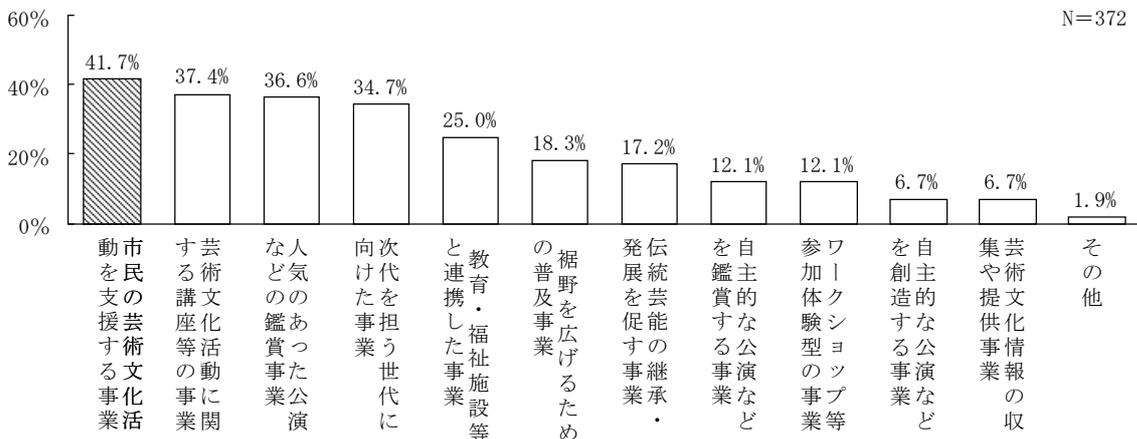
施設のコンセプトについて、現在活動している団体が望むのは、「子どもや青少年など次代を担う世代が芸術文化に親しみをもてる」が 53.4%と最も高く、次代への活動の継続を危惧している現状がうかがえる。

図表 3-24 公立文化施設のコンセプト (複数回答)



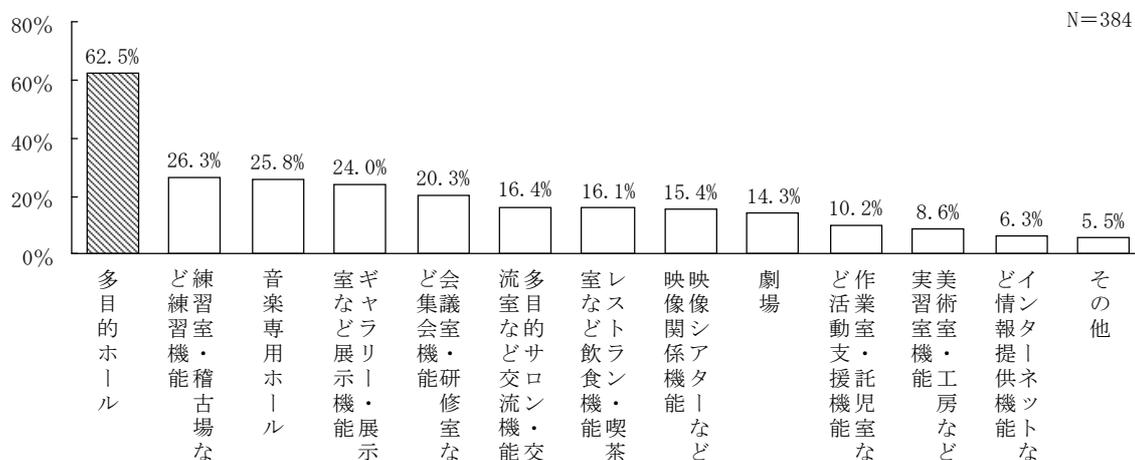
施設で展開することが望まれる事業は、「市民の芸術文化活動を支援する事業」が 41.7%と最も高く、「芸術文化活動に関する講座等の事業」、「人気のあった公演などの鑑賞事業」、「次代を担う世代に向けた事業」と続く。活動への支援、鑑賞、次代に向けた事業など施設のコンセプトとも重なってきている。

図表 3-25 公立文化施設の事業 (複数回答)



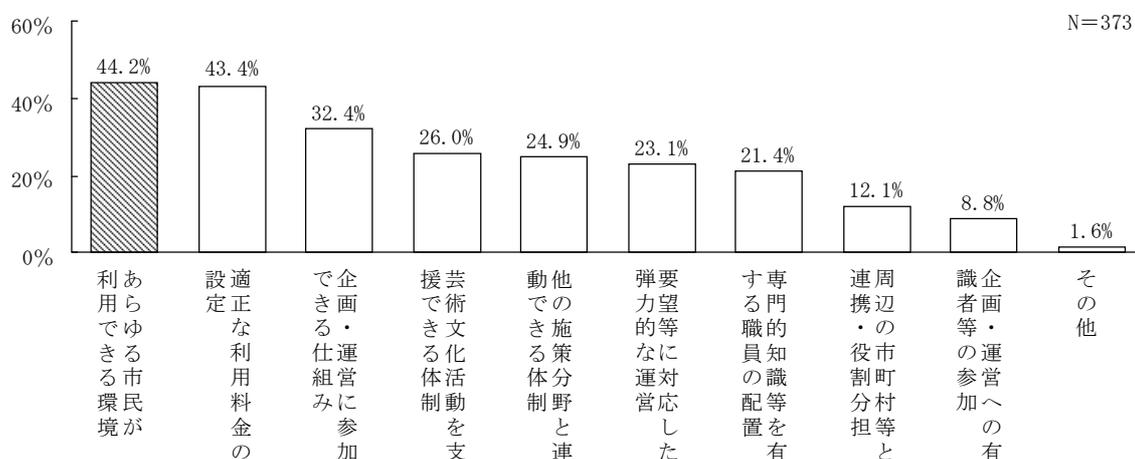
整備が望まれる機能としては、「多目的ホール」が62.5%と最も高い。次いで「練習室・稽古場など練習機能」と創造活動のための機能があげられている。

図表3-26 公立文化施設の機能（複数回答）



管理や運営について望まれるのは、「あらゆる市民が利用できる環境」が44.2%と高く、次いで、「適正な利用料金の設定」が43.4%、第3位「企画・運営に参加できる仕組み」（32.4%）、第4位「芸術文化活動を支援できる体制」（26.0%）、第5位「他の施策分野と連動できる体制」（24.9%）と続いている。

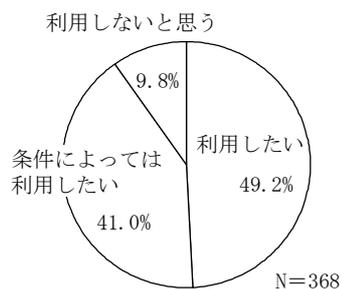
図表3-27 公立文化施設の管理・運営（複数回答）



新しい公立文化施設が整備された場合の利用意向は「利用したい」と「条件によっては利用したい」で90%以上を占めている。

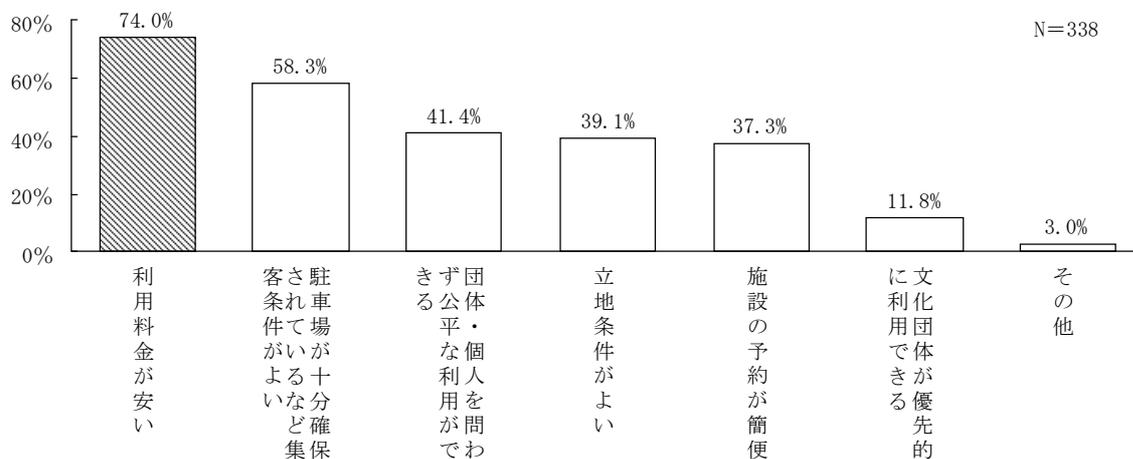
利用の条件は、「利用料金が安い」が74.0%と最も高く、第2位「駐車場が十分確保されているなど集客条件がよい」（58.3%）、第3位「団体・個人を問わず公平な利用ができる」（41.4%）、第4位「立地条件がよい」（39.1%）「施設

図表3-28 利用意向



の予約が簡便」(37.3%)と続く。利用しない理由は、「現在の活動場所で満足している」が72.6%と高く、第2位は「新しい施設についてよくわからないから」(11.3%)、第3位「活動環境を変えたくない」(9.7%)となっている。

図表3-29 利用条件(複数回答)



3 市民文化創造に係る活動の状況

(1) 調査の概要

書面によるアンケート調査だけではつかみきれない、古河市における文化活動の状況を把握するために、ヒアリング調査を行った。

ヒアリングを実施した団体は以下である。

- ①音楽分野.....古河市吹奏楽団、古河シティウィンドオーケストラ（CWO）
- ②演劇分野.....茨城県西地区演劇協会
- ③美術分野.....古河美術協会
- ④学校教育分野.....総和中学校、古河第一高等学校
- ⑤男女共同参画分野.....古河市地域女性団体連絡会

(2) 音楽分野

ア 古河市吹奏楽団

区分		摘要
組織・団体の状況	設立	・昭和43年1月、古河一高吹奏楽部OBを中心として発足。
	団員	・男性30名、女性20名、計50名（高校生以上）。 ・ここ数年若い人も入ってきているが、半数以上が中高年、創立メンバーも10名在籍中。
	会費等	・入団費1,000円、団費月1,500円（学生半額）。その他、定期演奏会用の費用として6,000円。
	その他	・活動理念として、吹奏楽団は楽しく活動し、市民に還元することと考えている。 ・吹奏楽連盟に加入しているが、コンクールへの参加は行っていない。
活動の現状と課題	日常活動	・練習は、週2回（水曜・土曜）19:00～21:00。平日でない練習に出られない人がいる。 ・通常練習参加人数は15～20名。定期演奏会が近くなる4月以降はほぼ全員が揃う。 ・現在の練習会場は中田公民館（ホール又は視聴覚室）を利用。ホールとして使えるのはここしかない。 ・カラオケ、剣道などもよく使っている施設なので、ホール（700円）が取れない場合、視聴覚室（2,400円）を使うが、視聴覚設備等は使用していない。利用料の差額は週2回52週、通年では負担が大きい。機器使用料と室の使用料を分けて欲しく、そういった点の支援をお願いしたい。
	発表活動	・昭和45年から定期演奏会実施。 ・現在は、集客面からは規模が大きい、野木エニスホールを利用。以前は公会堂も利用していた。 ・入場料無料。有料にすると練習を厳しくせざるを得ず、脱落者が出てくる。音楽が好きな人に音楽を続けられる場を作っておきたい。 ・来場者は周辺地域の方も多し。古河市民が40%くらい。高齢の方も多し。福祉施設での演奏を聴いて、それを機にきてくれる方もいる。 ・広報：チラシ3,000～4,000枚印刷と文化協会の広報誌。公民館での置きチラシ。置きチラシ、ポスター掲示も断られたりはしない。団員全員で練習後チラシ配布やチラシ捲きをしている。文化協会加盟団体なので市の広報誌に掲載してもらっている。 ・メンバー全員が舞台に乗るため、スタッフが居なくなるので、周辺の作業はお金を払って頼んでいる。
	社会貢献活動	・市主催のイベントなどへの出演は積極的にしている。商業施設でのコンサート、幼稚園での演奏なども実施。声をかけてくれればやる。ただ、依頼する世代とメンバーの世代がずれてきたので依頼が少なくなっている。 ・長期間にわたり高齢者施設での慰問活動をしているフルート奏者がいる。みさこ座（演劇）でボランティア活動をしている人もいる。活動は個人の問題で、組織対応は全員の意思を統一しないと難しい。楽器運搬費も全部自腹。 ・定期演奏会は、身障者の方々にも声をかけ毎年きて頂いている。そういった方々への音楽提供をメインに考えている。
	未経験者の受入	・全くの初心者は参加しても教えようがなく、なかなか活動が続かない。 ・未経験者が演奏会などのスタッフとして参加することもある。周辺の作業をすることで楽しんでくればよい。イベントの司会だけをやってくれた方もいる。

区分		摘要
古河市の音楽活動の状況	吹奏楽の活動	<p>[学校のクラブ活動]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校の吹奏楽のクラブ活動は盛ん。中学生・高校生はコンクールを目指すことが多い。 ・高校卒業後の受け皿は、コンクールにも出場している CWO が担っている。ある程度レベルの高い演奏を求められる。 <p>[CWO]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会人の活動には制約が大きく、その中であえてコンクールを目指している。コンクール経験のある人がまた出たいとの思いが一致した活動が必要。CWO は県大会でも優勝、関東大会でも銀賞の実績があり、全国大会にも推薦されるレベルの名門。CWO とは棲み分けできている。 ・活動の継続には中心となる人物の深い情熱がある。後継世代は育っているが、理念を持って続けてくれるかは分からない。
	コーラス	<ul style="list-style-type: none"> ・東・西公民館の利用が多い。
市内施設について	公会堂	<ul style="list-style-type: none"> ・公会堂は年間 51 日位しか利用されていなかった。利用者は、他地域に行けず公会堂しか利用できない交通の足のない方がほとんどという状況だった。 ・昭和 45 年から定期演奏会を始め、公会堂を 15～16 年間毎年使用していた。 ・演奏をする前提で作られていないので音が上に抜け、音が幕類の場所できぎれてしまう。壁の材質が柔らかく音が響きすぎる。残響があるのはいいが響きすぎ。講演会用の会場だった。
	公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・古河では公民館活動、講座活動が盛んで、今の活動団体は殆ど、その講座から生まれた自主活動グループが母体となっている。そういった団体の練習・参加する場所が少ない。現状より一回り大きい部屋をそろえて欲しい。 ・会議が主目的で作られており、創造する場として作っていない。 <p>[中田公民館・西公民館ホール]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを主たる対象として施設を整備している。コーラス、ダンス等の使用頻度が高い。 <p>[東公民館]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用団体は多いが、環境は良くない。絵画の横でウクレレの演奏をしていた。絨毯の上にブルーシートを敷いて絵画活動するなど、気を遣わないと活動できない。
周辺他施設の状況	結城アクロス	<ul style="list-style-type: none"> ・吹奏楽団としては利用していない。音響は良いが、交通の便が悪く遠い。 ・左右に大小ホールが分かれ、2 階が控室スペースと構造的に無駄のないつくりをしている。ただ、左右に分けているのは、ホール間の距離が出来てしまい、使い勝手としてどうかとは思う。 ・施設規模が大きいので維持は大変と思う。 ・CWO はコンクールで毎年入賞しているので、近隣の小中学校が聴きに来るのでここでも狭い。
	野木エニス	<ul style="list-style-type: none"> ・800 席。専門ホールとしては狭い。中規模で、音をどうこういう規模のホールではない。集客の面からは吹奏楽団は大丈夫だが CWO では小さい。 ・舞台の後ろが狭い。 ・リハ室、練習室が狭く本番の人数が入らない。周辺の控室、練習室を充実させて欲しい。本気で使い勝手を考えて作って欲しい。 ・小ホールは展示室程度のコンセプトで造ってしまったのか、中途半端なものとなっているようだ。 ・ピアノはベーゼンドルファなど良いものが置いてある。 ・会館の自主事業等が入り、定期的な演奏会を 1 ヶ月以上ずらさなければならなくなったりする。できれば毎年同時期に開催したい。 ・現行古河市はエニスホールの利用でも減免で半額、学校利用は 75%減免。コンクールの前にも安く利用できる。前日のリハ、当日午前午後という 1 回の利用で 27 万円程度。
	小山市立文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・1,012 席。実力のある地元の高校の演奏会では、観客が入りきらない。 ・その高校の演奏会では、他の演奏会会場で直接チラシを手渡しするなど集客のための活動も良くやっている。演奏をたくさんの人に聴いてもらうための活動をしている。
	学校利用	<ul style="list-style-type: none"> ・2～3 年前、教育委員会を通じて、古河第 4 小学校の体育館 2 階アリーナと音楽室を利用したことがあるが、小学校は冷暖房施設がなく、年配者が多い団体には不便だった。職員室に話が通っておらず、戸締まりされてしまい大変な思いをした。 ・空き教室の学校開放は運用を工夫すれば使えると思う。

区分		摘要
その他施設について	他地域での事例	<p>[神田さくら館（千代田区）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、幼稚園、教育研究所、まちかど図書館からなる複合施設。学校等が使用していない時間帯を、地域住民が生涯学習・スポーツ活動の場として利用できる複合施設。 <p>[利根町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利根町では教育委員会が楽器を揃え、利根ウインドオーケストラを作っている。良い指導者を呼んで、コンクールでも入賞しているが、行政が購入した楽器で使っていないものがあるという話を聞いている。利根はうまくいっているが、行政がお金をかけてやってもうまくいくばかりではない。 <p>[野木町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援ボランティアをしている。2007年に依頼があり友沼小学校で器楽合奏の指導をした。半年間、ピアノの先生とリコーダーのセミプロと3名で通った。児童があつという間にうまくなった。 ・古河はスポーツ関係のボランティアはあるが学校教育ではない。リタイアした元社員の方もたくさんいる。 <p>[東京芸術劇場]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京芸術劇場の舞台の裏（出待ちスペース）に水場があったのはいい。 <p>[高知市文化プラザかるぼーと]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横山隆一記念まんが館と公民館併設のホール施設。場所が良すぎて、駐車場が有料。
	ハード面	<ul style="list-style-type: none"> ・演劇、オペラなどでは舞台の歩幅、奥行きは重要な要素なので、ホールと同じ規模の練習室が欲しい。音響、設備は目をつむり、地下に作れば敷地面積の心配はなくなる。 ・パート練習があり、会場のさまざまな場所に分かれてグループで練習している。練習場があれば助かる。 ・商業との併設なども検討してはどうか（特に映画館やレストラン等）。 ・ホール周辺の控え室などを充実させて欲しい。
	運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい施設になれば利用料が高くなるのは仕方ない。基本的には高く取って良いとは思っている。演歌の興行などには1,200席くらいにせざるを得ないと思う。 ・市民利用、学校利用に減免規程を設けて、興行での利用と市民利用（文化協会、学校などの利用）の費用分担をして欲しい。
	整備後の利用について	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料の折りがあれば年3、4回は利用する（年1回の定期演奏会とは別にチャリティコンサート等を行いたい）。活動サイクルができあがっているのに、発表回数を現在より増やすのは難しい。 ・有料では練習での利用は厳しい。現在は文化祭に参加すると練習場の使用料は免除になっている。 ・良い施設があるから聴きに来てもらうというもある。公会堂を利用していた時は、知り合いに来てもらうのが恥ずかしかった。
行政との関わり（支援について）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の支援は、周辺のハード面、環境面など個人で出来ないところをお願いしたい。 ・古河の環境を他都市と比較し、行政の力を借りずにここまでやってきたという思いはある。 ・文化祭参加の名目で、ホールではなく、練習場の使用料が免除になる。 ・文化祭には以前は参加していたが、現在は参加していない。一部の特定団体の負担が大きくなりすぎた。吹奏楽フェスティバルと合唱祭と別に開催している。 	
文化のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・文化活動も個人でやっている間は道楽。たくさん巻き込んでやると文化になる。文化となると、人が集まり、交通を使い、食事をし、と経済も動く。文化都市というのは良い設備があるところではない。遠くからでも見に来る何かがあるところ。 ・手に趣味を持たないリタイアした方に、もっと参加してもらう場を。 	

イ 古河シティウインドオーケストラ（CWO）

区分		摘要
組織・団体の状況	設立	<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年4月、古河三高OB会・古河一中OB吹奏楽団・古河二中OB吹奏楽団・古河三中OB吹奏楽団のメンバーが合同の吹奏楽団を結成したのが母体となり発足。 ・中学校、高校では大方コンクールに参加しているが、OBになると参加の場がなく、コンクールの一般の部に参加していた。人数も少ないので一緒にやろうと団体となった。最近まで「古河地区吹奏楽集団」という名称で活動していた。
	団員	<ul style="list-style-type: none"> ・男性30名、女性25名、計55名。10代10名、20代25名、30代20名、40代4名、50代1名（高校生以上）。 ・古河市、境町を中心に茨城県、埼玉県、栃木県、東京都内などから参加。休団員含めると100名程度。 ・地域の高校に進学したが、高校の活動があまり盛んでないので吹奏楽部に入らなかった子がもっとやってみたくて入ってくる。
	会費等	<ul style="list-style-type: none"> ・年間37,000円、学生32,000円。 ・会費で、指導者謝礼、コンクール費用も賄っている。宿泊が必要な場合は、宿泊費、バス代実費負担。
	指導	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽監督：福田昌範氏。 ・指導者は年間契約＋指揮料の契約。日常の指導（毎週ではない）と定期演奏会の指揮など。指導回数は契約金額にもよる。低廉にしてもらっている。

区分		摘要
活動の現状と課題	日常活動	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回（土曜日 19:00～21:30、日曜日 18:30～21:20） ・総和工業高校の一般教室（アコーディオンカーテンで区切られた2教室分）を無料で利用。灯油代などは実費負担。周囲が住宅でないので音出しは可能。 ・打楽器だけでも小学校の教室の1/2は占めるため、広いスペースでないと楽器がおけない。別途楽器庫を借りてもプレハブでは済まず、運搬費もかかり（トラック1回2万円）、練習の度に負担はできない。個人の楽器は持ち寄り。 ・イベントの時は楽器を減らして、トラックでなく普通の車で運搬できる範囲にしたりしている。
	発表活動	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクールと定期演奏会が二本柱。年に2回コンサート（定期演奏会、吹奏楽フェスティバル）を実施。 ・夏：吹奏楽コンクール（一般）の東関東大会で金賞実績があり、結成当初より実力、評価が上がってきている。 ・秋：アンサンブルコンテスト（結城アクロスにて） ・ソロアンサンブル発表会（北川辺町生涯学習センターみのり 等） ・定期演奏会（野木町文化会館エニスホール（大）） ・入場料：前売り一般8～900円。高校生以下600円。施設の利用料金の関係もあり1,000円を超さない。3,000円程度のチケットノルマあり。 ・きちんとしたホールでないと演奏は出来ないと考えている。第1回目の定期演奏会は公会堂で行ったが、第2回からは野木エニスホールで行っている。近隣にはホールがないので一番近いところを利用している。 ・定期演奏会では楽器の運搬が必要。1回2万円。
	社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・きちんと仕上げるのが音楽と考えている団体なので、よかんべまつり、桃まつりなどへの参加経験はあるが、“地域に根ざす”面がかけている。また、楽器は繊細で、外で演奏することに抵抗があるメンバーもあり、なかなかイベントでの演奏に参加できない。 ・金賞を取ったため、周囲の学生達に良い演奏を聴かせる機会を提供するという面では貢献している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・練習会場が問題。発表場所は探せばある。 ・楽器の保管場所。 ・高齢など人の問題は、自分たちの努力でなんとかなると思う。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の一般バンドが毎年10月位に中央、県西、県南、県北、県東の5地区持ち回りで演奏会を実施。県西でやる時には、古河が運営するが場所がなく市内で出来ないため、結城アクロスでやることが多い。
古河市の音楽活動の状況	吹奏楽のクラブ部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校は活動が盛んだが、県西地区の高校で盛んなところは少ない。 ・近隣では下館二高、水海道方面が盛ん。
	吹奏楽連盟について	<ul style="list-style-type: none"> ・全国吹奏楽連盟－東関東支部（茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県）に属している。 ・コンクールは地元で開催するのが普通だが、古河はホールがなくやれない。県内にもある程度ホールがあり、恥ずかしい思いをしている。 ・県西連盟の行事：夏にはコンクール、秋にアンサンブルコンテスト。県西地区では結城アクロス利用。アクロスができる前には、下妻市民会館、ベルフォーレ、明野町中央公民館ホールを利用していた。 ・古河は、都内からは近いので、地域的には便利。県内行事では水戸からは遠いが、関東となると埼玉からは近い。結城よりは古河が近い。 ・小学校はマーチングバンド、金管バンドと県で一本化している。 ・中学校、高校とのつながりは連盟を通じて出来ている。情報も入ってくる。
	吹奏楽連盟の普及活動	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校、高校へ訪問して指導するという方針を打ち出し、県の連盟の事業の大きな柱になっている。連盟が主導して、一般バンドのメンバーが日曜日の午後などに指導に行っている。 ・指導に行く学校は、県西連盟の年1回の総会で学校から希望を取り、役員が検討し選定している。県西地区ではCWOと関城町（筑西市）、下館吹奏楽団などで分担して行っている。 ・以前は、県西連盟で講習会を企画して小学生対象に教えていた。マーチングバンドも少なくなり、県に一本化してもらった。連盟に加盟していない学校もたくさんあるが、加盟の有無は問題でなくやっていた。
市内の他施設について	中田公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の練習場所以外に利用できるのは、中田公民館（視聴覚室、ホール）しかない。 ・以前1年間練習に利用していた。楽器は総和中学校に置き、その都度楽器は運搬していた。
	西公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に住宅があるので大きい音が出せない。 ・社交ダンスなどはやっている。
	ユースセンター総和	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館と異なり経費が掛かる。
他施設の状況	結城アクロス	<ul style="list-style-type: none"> ・連盟のイベントでは大・小ホールともに利用している。県内持ち回りで行っているアンサンブルコンテストも結城アクロスで実施。 ・CWOの定期演奏会での利用では、ここまで部屋数が多くなくとも良い。大ホール1,000席は厳しく、満杯にはならない。県内の有名バンドでは1,000席も可能。 ・行くのに40分かかり、交通の便は悪い。駐車場が550台収容可と広い。 ・開館した当初は利用する団体自体が多くはなかった。今は増えていると思う。練習でも利用されている。

区分		摘要
	野木エニス	<ul style="list-style-type: none"> ・1回利用した。近くで集客に有利。 ・定期演奏会では、アクロス部屋数が多くなくとも控室も豊富で規模的には十分。大ホールのみ利用し、800位の集客なので満杯に近い。 ・コンクールでは部屋数が少なく利用できない。 ・駐車場は広い。 ・中学校の演奏会でエニスを利用している学校もあるが、古河にできるとエニスに行かなくなるだろう。
行政からの支援などについて	市からの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日立市民吹奏楽団：市から補助金をもらい、楽器も購入してもらっている。市のイベントにたくさん出演しなくてはならないなど制約も多い。
	その他助成金など	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県の財団いばらき文化振興財団：イベントに対して約30万円の助成制度がある。大きなイベントの際ももらえる。回数制限があり、後1回位しかもらえないが。 ・市民文化祭には行政から補助がある。 ・東関東大会出場となると、市の基金から助成金がでる（松岡文化基金）。 ・連盟から、活動支援として年1回の演奏会に1万円。 ・助成金は色々調べて適応すれば申請している。適応するのは少ない。
	他地域での事例	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所、青年会議所、ロータリークラブなどが援助している例がある。 ・自分たちでやる活動なのでお金は自分で出せばいい。支援してもらおうと当てにってしまう面もある。場所、施設など個人では難しい環境整備の支援をして欲しい。
公立文化施設のあり方	ハード面	<ul style="list-style-type: none"> ・古河にホールが出来れば、演奏会ができる。 ・古河市は、ホールが多数ある都内に近く、集客からは大規模なものを作っても難しいと思うので、土地・人口などに見合った規模のホールを。地理的に東京、埼玉に近くても県域という意識は抜けない。 ・エニス、アクロスなどと同じような施設でも自分の町にあればという意識の方が強い。 ・フラットな床のリハーサル室が1つ欲しい。アクロスはリハ室が1つ。その程度のものであるといい。金額的にはリハ室ならそれほどにならないだろう。 ・アクロスのリハ室より広い、ユーセンター位のものがあればいい。 ・エニスのリハ室は音出しすると狭い。小ホール位広くないと使いにくい。
	運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・集客の面から見ると難しいだろう。
	楽器庫	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一角に小さくても良いので楽器がおける場所が欲しい。県内では大きい楽器がおける事例がある。運営費に掛かってくるので安ければ安い方がいい。 ・密室で温度が上昇する室は楽器庫として利用できない。空き教室など学校の広い空間の中の1室に置かせてもらうのが一番良い。 ・さいたま市の小学校で土日練習場となっている学校がある。楽器も置いている。それは教師が替わっても利用できているので組織的になっているのだと思う。昼ならどの学校も大丈夫だと思うが、夜は学校によると思う。 ・中田公民館では改築前には楽器がおける場所があった。
	練習利用	<ul style="list-style-type: none"> ・練習でホール施設を使っているバンドは、その占める経費が大きく、金額にもよるがお金を払って練習利用するところは少ないと思う。
	支援室など	<ul style="list-style-type: none"> ・北川辺みのりホールに、コピー機と印刷機がありいろいろな人が来る室があった。実費程度で印刷機が利用できるのはいいと思った。
	事務局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・文化協会の事務室など文化行政に関する場所があると良い。一団体では問題があるので、何らかの公平な対応をする。職員が専従することは出来ないが一角でもあれば活動の支援になる。 ・茨城県の事例では、生涯学習関連団体のための室があり、週2回アルバイト程度の専従者が在席できる。
	整備後の利用見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・県内のみではニーズは見込めない。県西地区は端。回ってくる率は小さい。 ・東関東では利用する機会はある。 ・国民文化祭では、筑波で吹奏楽をやった。筑波のホールも古河同様、県内では見込めないが、東京からは利用や集客が見込める。
	文化のまちづくり	まちづくりの方向性
古河独自の音楽作品の創造		<ul style="list-style-type: none"> ・音楽は地域性でなく、いろいろな場所で演奏されるものなので、地域に根ざした音楽を創造するのは不可能に近く、意味がない。事例はあるが、イベントなどの一過性のもの。
古河市縁の音楽家		<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に著名な団体はあまりないと思う。プロで活動しているソリストが何人かは居る。
広報活動（企業協賛）		<ul style="list-style-type: none"> ・団員の知り合いや親の関係でお願いしている。1枠3,000円。パンフレットの表4枠で2万円。 ・広告代でパンフレットの印刷代を賄っている。
地域外での活動		<ul style="list-style-type: none"> ・県からの補助金、国民文化祭徳島県からの補助金もあり、徳島文理大学のむらさきホールで昨年演奏した。大学内の施設だが、良いホールだった。

(3) 演劇分野

ア 茨城県西地区演劇協会

区分	概要	
組織・団体の状況	設立について	<ul style="list-style-type: none"> 平成8年4月1日設立。 劇団がそれぞれ活動していたが、テーマが異なり劇団としては一体化できない。その中で、役者は違ってもスタッフワークは同じなので、共通化しようと設立した。役者も足りないとい互いに出ている。 劇団は劇団のテーマに見合った名前を付けるので、何の団体かわかりにくい。何をしている団体かわかる名称を付けた。折衝する際の手間を省力化する面でも、活動しやすくなった。 他地域の演劇活動に関わりやすくなった。
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 裏方の手伝いを劇団相互に実施。 高校の演劇活動の手伝い。
	活動の成果	<ul style="list-style-type: none"> 古河に限らず、近隣地域の演劇活動の手伝いやネットワークづくり参加協力が多くなってきた。 内部の気持ちが固まり、組織化したことでOBが離れにくくなった。
	会員	<ul style="list-style-type: none"> 社会人から始めた人もいるが、中心となっているのは学生時代から活動していた人が多い。 大学生は他に興味のあるものも多く、現在の会員は少ない。社会人が職場のストレスを発散している。 各劇団員合計で会費を出す会員が40名程度。その他4~60名の休眠会員。 所属劇団： <ul style="list-style-type: none"> ①自遊劇団夢の舎(5名程度。30代2名、40代後半が中心、動員3~400、公会堂を主に利用、ユースセンター)。2年に1回。野外公演も行っている。公会堂跡地も視野にあり。野外を使うノウハウを身につけたい。 ②演劇集団APS(30代後半が中心、6名) ③自己批判ショー(30代前半、5~6名)一番活動している。年1回東京(下北沢オフオフシアター、王子小劇場など)、年3回古河(ライブハウス1回100名程度、公立施設では、たまに使うのは公会堂) ④Theみさこ座(30代後半、3名) ⑤トランクおばさん(休止中、50才後半、女性) ⑥きんぱぎんぱ(朗読の会、50代、女性、三和、岩井で活動、お母さん達) ⑦若葉マーク(単発の企画ユニット、30代) ⑧ムー(20代半ば、8名)学生時代の延長で活動している。
活動の現状と課題	日常活動	<ul style="list-style-type: none"> 練習は中田公民館の工作室が一番利用されている。板敷きで、周囲が畑なので声出しができる。公立施設で演劇の練習で断られることはない。
	発表活動	<ul style="list-style-type: none"> 劇団によりさまざまだが、集客面から小さいところが使いやすい。公会堂などを利用していた。 活動自体が町をテーマとしているので、劇場でないところで器材を持ち込んでやっている。より身近な町中に演劇空間を作っている劇団もある。
	社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> 社会性は低い。長く活動していると気づいてくる。 演劇活動をしている人はサービス業従事者が多く、昼間働けないことが多い。 市民演劇『草の民』を初めて観る高齢者がおもしろかったといってくれた。出かけていって見てもらうことも良いのではないかと思います。
古河市の演劇活動の状況	古河市の状況	<ul style="list-style-type: none"> 古河市の観客人口は5~600。客は劇団で重なっている。 古河は昭和25年からアマチュア活動者の実績があり演劇に理解がある。子どもが静かに演劇を見ており、観劇の仕方を知っている。昔、学校にチケットを配ったりしており、先輩が観劇の仕方を教えてきた。 定時制高校の先生が昔一緒にやっていた。そのネットワークで『草の民』は高校生の観客も増えていた。観客を集める努力も劇団側にも足りない面がある。楽しければいいというような面がある。大勢に見てもらえば、自分たちも上手になるし、良い芝居をしようとなる。若い世代があまり力を入れてやらない。演劇人口を増やす努力も必要。裾野を広げる場はない。 1985年位は演劇人口が10名いなかった。増やそうと活動し、関係者100名程度に増やしてきた。
	高校の活動	<ul style="list-style-type: none"> 高校に演劇部があるのは、三高と総和高校。荷物運搬やコンクールの手伝いをしている。総和高校では技術、演出面の指導もしている。 一高、二高の演劇部はなくなった。
	古河出身の演劇関係者	<ul style="list-style-type: none"> 渡辺徹(俳優)、野伏翔(本名:野口敦男)(演出、商業演劇などで活躍)、井上高志(俳優)、阿部初美(演出家)など。 地域演劇からプロに行っている。人的資源は多く、他の町よりコストは1/5で済む。
	地域の活動	<ul style="list-style-type: none"> 学校周りの芝居をしている人が、三和地区のコミュニティの1つふきの芽会で地域演劇をやっている。スタッフ動員力が強い。劇団ふるさときゃらばんの公演の際にもすごかった。 地人形劇は過去にあったと記録はあるが途絶えている。古河文楽があったと噂はきいている。 古河、中田の神社での定例的な神楽はあるが、ささら舞(女沼香取神社)等人前で見せるものは少ない。 保存会を作って子ども向けの事業をしている例はある。
に市つ内い施て設	公会堂	<ul style="list-style-type: none"> 公会堂がなくなったら、他地区で公演することも考えなくてはならないかも。 ホールは敷居が高いが、公会堂は敷居が低い。古くなったから利用しやすくなった面がある。

区分		摘要
施設他 の地 状域 況	結城アクロス	<ul style="list-style-type: none"> ・コストと動員の面から他地区の施設は使わない。イメージ的に身近でない。 ・結城では1000万円近く掛けて演劇を作っている。
他分 野と の連 携	福祉との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の劇団を作りたい。ホール施設で演劇を手段としたデイケアサービスを行いたい。合併して広くなったので、送迎のバスを出し来場しやすくして触れる機会を増やすなどしても良いのでは。 ・演劇は誰でも出来、歳をとってもできる表現。人前に出る緊張がほげさせない。講座をやって発表に持って行く。
	学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校が増え、コミュニケーション力が非常に不足しているようだ。演劇の“表現する”という手法をひきこもりといった問題にも対しても上げられたらと思う。コミュニケーションの授業が始まった小学校もある。 ・小学生が参加している劇団もあり、親から、子どもが明るくなった、積極的になったと感謝されたこともある。子供達が開放される場となり、芝居をやると楽に生きられるようになると思う。 ・子どもに対する指導は、自分たちは正確なノウハウと方法論があるわけではないので、方法論をきちんと持った方が活動できる場をつくれれば良い。 ・教育では学芸会の復活が望まれる。 ・古河に関わりのあるプロの役者を連れてきて、授業の一環として、プロが指導を行うのはどうか。学校では正しい発音やしゃべり方を教えておらず、言葉の文化がなおざりにされている。
公立 文化 施設 のあ り方	ハード面	<ul style="list-style-type: none"> ・大勢を集めるための1,000人規模のホールでは、使いこなすのは容易でなく、素人の市民は利用できず、敷居が高いホールになる。 ・市民が劇場として使うなら500名以下のホールが必要。500席をこえる規模なら必要な機能は整備される。 ・文化芸術を発信させるのであれば、大きな施設が必要。双方のジレンマをどう解決するか。 ・周辺施設は大小ホールがあつて終わりだが、古河らしい作り方をどうしていくか。例えば、歌舞伎座と同じ寸法の舞台を作れば、主役になれない若手は喜んで来てくれると思う。大衆演劇の動員力もすごい。 ・他のホールで駄目とされていることを、本当に駄目なのか検証していく
	運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・古河の特色を出していく。飲食できる施設は全国でも事例がないので、他でやらないことをやる。 ・日本舞踊の手伝いをしているが、客席に高齢者が目につく。客席内が明るくないと見えにくい。高齢者の動員はすごいので高齢者に対して、物理的、精神的な敷居の低い施設を考える。一種のデイケアセンターのような、飲食可能で1日楽しく疲れず座ってすごせるホール。 ・ホールが空いていれば練習にも使える施設があると学生の発表でも自信がつく。利用のない時間帯に安く貸出すような仕組みが必要。 ・楽しいということを伝えたい。楽しくないと広まらないので、そういう使い方をしたい。
	方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・人口14万人のまちとして文化を広めるものがないのは恥ずかしいのでは、とも思う。 ・市はどのようなコンセプトでいくのか。
近 隣 の 交 流	交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ・坂東市の市民劇団の手伝い。坂東市の行政主導の市民劇のスタッフ参加や出演している。 ・結城、熊谷、足利など。こちらから行けば先方からもくる。 ・結城市の市民劇：劇団の芝居を見て市長がやりたいと声が掛かった。
他 都 市 事 例	小出郷文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ・考え方がすばらしい、稼働率90%以上の施設。箱物を作るだけでなく、開館前から市民が活動していた。 ・文化を広める場として練習で舞台が利用できる。敷居の低いホールとして利用してもらい、そこから良いものを作り、文化を広げていく。そういう使い方をすれば、けっして高いものではない。小出郷はそれを実現させていた。そういった使い方の仕組みが必要。 ・一流の施設であるが、コミュニティとも連動している。 ・館長が民間人で異動がない。そういう人材が居て継続できる。行政に頼らない体制づくりも必要。
に 活 動 支 援	企業協賛	<ul style="list-style-type: none"> ・チケット代と広告代で公演を成立させている。チラシ広告は1枠5,000円。 ・チラシ印刷は多くて7~8,000枚、キャパ×5倍で考えている。 ・チラシ置き：公民館などだいたいどこでも置いてくれる。
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・行政のイベントでは補助金が出る。
文 化 の ま ち づ く り	文化のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・芝居も同じだが、作るまでは手間が掛かる。その分結びつきも強くなり感動する。感動が広まると、良いまちづくりになる。自分も参加した気持ち、一緒に作るという気持ちができる施設が良い。施設の設計はどのようにでもなる。大事なのはどういう使い方をしていくか。
	百人劇場	<ul style="list-style-type: none"> ・古河を、どこでもまちなかに演劇があるようにしたい。 ・小さいからやりやすく、動員も少なくても良い百人劇場をつくりたい。町中の空き店舗に器材を持ち込んで作り、高校生も利用できるように劇場。舞台経験を簡単に詰める演劇空間を作りたい。定期的に公演できる場を提供したい。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・古河市の少年野球でつぶれそうなチームが全国1位になったことがあり、そのエピソードがたくさんある。それが、映画、演劇になったらおもしろいのではないかな。

(4) 美術分野

ア 古河美術協会

区分		摘要
組織・団体の状況	設立について	<ul style="list-style-type: none"> ・設立 13 年。 ・公民館等で実施している市民講座終了後の自主グループを統合してレベルアップを図る形で協会化。
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・年 1 回展覧会を開催。展覧会は、古河の美術水準が分かる展覧会にしようと考えている。 ・協会は県・東京の大会に出展し入選するという趣味の域から出た方が集まって発表する。水彩、油絵など 12~3 ある自主グループより一段活動が上の形。
	会員	<ul style="list-style-type: none"> ・会員 15 名、会員は 50 歳すぎがほとんど。総和中心だが、古河も近いので互いに参加している。
	会費等	<ul style="list-style-type: none"> ・会の運営は、年 1 回の展覧会の出品料 6,000 円、年会費 2,000 円。 ・協会自体は市からの補助金等は受けていない。
活動の現状と課題	日常活動	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館などを借りて各グループの活動をしている。個人的に指導者のところでやることもある。 ・各グループの活動は週 1 回、月 2 回などそれぞれ。グループ展も行っている。
	発表活動	<ul style="list-style-type: none"> ・年 1 回街角美術館で展覧会開催。会場費などは出品料で賄っている。 ・グループ活動の発表会も美術館などを利用して開催することもある。
	社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携は、所属している教師もおも関係はあるが、美術部は部員も減り、指導に行くこともなかなか出来ない。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちのペースでやっているの、市からの補助などがあるわけではないが、将来的には、活動が古河市の文化行政と連絡を取りあえば、もっと効率的になるかと思う。現在は、行政との関わりはない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・以前は茨城県芸術祭（水戸にて開催）の美術展覧会に出品する際補助があったが、水戸まで距離があるので、作品の運搬費がかかる。補助がつくといいと考えている。
	古河市の美術活動の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・画材屋さんからは絵画の活動人口は減っているといわれている。古河の文化水準を示していると思う。 ・高齢化しており、若い人が活動していない。若い人で絵を描く人は多いが、美大に行く人が描かない人かと両極化している。 ・文化協会はまだ合併していない。合併により市域が広がり、行き来も大変なので、互いの地域で活動するとしている。
	他地区との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・古河、総和、三和、境の一部の県西地区でまとまって展覧会をすることはしている。総和と古河は近いので一緒にやることもある。三和は少ない。
他分野との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな活動分野で文化協会をつくり、各団体に市からの補助金があり、全分野での展覧会があり、古河市の文化活動が集約されている。 ・福祉的分野との連携：障害者の方には才能がある人がいる。いかに自信をもたせるかが大切。今は自分の作品を作り上げている段階だが、絵画でも協力できると思う。 	
市内の施設について	街角美術館	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館という場所はあるので助かっている。できる前は東公民館のホールでパネルを出して利用していた。 ・使いにくい点はたくさんあり、改善の要望をしているが、予算の関係でなかなか実現しない。 ・50 歳過ぎが大半の会としては、ピクチャーレールなどの設備がなく展示作業が負担。危険も伴う。搬入、展示作業にはアルバイトを 2~3 人頼むが経費的に負担増。 ・子どものためのコンクールを開くなど関心を持たせる活動はどうか。 ・関心のある職員を配置して欲しい。
近隣施設状況	野木エニス	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費に行政が 2 億の持ち出しと聞く。どのくらい稼動しているのか。経費が適切か。費用負担の検証が必要。
公立文化施設のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・文化センターは不要という声は会員には多い。将来、古河はこういう町になる、文化センターがなくては大めだという状況になると納得すると思うが、現況では切羽詰っておらず整備に疑問をもつ。 ・稼働率、経費をよく考えて欲しい。文化センターを作ったからといって文化が上がるとは思っていない。 ・作るのはいいことだが、どのくらい経費がかかるのかに関心が高い。整備することで税金が高くなるより、既存施設の有効活用を考えて欲しいという意見が多かった。最初は目新しいから使うが、しばらくすると閑散として経費だけかかるとなると、施設を整備する意味はどこにあるのか、という話になる。 ・気軽に観られる入りやすい所があることは必要。建物は重要。舞台芸術でも場所、その雰囲気でも観られることで洗練されていくこともあるので建物は重要。 ・文化センターはいいが、建物だけではまちの活性化とは直接結びつかない。いかにまちの活性化に結びつけるかがあれば、市民も賛成するだろう。集積すると行きやすいので、図書館や公園、美術館などいくつか施設をまとめて作ると効率的なのではないか。

区分	摘要
文化施策について	<ul style="list-style-type: none"> 古河の文化をどのように持っていこうとしているのか分からない。 立派な作品を所蔵しなくとも、担当者が県展を見に行き、良かった作品を期限付で貸してもらい展示すればよい。お金をかけなくとも、あるレベルの新しい絵を展示することができる。そういう工夫をすることで活発にできると思う。 次世代育成をしてほしい。学校教育の中で美術が脇におかれやすい。学校教育の中で楽しさを教え、評価の機会を与え、創造する機会をつくる。評価を与える事が自信に繋がる。 描く＝創造すること。どんな仕事をするにしても役立つ素晴らしいこと。そう教えていけば子供も増えていくと思う。文化祭だけ絵を飾るのではなく、日常的に絵を飾り接する機会を増やす。 創造する力はどんな分野に行っても必要。芸術を小さい頃から習わせるといいと思う。
まちづくりについて	<ul style="list-style-type: none"> 現在の古河は人が建物の外に出ていない。人がまちを歩くことは、まちの活性化に繋がる。 歴史のあるまち、東京に近いという交通の便、まちが静かで歴史的背景を持っているなど、古河の特性を活かしたまちづくり。 歴史博物館、美術館、鷹見泉石記念館とあるが、歴史博物館に自動販売機がないなど不便。缶コーヒーでも飲んで観てみようと思う人がでるかもしれない。気軽に散歩する人が立ち寄れるところが欲しい。 狭い路地の中の店が混んでいたりする。努力して工夫してやっていると、自然と活気を取り戻してくる。寂れた町に文化を育てようとしても育たない。経済と文化はつながっているのだから、経済を活性化しないと文化も活性化しないし、経済だけではだめで、文化的下地がないと特性が出ない。 こういうまちがいいと、古河で喫茶店やブティックなど商売をしたい若者がいるが、やってきて、行きづまって、いなくなるの繰り返しになっている。行政の後押しがあれば持続できるのではないかな。 若い頃横山町（飲み屋街）によく行った。いつもの店に行くと知り合いと会い話をした。文化はそういうことの延長に出てくる。人が集まらなると何のアイデアも出てこないし、賑やかにもならない。

(5) 学校教育分野

ア 総和中学校 吹奏楽部

区分	摘要
学校の概要	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地：古河市女沼 290-1 設立年月日：昭和 36（1961）年開校 教職員数：40 名弱、生徒数：620 名（一学年 6 組）
	<p>文化芸術関連の教育の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 教科にある以外は授業としては行っていない。 これまでの勤務期間 7 年間で 2 回、全校生徒対象の鑑賞機会。
	<p>クラブ活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術関係のクラブ活動は演劇部、吹奏楽部、オーケストラ部、情報アート部。 演劇部：部員 7～8 名。文化祭の他、ユースセンター等で発表。 オーケストラ部：部員約 70 名。野木エニスホール大ホール利用。部費月 6,000 円/1 名。 情報アート部：部員約 20 名。活動内容はパソコン＋美術。
	<p>指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的に顧問が指導。 顧問の知り合い等伝手により外部から指導者に教えに来てもらうこともある。卒業生を含め市民バンドで活動している方やプロの方に話を聞くこともある。
吹奏楽部について	<p>日常活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 部員約 50 名。1 年生はほぼ全員初心者。 練習は月曜日以外、土日も含め毎日。音楽室にて。
	<p>発表活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期演奏会とコンクールは 50 名全員で参加する。 定期演奏会：今年 13 回目。体育館にて実施。 ソロ発表会：学内、ユースセンターなどを利用。
	<p>コンクール</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹奏楽連盟主催の吹奏楽コンクール、アンサンブルコンクールともに出場している。県西大会～県大会～東関東大会（茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県）～全国大会と繋がる。県西地区での会場は通常結城アクロスで開催。 コンクール前には、結城アクロスを借りての練習も行っている。他の学校と共同で午前と午後と分けて利用するなどしている。
	<p>楽器</p> <ul style="list-style-type: none"> 楽器、楽譜などを収納するための楽器庫として校内の一般の倉庫を利用。 楽器は平成元年に購入したものを修理しながら使用。個人で購入する生徒もいる。
	<p>活動経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 部費月 6,000 円/1 名。この経費で、楽譜代、楽器修理代、遠征費など年間の活動経費を賅っている。
	<p>保護者の関与</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費の管理や他校での活動の送迎など。保護者に運送関連の方がおり楽器運搬などをお願いしている。 保護者の力で支えてもらっている部分はあり、負担は大きいかもしれない。
	<p>卒業後の活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> プロも多数輩出している。 高校での受け皿が少ない。市民バンドである「古河シティウィンドオーケストラ」、「古河吹奏楽団」は高校生以上が参加でき受け皿となっている。

区分		摘要
課題	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・お金がかかる、保護者の手が必要など外部で活動が大変との噂が広まっている。 ・顧問教諭の前任地の中学校では楽器を持って現地集合が可能だったが、ここからは遠く自転車で行くことも出来ないのでは、保護者に車を出してもらおうか、バスを利用。 ・お金を出してでも、(コンクールは夏なので、冷房のある)練習室を近くで借りたい。 ・練習環境：総和中学校は校舎が新しいため、音楽室には冷房が入るが、市内でこの中学校だけなので、気にしながら使っている。
	社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のイベント等に出演。依頼は学校を通じて。ギャラはない場合もあるが、せめてジュース一本、お菓子一個でも出してもらえればと思う。謝礼は学校に渡すが、また吹奏楽部に戻ってくる。 ・野外イベントなどにも呼ばれる。市のイベント、小学校の文化祭、出初め式など。
	他校との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・高校：以前は古河三高、総和高校と活動が続いていた。 ・中学校：顧問同士の関係で連携がある。
に市 内の 施設	ユースセンター	・部屋数が確保できない。
	とねミドリ館	・予約が取れない。
	公会堂	・11/30に吹奏楽フェスティバルがあるが、来年はどこでやるか。
他施設 の 状況	全般的に	・文化施設については、千葉県の方が充実していると思う。
	結城アクロス	<ul style="list-style-type: none"> ・吹奏楽はやりやすい。音が良く県内1、2だと思う。小ホールでも音出しができる。 ・県西地区ではアクロスでしか大会が対応できない。賞状の準備をするなど本部等の部屋も確保できる部屋数がある。コンクールなどでは1,000~1,200人が入る。アンサンブルでは5~600人程度。 ・勝ち進む学校では、事前にホール練習を行っている。学校によって午前・午後。1日を2校でシェアして利用する場合もあり。近い学校では夜間利用する場合もある。
	野木エニス	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールの響きはよい。ノバホールの次くらい。 ・吹奏楽には響きすぎ。控室等は大会を行うほどの数がない。
	茨城県立県民文化センター	・キャパは大きい、音が良くない。
	ひたちなか市文化会館	・キャパ、形が良い。
県内の吹奏楽活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・東海村でクリニックのような事業を盛んにしている。小学校→中学校という流れが出来ている。 	
公 立 あ り 化 方 施 設	ハード面	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽ホールと練習室にも使える大きい多目的ホール、楽屋の利用のできる会議室は2室ほしい。 ・一般バンドの本拠地になれる場所がない。地元で場所があって欲しい。千葉県の吹奏楽はレベルが高いが、ホールがあるからでは。
	運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・期待するのは、県の吹奏楽連盟の下部組織として本拠地的に事務局がおけること。 ・水戸では、県の生涯学習の一環として事務局が使える一室があり、専任で週3日午後のみ勤務している。 ・県西地区の中心にしたい。
生徒の鑑賞活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・渋谷のN響など東京まで聴きに行く。チケット代5~6,000円くらいは出すようだ。 ・アクロスは車でないと行けないが、事業をやっている。ウィーン交響楽団のコンサート時に、午前中にクリニック、午後演奏会のプログラムをするなど。定期的にたくさん実施してほしい。 	

イ 古河第一高等学校吹奏楽部

区分		摘要
学校 の 概 要	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：古河市旭町二丁目4-5 ・教職員数：86名(全日制66名・定時制12名・事務職員8名) ・生徒数：全日制821名・定時制83名
	文化芸術関連の教育の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・全日制は音楽・美術・書道が選択制。定時制は、美術・書道の選択制。 ・平成18年度より、2年生の修学旅行期間に、全日制3年生全員でミュージカルなどを観劇するなどの芸術鑑賞体験をしている。 ・平成17年度には全校生徒対象にエニスホールで声楽鑑賞会を実施。
	クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部は盛ん。文化芸術関係のクラブ活動は吹奏楽部、演劇部、美術部、書道部、音芸部。特徴のある部としては簿記珠算部(全国大会出場)。 ・演劇部：名前はあがるが、平成20年度で廃部。以前は活動が活発だった。 ・音芸部：軽音楽、バンド。 ・国民文化祭の『草の民』(演劇公演)には、2名参加している。
活動 の 現 状 と 課 題	日常活動	<ul style="list-style-type: none"> ・部員1、2年生20名。3年生は10名。編成としても部活動としても少ない(男子4名、女子26名)。 ・初心者少なく、中学校からやっている生徒がほとんど。スカウトなどはしていない。 ・練習は不定期、音楽室にて行う。行事に向け練習する時期は週2回程度(午後5時30分まで)。その他は個人練習。 ・音楽室内に楽器庫あり。音楽室が3階にあり打楽器の運搬など外部で練習するのは大変。

区分		摘要
	発表活動	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式、県西地区高等学校の合同演奏会（下妻にて開催）、野球部応援、アンサンブルコンテスト、卒業式が年間の発表行事。 ・定期演奏会はない。やるならスポットライト等のあたるホールでやりたいが、経費的に無理。 ・コンクール：練習できる環境があれば出たい。以前夏は出ていた。 ・アンサンブルコンテスト：平成18年度は県大会まで出場した。 ・創立80周年記念式典で、古河市吹奏楽団と本校吹奏楽部員が体育館で合同演奏をした。
	指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・外部指導者はいると良い。学校としては平日放課後に指導者を招きたいが、指導者となる社会人は平日の指導は困難。
	活動経費	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会費から14万円。県費から15万円。楽器の購入や修繕に大半を費やす。演奏会の時のバス代などは団体費から。個人からの徴収はなし。
	他校・他地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・下妻にて県西地区高等学校の合同演奏会出場の際に、部員が少ない頃、古河二高と鬼怒商業高等学校とで3校合同で出場したことがある。 ・この演奏会は、約30年前に下妻一校が立ち上げ、現在まで継続している。
	地域社会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・やれば良いと思うが、日程の調整などが難しい。 ・ソフトボール大会の入場式での演奏依頼、田中正造のイベントで参加者への出迎えの演奏などの実績はある。
	卒業後	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後は、古河吹奏楽団、古河CWOなどの市民吹奏楽団に参加している生徒もいる。
近隣他施設の状況	結城アクロス	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールは良い。 ・バリアフリーでないところもある。 ・荷物の運搬の際、搬入が不便。
	茨城県立県民文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・音響は良くない。
	ひたちなか市文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に良い。
	坂東市総合文化ホールバルフォレ	<ul style="list-style-type: none"> ・県西地区高等学校の音楽会で利用している。 ・図書館と併設なので、ロビーで騒がないようにといわれる。図書館は、ホールのにぎわいと異なる施設である。
公立文化施設のあり方	ハード面	<ul style="list-style-type: none"> ・市民吹奏楽団や合唱団などの練習場所があり、そこに行けば誰かがいるという状況であれば、生徒を連れて行くことができる。良い意味で高校生のたまり場になってほしい。 ・アンサンブルコンテストの前にホールでの練習がしたい。 ・客席数は、全校生徒が入る1,000人くらいが良い。
	運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・演奏会は著作権料の関係があり、入場料は無料。 ・部活動など学校利用での場合、古河体育館は減免してもらっている。
	利用の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・下妻で行っているような合同演奏会を、古河市内の学校が参加して、いい時期にできればいいと思う。 ・文化祭をいい設備の施設でやるなど提案はできる。
周辺環境について		<ul style="list-style-type: none"> ・楽器店が頑張っている。水戸にある楽器店が楽器の選定会を行い、販売を兼ねてプロの演奏家来る。生徒は見に行っている。

(6) 男女共同参画分野

ア 古河市地域女性団体連絡会

区分		摘要
組織・団体の状況	設立について	<ul style="list-style-type: none"> ・60年前の婦人会が元となっている。合併前には三和のみにあった。
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の社会参画を目指し、女性の意識を高揚させ、女性が輝くことで地域がよくなることを目指している。会員の親睦と和づくり、コミュニティ育成が活動の中心。人が呼べるまちにしたい。 ・トレー回収やエコライフ啓発など時代に合った環境問題、子育て支援などに取り組んでいる。
	会員	<ul style="list-style-type: none"> ・個人会員250名。支部は地区単位と20名程度の活動単位のものがある。年齢層40代～80代。 ・元古河・総和地区の会員は10数名程度。増えている。活動で忙しく、なかなか勧誘ができずにいる。
	会費等	<ul style="list-style-type: none"> ・年会間1,000円。そのほか市からの助成金で運営している。
活動の現状と課題	日常活動	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年までは三和福祉センターで、子育て支援ホットスペース（ゆりかご）を月1回活動。その他ふれあいの里など外での活動もしている。
	交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な女性団体との連携はとりたい。活動を知り、協働したいと思っている。 ・三和地区にはコミュニティ6団体があって、地域女性団体のメンバーが入っている。 ・他分野との交流として『女性の集い』を毎年度末に改善センターにて開催。何年も続いている。300名参加。踊りの方を招き子供に紹介したり、子供と一緒に歌ってもらったり。他市町との交流もある。

区分		摘要
	社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・7年前から子育て支援を行っている。子育ての環境を整備したい。悩みを聞いたり、ホットスペースを提供している。地域で子供を見守るのが大切と思い、自分たちで活動しようと始めた。 ・県や国から助成金などを受けつつ、行政などイベントで託児サービスを実施。年間15～6回、多くのボランティア。三和地区以外にも出かけている。行政のイベント担当課、生涯学習課、小学校、中学校からなどの依頼がきて受ける。会場は市内さまざま。
	イベント開催	<ul style="list-style-type: none"> ・島田洋七の講演会を体育館にて実施。合併して、知らない人同士が出会い、同じ空間で交流したいと、地域おこしをかねて開催。会員の売り中心に入場料1,000円で1,600名動員した(販売1,551名、スタッフ70名)。1,500名の大部が古河市内。体育館の椅子並べなどすべて自分たちで行った。来場者から、ひとつの団体がこれだけやったのだから、これから色々な団体が毎年やりましようといわれ、うれしかった。古河は人を呼べる町。 ・「芸術鑑賞の集い」：市民がスタッフになって企画をして、演歌やクラシックなどコンサートなどに参加している。体育館を会場に1,500名集客。スタッフがシート敷きからすべてボランティアでやっている。入場料2,000円程度が限界。中央でやりたい。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民同士の連携、協働、融和が取れていない現状もある。 ・老人福祉に比べると、子供に対しては手が届いていない。地域で子育てする社会環境が薄くなってきている。
市内他施設について	古河総合体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会を開催したが、楽屋となる部屋がないので苦労した。暖房もない。 ・男性の講演者でも着替えるので、パーテーションが喜ばれた。 ・音響も良くない。
他地域施設の状況	結城アクロス	・近隣の幼稚園がお遊戯会等で利用している。物産コーナーに人がいない。
	筑西市民会館	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000名位まで収容。 ・ホールで能をやっている。照明の関係で観えにくい。老朽化している。
	茨城県立県民文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・古くて良くない。毎年1500名2回転での講演会をしているが、控室が良くない。 ・また、楽屋入り口や裏の駐車場等が狭く、大型のイベント用トラック等の出入りが不便。
	ひたちなか市文化会館	・1,200名収容。小ホール等があり便利。
	筑西市明野町中央公民館	・桜の咲く時期に薪能をやっている。今はホールの中で開催。市民が始めた。
公立文化施設のあり方	ハード面	<ul style="list-style-type: none"> ・文化センターは待望。他市町村へ行っても文化センターの整備状況がその町の文化の尺度と感ずる。 ・会場に入れぬ人にビデオで会場内の状況を見せたりするが、中途半端は良くない。厳しい財政状況はわかるが、運営が円滑でなければもっと大変なことになる。1,000席ではメジャーな人は呼べないので大ホールは1,500席必要と考えている。文化的にステータスが高い人が多く、古河で集客はできるはず。そういうもので町おこしができればいい。 ・300名なら会議室で対応できるので、小ホールは500名が欲しい。 ・小ホール、中ホール、会議室、着替えのできる控え室、チケットが買えるスペースなども欲しい。 ・日中利用できる文学館のレストラン唐草のような施設があれば、施設自体に馴染みができる。 ・女性の視点を入れてほしい。 ・託児は畳の部屋がよいので、畳の部屋が欲しい。カーペットの部屋も欲しい。 ・薪能ができるように駐車場の周りには木が欲しい。桃の花の季節に上演するなど工夫できる。 ・人を呼べる空間があるといい。
	運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・どういう活用を考えているのか分からない。 ・交通の便が悪い結城アクロス、坂東のホールでも良い演目は観に行く。古河は本線も通っており期待できる。
	協力できること	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフとしてメンバーを出すなど協力はできる。仕掛けていけばやってくれる市民はいる。 ・ホールボランティアができれば、チケット販売も市民ができるようになり、赤字とかいわれなくなるのではないかと。古河はできると思う。
文化のまちづくり		<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの森でJAZZをやっていたが、続いていけば、「あそこに行けばいいジャズを聴ける」となっていたのにと悔やんでいる。そういうところがあると良い。 ・市民参加が得意どころになる気がする。合併して色々な場で交流できたが、とても前向きで、まちおこしをという気持ちはたくさんある。色々な団体にお世話になった。ライオンズクラブ、商工会、自治連合など。チケットを売ってもらった。本当に動いてくれた。人のつながりはできています。
三和地区の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・過去急激に人口が増えた時期があり、コミュニティの活動として新旧住民の融和を図った。平成5年度に地域コミュニティの醸成を図るため、6小学校区単位でコミュニティができた(名の崎、たけとんぼ、じゅうにひとえ、てのひら、ふきの芽、ふれあい)。 ・地域を知ってもらい、愛着をもってもらうためにいろいろな催しを考えている。例えば各コミュニティで夏祭りや盆踊りを実施。日程が異なるので各コミュニティが他の盆踊りに大挙して回る。 ・コミュニティのひとつ、「ふきの芽」は改善センターで演劇活動を行っている。 ・旧三和庁舎のプレハブに全コミュニティの事務所があり、活動拠点となっている。
空き教室の利用について		<ul style="list-style-type: none"> ・空き教室は学童利用しており、一般開放はなかなか出来ない。 ・地域と学校の垣根を越えたイベントはやっている。 ・小学校は学校らしくあってほしい。
企業協賛について		<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の時に広告のことは考えなかった。スタッフとして、友達感覚で手伝ってもらった。ネットワークができていっているので、協賛は友達に頼むことになる。

第4章 公立文化施設の整備・運営の現状

第4章 公立文化施設の整備・運営の現状

1 公立文化施設の動向

(1) 公立文化施設の変遷

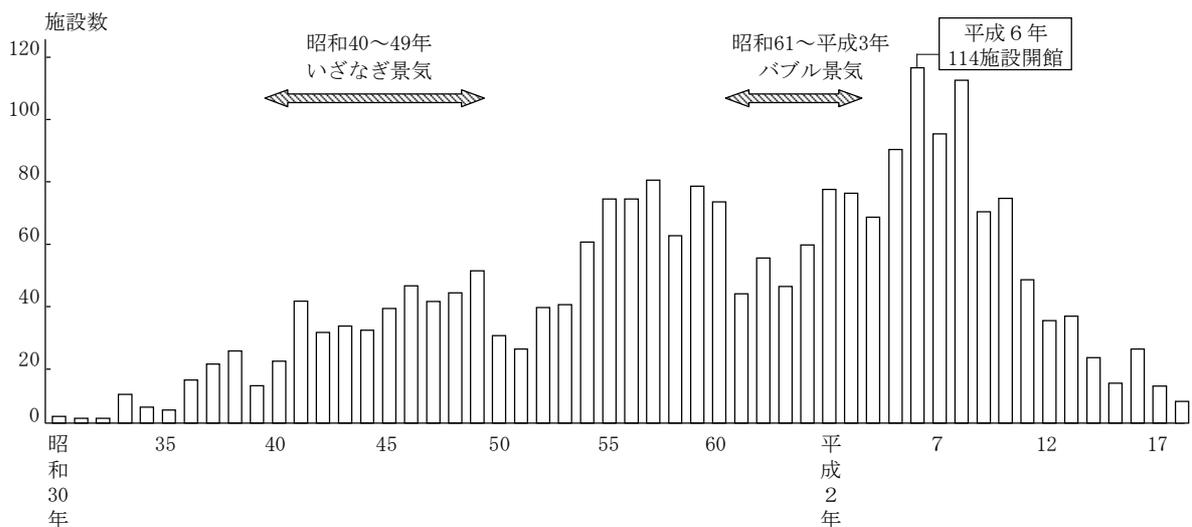
ア わが国における公立文化施設のあり方

公立文化施設の変遷から全国の文化芸術拠点の動向をみてる。

公立文化施設の開館数をみると、昭和40年代では全国で毎年30～40館の開館数であったものが、その後漸次増加し、ピークの平成6年(1994年)には年間に114施設が開館している。その後は平成不況の深刻化による地方経済や地方財政の逼迫が原因となって、開館数は減少している。

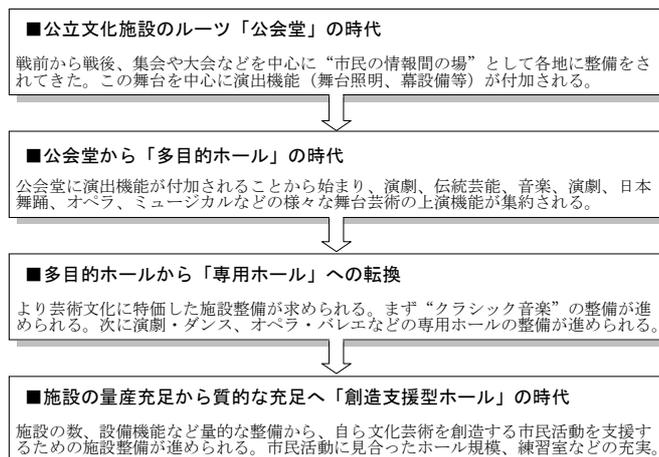
わが国の公立文化施設の性格は、当初は講堂型の公会堂としてスタートしたが、昭和20年代後半(1950年代)以降、集会・大会のための施設から文化芸術を上演する劇場型施設へと移行した。さらに昭和30年代後半(1960年代)以降は、多様な演目の上演が可能な多目的ホールの建設が盛んとなり、昭和50年代にそのピークを迎えた。

図表4-1 公立文化施設 開館年推移



資料：「全国公立文化施設名簿」(平成13年度、18年度)を基に作成

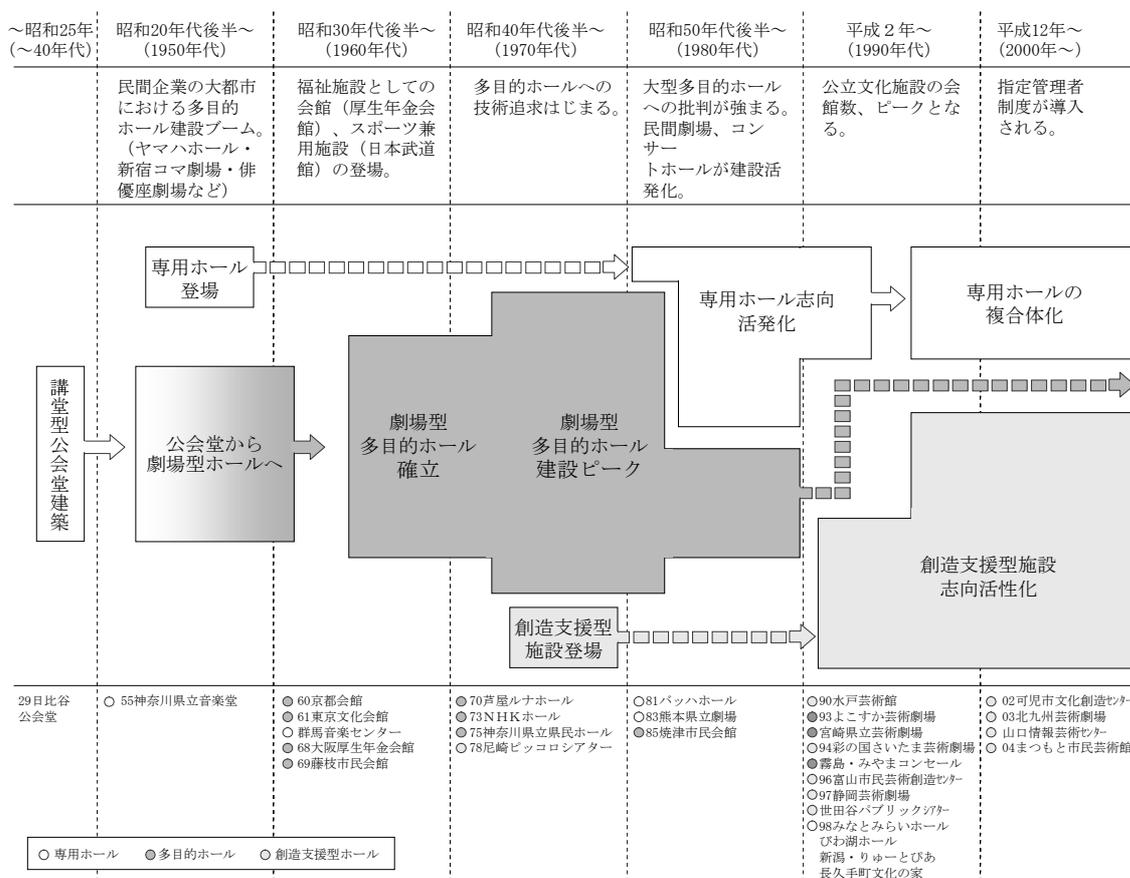
図表4-2 公立文化施設のコンセプトの動向



しかし、昭和 50 年代後半（1980 年代）に入ってから、大型多目的ホールに対する見直しを求める声が強くなり、新たな方向性を志向する動きが登場した。

第一には、住民の高度で専門的な文化芸術の鑑賞ニーズが高まったことや、全国に類似した公立文化施設が多いなかで、特色ある文化芸術拠点の整備の必要性が認識されたことなどから、音楽や演劇等の特定の文化芸術に特化した専用ホールを志向する動きが見られた。この動きは、複数の専用ホールを有する複合体型の公立文化施設として現在も続いている。第二には、住民の文化芸術活動を活性化させることを目的に、市民の文化芸術活動の基盤となる創造支援型施設が登場してきた。この志向は 1990 年代に入ってから際立ち、現在では公立文化施設の主流となってきている。

図表 4-3 公立文化施設の変遷



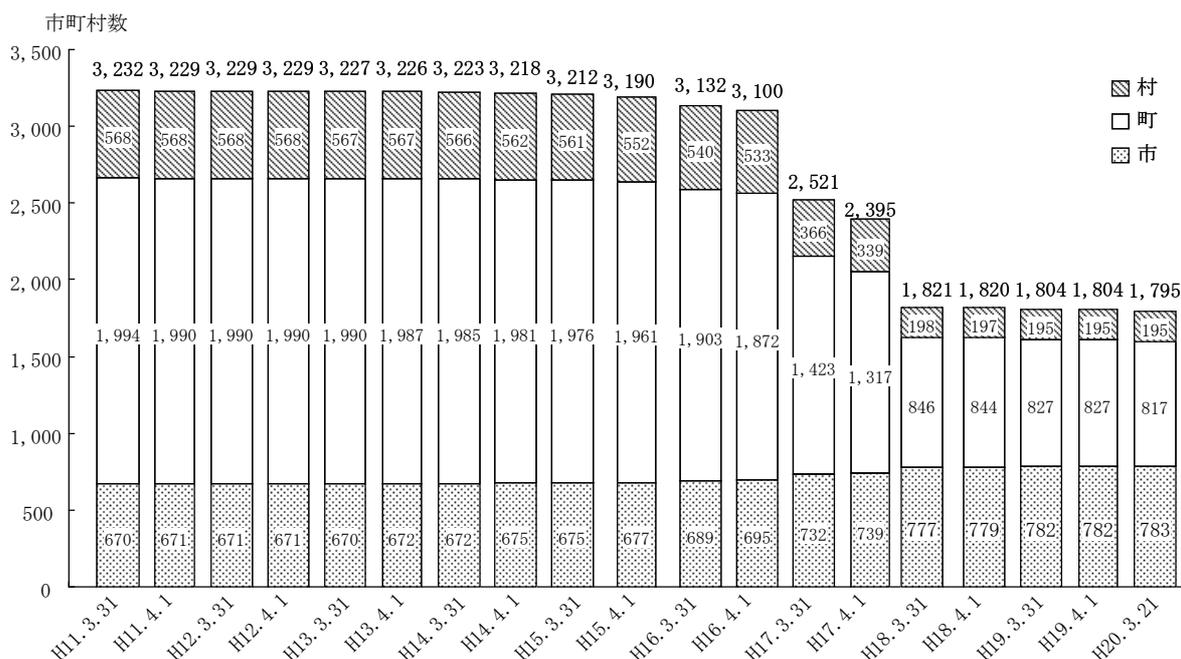
イ 市町村合併と公立文化施設の整備

平成17年3月で失効した「市町村の合併の特例等に関する法律」により、いわゆる“平成の合併”が急速に進められた。この法律は、経済社会情勢の変化に併せて行政圏域の見直しを促進させる目的で制定されたものであるが、経済的な長期低迷期を背景に結果的に公立文化施設のあり方にも大きな影響を及ぼすこととなった。

全国の公立文化施設の整備数は、約2,200施設（社団法人全国公立文化施設協会名簿）程度あると考えられている。それに対して地方自治体の数はかつて3,300程度であった。つまり約三分の二の地方自治体に既に公立文化施設が整備されている状況だった。ところが、平成の合併が急速に進められることにより、地方自治体の数が急速に減少し、現在では約1,800を下ろうとしている。かつては3,300ある地方公共団体の三分の二に公立文化施設が整備されていた状況であったのが、分母である地方公共団体の数が減じることで、公立文化施設は、一つの地方公共団体あたり約1.8施設が充足している結果となった。この間公立文化施設の数が急速に増えたわけではなく、分母に当たる地方公共団体数が減じることにより、充足率が増加するという妙な現象が起こってきている。

このことは、単なる数値のマジックだけに止まっていない。それまで“わが町にも施設の充実を”と考えてきた地方公共団体でも、合併により結果的に公立文化施設が充足することになったところが少なくない。それどころか、合併を契機に、“公立文化施設が複数以上必要か？”という議論がとにかく起こってきている。加えて長期経済的低迷期を脱却できないわが国の台所事情が影響し、“全ての既存施設に対して均等に機能改善のための投資を行うことは難しい”“古い公立文化施設から整理してはどうか”ということも検討されるようになってきている。このことは「ア わが国における公立文化施設のあり方」と呼応し、今度は分子に当たる公立文化施設の物理的数そのものが減少化傾向に転じ始めてきている。

図表4-4 市町村合併の推移



(2) 公立文化施設における市民参加の形態

ア 公立文化施設における市民参加の動向

近年、公立文化施設においては“市民参加”は重要な事項となっている。市民とともに文化を振興していく目的はもちろん、前述のような公立文化施設の存続が困難にもなりつつある状況下では、市民が支援し理解・協力してくれることは施設の事業展開において非常に大きな役割を果たす。その面で、今後の公立文化施設の整備においては、どのように市民との関わりを形成していくか、十分な検討が求められる。

一概に市民参加といっても、その関わり方の度合いも施設により多種多様であり、定形があるとはいえない。整備計画段階、開館後に分けて市民参加について整理した。

① 計画段階における市民参加

計画段階からの市民参加は、市民とのコンセンサスづくりに有効であり、計画段階から施設に係わってもらうことで、開館後の運営面での市民参加につながる可能性も期待できる。

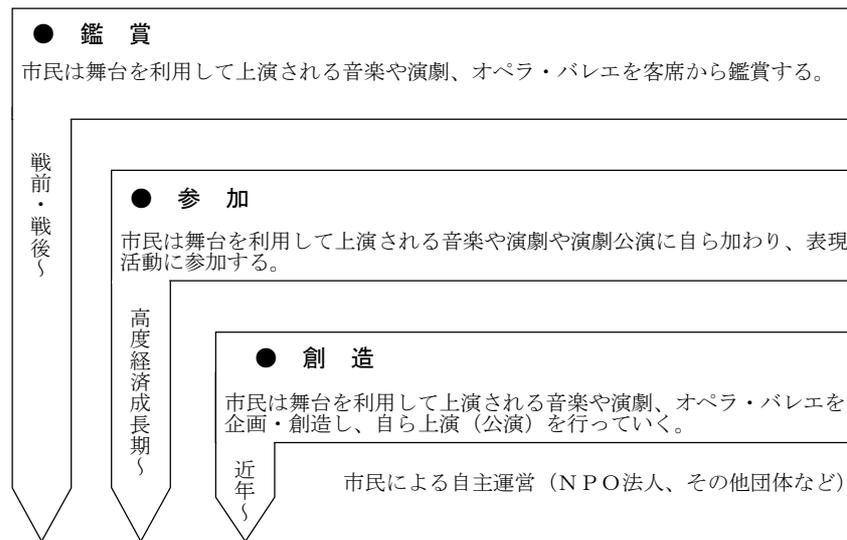
② 開館後の市民参加

開館した施設への市民参加の段階として以下のように整理できる。

図表 4-5 開館後の市民参加の段階

団塊	市民参加の形態
A 事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> 公立文化施設における市民参加のかたちとして、最も事例が多い。 施設の主催する公演の鑑賞から始まり、単に鑑賞するにとどまらず、ホールが創作する文化芸術作品に出演者やスタッフとして参加する活動などが多数みられる。合唱や合奏、演劇やミュージカルなどジャンルは多様であり、事業の形態も、プロのアーティストが中心となって市民が部分的に参加するものから、市民だけですべてを作り上げるものまで、さまざまな形の事業が行われている。 また、舞台芸術事業だけでなく、講座やワークショップなど体験型事業などに市民が参加する事例もある。
B 施設運営へのホールボランティアとしての参加	<ul style="list-style-type: none"> 公立文化施設における運営への市民参加活動としては最も一般的であり、基本的には、劇場の責任において実施される事業などの運営業務の補助的作業を行う。通常は、専門的な知識がなくても、講習会の受講や先輩ボランティアからの指導などによって対応可能な業務が中心となる。その他、市民の専門知識や経験を活かしたボランティア業務もある。 舞台技術などの専門性が要求される裏方ボランティアもあるが、当該地域に技術サービスを提供する民間業者が存在せず、都市部から専門業者の派遣を依頼すると莫大な経費がかかってしまうという事情から始まった場合が多い。その場合には、専門性を取得するための技術研修を行い、有償ボランティアとして対応している事例も多く、前述した業務とは性格を異にしている。 また、ボランティアの対価として、地域通貨を導入する試みもある。
C 事業企画・推進役としての参加	<ul style="list-style-type: none"> Bのボランティアと異なり、より市民の主体性が重要となり、施設を活動の場として、市民自らが文化芸術活動を創造・推進していく立場となる。市民自らがニーズにあった事業の企画を立て、それを運営・実践していく。 施設の開館当初から積極的に活動が行われることは少なく、養成講座などの育成事業を実施するなど、施設から活動を仕掛け、人材を育成していくことが必要である。
D 行政のパートナーとしての参加	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加の発展した形として、施設運営を市民組織が担う事例も全国に出てきている。 市民組織がアートNPOとして法人化が可能となり組織的な対応が可能となってきたこと、また、指定管理者制度の導入により民間組織が公の施設の管理運営を担えるようになったことなど、後に述べる公立文化施設を取り巻く社会環境の変化などにもよるところは大きい。

図表4-6 公立文化施設における市民活動のタイプ



イ 公立文化施設の性格と市民参加

実施したさまざまな施設調査から公立文化施設の類型化を行い、それらに見られる市民参加の傾向をみると、次のとおり整理できる。類型化については、本章4で詳細を説明する。

① タイプ1 専門型、創造発信型

音楽や舞台芸術などの文化芸術の振興を図ることを施設の使命（ミッション）として明確にし、その実現を図るための活動を積極的に展開している施設。施設機能は使命にあわせ専用ホールとして整備されている。全国的な水準での作品創造を行い、国内外への発信を行う。運営面では、創造活動を行うための文化芸術の専門家による運営を実現している。

市民参加の形態は、主に創造された作品を鑑賞することが中心となっている。

② タイプ2 バランス型、創造支援型

文化芸術の発信と地域の創造活動支援をともに目指している施設。当該の地域事情などにより、双方のバランスを取りながら施設運営を行っている。

より創造発信を目指すか、地域の活動支援に重きを置くかで、更に二つのタイプに分類できる。

タイプ2-1 地域での活動を主に置きつつ、発信も目指す施設

タイプ1と同じく音楽や舞台芸術などの文化芸術の振興を図ることを施設の使命（ミッション）として明確にし、施設も専用ホールとして整備されている。しかし、作品創造においては、地域の人材育成を目指し、地域で活動している人材を登用した作品づくりを積極的に行い、国内の他地域での上演も試みている。

市民参加の形態としては、市民は鑑賞のほか、自らの活動の場として、施設の運営や事業に関与していく。

タイプ2-2 地域での活動、市民の交流に重きを置く施設

発信と創造支援の双方の中でも、後者に重きを置き活動を展開している施設。また、多数の市民が交流し、文化芸術を核とした新たな地域コミュニティが生まれ、地域に賑わいなどが創出されてくることまでも目指している。施設の運営に関しても市民は深く関与、参画できる場を設けられている。

市民参加の形態としては、市民は自らの活動の場として、積極的に施設の運営や事業に関与していく。また、施設から支援を受けるだけでなく、そこで得たノウハウを後に続く人々に引き継いでいく。

③ タイプ3 鑑賞型、貸館型

鑑賞機会の提供、市民への文化芸術活動の成果発表の場の提供を主たる目的としている施設。

施設の自主事業として中長期的な視野を持った鑑賞事業を行い、付随して講座やワークショップなどを企画し、市民の関心を高め、観客の育成を図る。貸館事業では、地域のマスメディアや興行会社などとも連携し、効率的な運営を行う。市民の発表利用に対しては、積極的に支援を行っていく。

市民参加の形態としては、市民は、施設で企画・実施される鑑賞事業や施設を借りた興行事業者などが実施する公演を鑑賞する。

図表4-7 公立文化施設の性格と市民参加

区分	内容	主な参加形態
タイプⅠ 専門型、創造発信型	音楽や舞台芸術などの文化芸術の振興を図ることを施設の使命として活動を積極的に展開する。	鑑賞
タイプⅡ バランス型、創造支援型	地域での活動を主に置きつつ、発信も目指す施設	鑑賞 運営への参加
	地域での活動、市民の交流に重きを置く施設	鑑賞 運営への主体的参加 企画推進役としての参加
タイプⅢ 鑑賞型、貸館型	鑑賞機会の提供、市民への文化芸術活動の成果発表の場の提供を主たる目的としている施設	鑑賞

(3) 公立文化施設の整備・運営に係る現状

ア 社会環境の変化

地域社会をとりまく環境の変化をふまえ、21世紀にふさわしい新たな文化芸術の振興に向けた環境づくりが必要となってきたことから、都道府県・市町村では文化振興のための条例制定や総合計画の策定、行政体制の見直しなどが行われている。こうした背景としては、平成13年度の文化芸術振興基本法の成立を受けて、文化芸術振興における地方公共団体の責務が明らかにされたことや、地方分権の推進の下、地域の個性的なまちづくりを実現するうえで、地域の文化芸術振興の重要性が再認識されたことなどがあげられる。

以下には、近年の公立文化施設を取り巻く環境の変化として影響力があると考えられるものを列記した。これらの社会的な環境の変化は、“規制緩和”や“官業の民営化”が叫ばれるような社会情勢を背景として、ここ約10年の間に起こっており、直接公立文化施設だけを対象とした社会環境の変化ではない。しかし、公立文化施設のあり方に対してさまざまな側面から影響を及ぼす可能性がある社会環境の変化であり、これからの公立文化施設の整備を考える上で、重要な視点となるという認識が必要である。

図表4-8 公立文化施設を取り巻く社会環境の変化

●平成10年(1998年)	特定非営利活動法人促進法(NPO法)
●平成11年(1999年)	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)
●平成13年(2001年)	文化芸術振興法
●平成15年(2003年)	地方自治法244条の2改正(指定管理者制度)
●平成16年(2004年)	市町村合併特例法
●平成18年(2006年)	公益法人制度改革
●平成18年(2006年)	公共サービス効率化法(市場化テスト法)

イ 特定非営利活動促進法(NPO法)と公立文化施設におけるアートNPOの活動

特定非営利活動法人法の制定は、公立文化施設に特化した制度の改正ではない。しかし、公立文化施設が市民との連携を高めていく手法の一つとして、特定非営利活動法人とのネットワークは今日では欠かせないものとなっている。

かつて、ボランティアというと“無償の労働行為”としての理解が多かったが、阪神淡路大震災以降、市民活力を継続的に有効に機能させていく手法として、その活動母体に法人格を付与することを検討した結果が、この特定非営利活動促進法である。

平成10年に施行された同法により、NPO法人は急速にその登録数を増やしてきており、平成20年10月段階で約3万5千団体の登録があるといわれている。そのうち約半数弱が「第4号：学術、芸術、文化又はスポーツ」を定款に掲げる法人で、さらにそのうちの1,700団体ほどが「アートNPO」と呼称される文化芸術系のNPO法人である。このアートNPOの中には、自らが文化芸術を実践する市民組織もあるが、文化芸術相互や市民との接点づくりや文化芸術そのものの振興を行っていくとする中間支援活動型のアートNPOも少なくない。そのような中間支援型のアートNPOの中

には、自らの活動拠点獲得のために指定管理者として公立文化施設の管理運営を行っている組織も既に10団体程度あるといわれている。

このようにかつて無償の労働行為をするための組織程度にしか認知されてこなかった市民団体が、既に特定の分野では高い専門性を蓄え、多くの知識や経験を築きつつある。このようなことから、これからの公立文化施設では、市民セクターが蓄えた能力を積極的に活かしていくことが望ましい。

図表4-9 学術、文化、芸術又はスポーツの振興に関する（第4号）NPO法人数及びNPO法人全体数

区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
全体	1,724	3,800	6,579	10,664	16,160	21,286
第4号	433	976	1,836	3,174	5,012	6,717

(注) 各年3月末現在

資料：内閣府NPOホームページ掲載データ

図表4-10 全国のアートNPO法人数

平成15年7月末現在	平成16年9月末現在
535	1,122

資料：アートNPOリンク

ウ PFI法に基づく公立文化施設の整備

平成11年に制定されたPFI（Private Finance Initiative）法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）も、民間活力の導入や官業の民営化を図ることを目的として制定をされた法律である。特に、民間の持つ資金や能力を公共施設の整備や運営に活かしていこうとするものである。

かつて公共分野においては、「企画」、「設計」、「施行」、「管理」、「運営」といった業務は、個々の仕様書に基づき個別に発注を行ってきた。ところがこのPFI法では、それらの業務を一括化して発注を行い、そのために必要な資金を業務期間（15年～30年という長期間）にわたって割賦払いをしていくことができるように定めた法律である。そもそもイギリスのサッチャー政権下で試みられてきた手法であり、施設整備などに対する国等の支援がなくなってきたことから、施設整備の原資を調達する方法として注目をされるようになってきている。

法律の施行後10年程度が経過するが、公立文化施設の整備へのPFI法の導入事例は必ずしも多くはない。これは公立文化施設の性格とPFI法の導入手法に大きく起因していると考えられる。

具体的には、PFI法では業務期間に民間事業者が果たす業務の仕様書化したものを要求水準書といい、この仕様書に長期の業務期間（長い場合には30年以上に及ぶ）に民間事業者が果たす役割を明記する必要があるが、文化芸術のあり方を30年以上にわたって明文化することは現実的ではないことがあげられる。文化芸術は時代とともに変化し、必ずその活動の蓄積や成果を活かした成長が求められるが、その変化や蓄積、ましてや成長の度合いを要求水準書に明文化していくことは不可能だからである。

そのため、これまでにPFI法で整備をされてきた公立文化施設では、民間事業者に求められる業務範囲を施設貸与、つまり貸館事業のみとする場合が多く、施設の使命を達成するための事業及び運

営に関しては、基礎自治体が直営することでこの制度の導入を図っている。つまり、手法としてはPFIであるが、極めて限定された範囲での制度導入といえる。

この法律の制定は、このような施設整備の新たな手法導入を一義的な目的としているが、それ以上に重要なのは、指定管理者制度導入となる「地方自治法 244 条の 2 改正」より約 4 年前に既に民間事業者が“公の施設”の管理運営主体となることを定めた法律となったことであり、指定管理者制度の導入を促進させたといわれていることにある。

図表 4-11 PFI 方式による公立文化施設の整備状況

区分	事業スキーム	延床面積	ホール	入札	開館 供用開始
杉並公会堂	BOT	9,846.27 m ²	大ホール (1,190 席) 小ホール (194 席)	平成 14 年 9 月	平成 18 年 7 月
いわき市 芸術文化交流館 (ALIOS)	BTO	20,000 m ² 以上	音楽主目的大ホール (1,600~1,700 席) 演劇主目的ホール (500~600 席) 大稽古場/小ホール (200 席)	平成 16 年 6 月	平成 19 年 9 月 平成 21 年 4 月
愛知県 産業労働センター	BTO	44,000 m ² 程度	大ホール (800 席程度) 小ホール (300 席×2)	平成 18 年 2 月	平成 21 年 10 月
稲城 (仮称) 新文化センター (i プラザ)	BOT	4,200 m ² 以上	400 席以上	平成 18 年 10 月	平成 21 年 10 月
下関市細江町 社会教育複合施設*	BPO	16,400 m ² 程度	大ホール (800 席程度) 小ホール (200 席程度)	平成 19 年 6 月	平成 22 年 4 月

*PFI 方式ではあるが、PFI 法上での整備ではない。

エ 文化芸術振興基本法の制定と公立文化施設の使命 (ミッション)

文化芸術のあり方や位置づけについて、はじめて明文化されたのが平成 13 年に議員立法として制定をされた「文化芸術振興基本法」である。この法律により文化芸術を享受することの権利や尊重されるべき実践者の活動、環境整備の必要性が明文化されている。

特に第 3 条には「国の責務」について示され、第 4 条には、「地方公共団体の責務」として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」ことが書かれている。

少なくともこれまでの公立文化施設の多くがそうであったように、単に高機能な文化施設を公平、平等に貸与することだけが文化政策ではないことは、このことから明らかであり、これからの公立文化施設では、それぞれの施設が担う使命を明確に定め、その実施の責務を負うとともに成果が問われるようになってきている。

また、この基本法制定の延長線上には、「図書館法」や「博物館法」に準拠する「劇場法」の制定が期待されている向きもある。基本法の次には各論としての個別法の設置も当然あり得ることであるが、制度導入の結果、法律に基づく施設とそうでない施設が二分化されることは避けがたい。

そういった意味でもこれからの制度導入の経緯を注視するとともに、施設整備の手法、あり方、位置づけなどを十分に検討した上で、施設整備を進めていくことが必要とされる。

図表 4-12 文化芸術振興基本法・基本理念

- 文化芸術活動を行う者の自主性の尊重
- 文化芸術活動を行う者の創造性の尊重、地位の向上と能力の発揮
- 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であり、居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術の鑑賞、参加、創造するための環境整備
- 文化芸術が活発に行われる環境の醸成。国内だけでなく世界の文化芸術の発展への貢献
- 多様な文化芸術の保護および発展
- 地域の人々が主体的に文化芸術活動に関することへの配慮。地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展
- わが国の文化芸術の世界への発信。国際的な交流および貢献の推進
- 文化芸術活動を行う者その他国民の意見が反映される仕組みづくり

オ 指定管理者制度導入に伴う公立文化施設の管理・運営の変化

平成 15 年に制度導入が図られて以来、5 年が経過しようとしている。多くの公立文化施設では指定期間を 3 年あるいは 5 年に定めているところが多いことから、今年度から来年度にかけて第二次切り替え時期として注目されている。

この制度も、PFI 法と同様に民間のもつ活力や能力を活かした施設運営を図り、市民ニーズへの対応、サービスの向上などとともに、経費の縮減も図るという目的のための導入された経緯がある。しかし、残念ながら重心は明らかに「経費の縮減」のみに置かれ、公立文化施設では安かろう悪かろうという指定管理者が目立ち始めてきている。

公立文化施設への指定管理者制度は、少なくとも指定管理料という公的資金を導入して施設の運営や事業の実施を委任していく施設であることから“非営利”が原則である。つまり、公的な資金は文化投資として有効に活用されることが求められるのである、また、指定管理者は、管理委託制度と同様に指定管理料の適切な支出管理を委ねられているだけではなく、効果的な活用を期待されている。つまり、必要に応じては外部資金の導入などを図るなど“経営”的視点での施設管理と運営が、これからの施設管理運営者に求められる資質である。

このように“非営利の経営”が公立文化施設の運営には不可欠な指針であるが、これまでは運営を委ねる側にもこの視点が欠けてきていた。その視点をもつと、文化投資の成果や効果を明らかにしていくことが、今後の指定管理者の業績評価の大きな基準として問われるようになると考えられる。

2 古河市周辺の公立文化施設の現状

(1) 調査の概要

古河市周辺地域の公共文化施設を対象に、施設の整備及び運営に係る現状、問題点・課題・意向等を把握することを目的にアンケート調査を実施した。

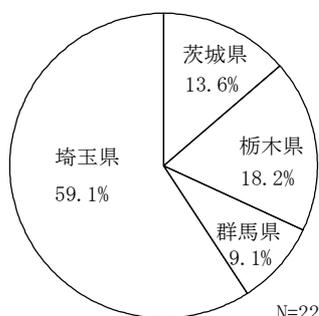
調査対象施設は、古河市近隣の公立文化施設として、市の近隣 25km 圏内並びに JR 宇都宮線、東武日光線沿線の 50km 圏内の施設、合計 35 施設とした。調査票の送付により調査を行い、22 施設より回答を得た（回収率 62.9%）。

(2) 施設の状況

回答を得た施設の所在県は、埼玉県 59.1%、栃木県 18.2%、茨城県 13.6%、群馬県 9.1%となっている。また、所在市町村の人口規模については、古河市と同規模の 10～30 万人未満は少なく、30 万人以上都市の施設が多い結果となっている。

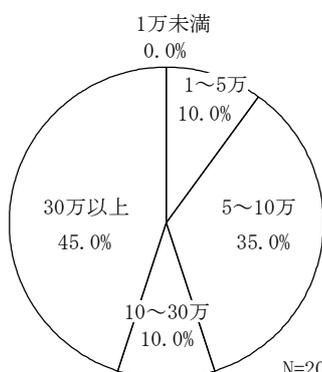
施設のタイプについては、「単独施設」が 65.0%と半数以上を占めているのに対して、「複合施設」20.0%、「併設施設」15.0%となっており、近隣の施設の多くが単独施設として整備されている現状にある。

図表 4-13 所在県

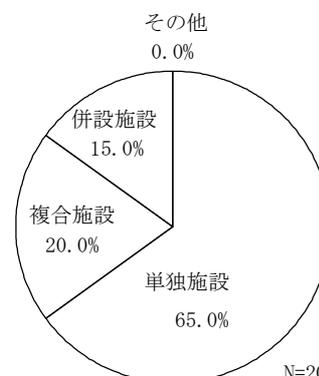


(注) N 値 (合計値) は不明を除く

図表 4-14 所在市町村人口



図表 4-15 施設タイプ



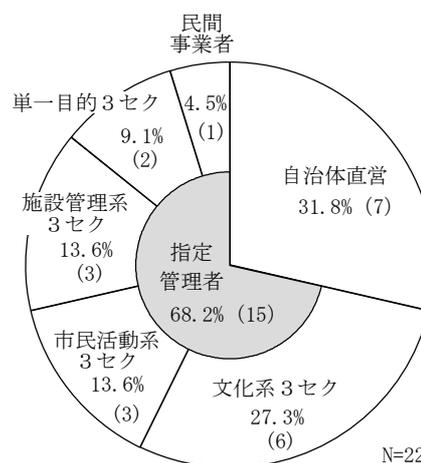
(3) 管理・運営の状況

施設の管理運営主体については、「自治体直営」が 31.8% (7 施設)、「指定管理者」が 68.2% (15 施設)となっており、指定管理者によって運営されている施設の割合が高くなっている。

自治体直営の所管部局については、回答した 7 施設すべてにおいて、教育委員会内に設けられていた。

一方、指定管理者の内訳をみると、文化財団・文化振興財団・文化振興事業団といった文化関係の第3セクターによる運営が最も多く、全体の 27.3%を占めている。以

図表 4-16 管理運営主体の状況



下、市民活動支援財団・地域振興財団・自治振興財団など市民活動関係の第3セクターによる運営が13.6%、施設振興財団・施設管理公社等の施設管理関係の第3セクターによる運営が13.6%、施設名と同じ名称の財団・公社が9.1%、民間事業者が4.5%となっている。

(4) 指定管理者の現状

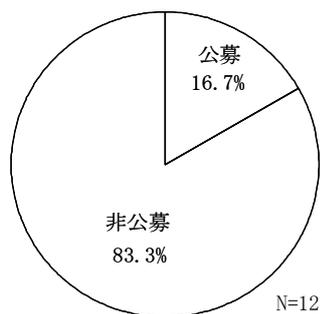
従来の管理委託制度では、市町村が公の施設の管理を行わせることができる者は、市町村の出資法人うち一定要件を満たすものに限られ、具体的な管理の事務・業務についても市町村の管理権限の下で契約に基づき管理受託者が執行することになっていた。このため、施設の管理権限及び責任は、施設の設置者である市町村が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できないとされてきた。これに対して、指定管理者制度では、施設管理の対象が民間事業者を含む幅広い団体（個人は除く）に拡大され、議会の議決を経た指定管理者が、施設の管理を代行することとなり、条例に基づき施設の使用許可を行うことも可能となっている。

ただし、公の施設であっても文化施設においては、施設の設置目的やその使命（ミッション）を果たすため、業務内容（特に事業実施と運営）については専門性等が求められ、その担保のため、指定管理者の選定にあたっては、募集方法や指定期間、業務内容等が従前にもまして重要となってきた。

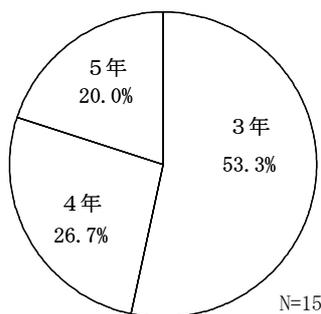
周辺施設の指定管理者の選定については、公募による選定が16.7%、非公募による選定が83.3%となっており、非公募による選定が8割以上を占めている。一方、指定期間については、最長5年、最短3年、平均3.7年となっている。

業務内容については、「運営（貸館等）」と「施設管理」は、すべての施設で指定管理者の業務範囲となっており、「事業」を業務範囲とする施設は93.3%となっている。

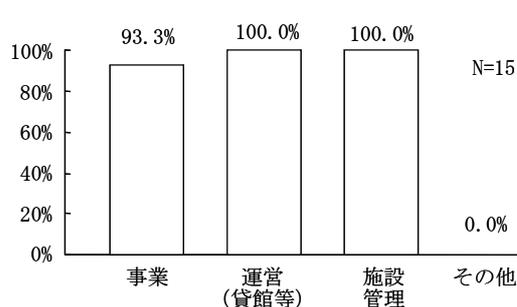
図表4-17 選定方法



図表4-18 指定期間



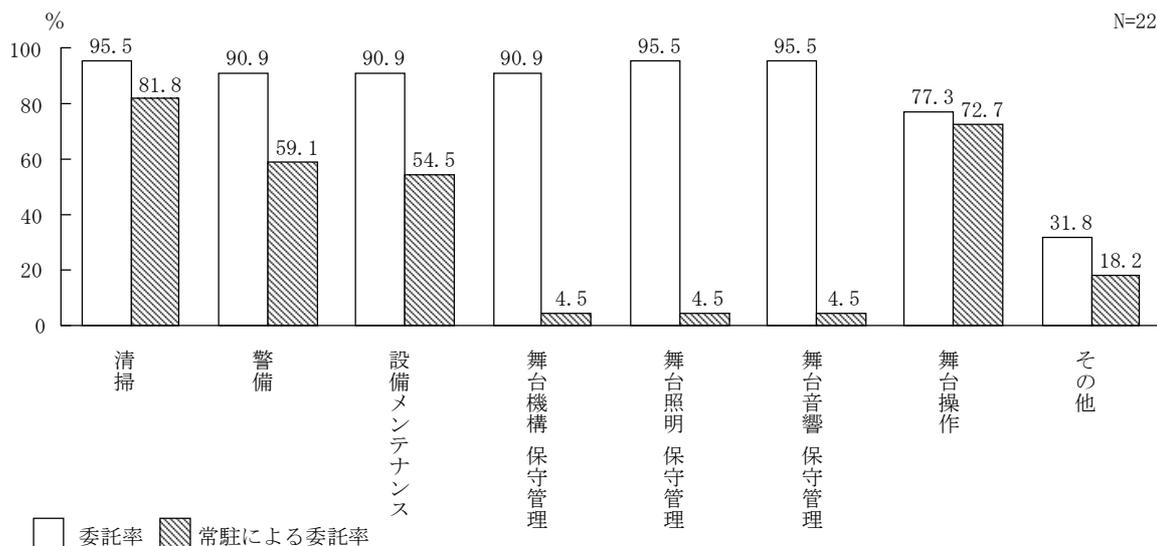
図表4-19 業務の内容（複数回答）



(5) 外部委託状況

施設業務に係る外部委託業務の状況については、回答施設のほぼすべてにおいて、何らかの業務を外部に委託している状況にあった。最も多いのは「清掃」、「舞台照明保守管理」、「舞台音響保守管理」であり、95.5%の施設で外部委託を行っている。また、常駐による委託率をみると、「清掃」、「舞台操作」が高い割合を示している。

図表4-20 外部委託の状況（複数回答）



(6) 収支等の状況

ア 収支の状況

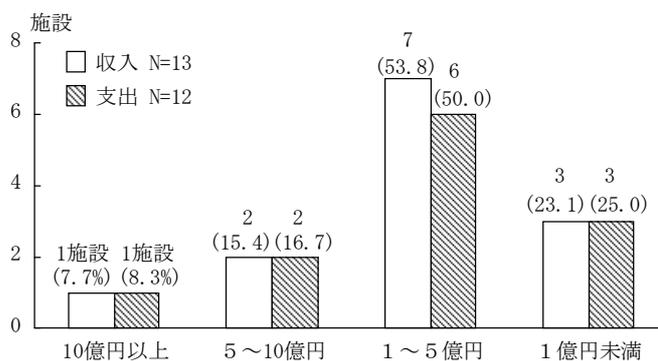
収支規模をみると、収支ともに「1～5億円」規模の施設が最も多く、次いで「1億円未満」、「5～10億円」、「10億円以上」となっている。

回答団体の収入内訳の累計額の割合をみると、収入については、「自治体からの指定管理料収入」が全体の6割を占めており、残りを主に「貸館事業収入」（16.7%）と「自主事業収入」（12.9%）

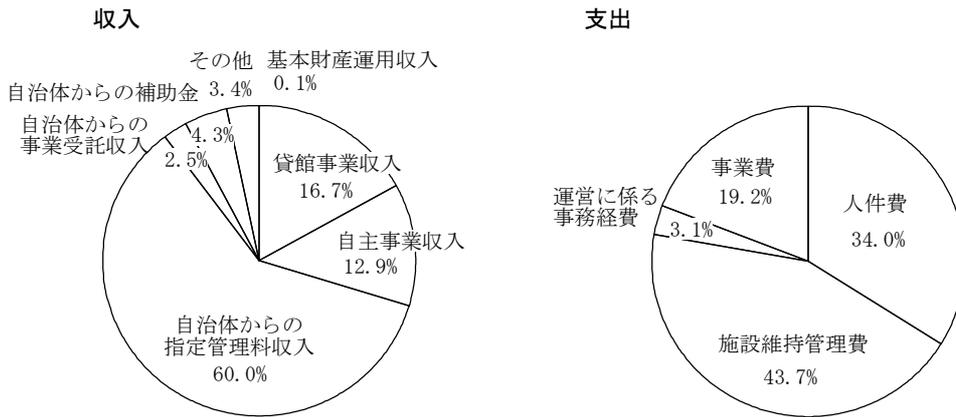
が占めるという構成になっている。「事業受託収入」や「補助金」等も含めて、自治体からの収入が全体の約7割を占める結果となっている。

一方、支出については、「施設維持管理費」（43.7%）が最も高く、以下、「人件費」（34.0%）、「事業費」（19.2%）が続く。

図表4-21 収支規模の状況



図表 4-22 収支の内訳



(注) 回答団体の収入・収支内訳の累計額の割合

イ 助成金・協賛金

近年では、公立文化施設が実施する文化芸術事業に対して、公益法人、企業等からさまざまな助成・協賛が行われている。今回、回答のあった施設のうち何らかの協賛金・助成金を受けている施設は、全体の31.8%を占めている。

助成機関・協賛企業として名前があげられていたのは以下のとおりとなっており、文化庁の文化芸術拠点形成事業のような拠点単位のもののをのぞき、事業単位の助成については1事業あたりの助成額は10万円～170万円となっている。

図表 4-23 対象事業の状況

助成機関・協賛企業等	対象事業	助成金額(千円)
文化庁	複数事業	7,579
	子どもたちの指導者のためのワークショップ	1,771
地方公共団体	第31回町文化祭文化公演会	350
文化協会	川井郁子ヴァイオリンコンサート	100
日本芸術文化振興会	親子で聴けるクラシックコンサート	400
(財) 地域創造	自主企画制作公演	10,600
	劇団わらび座「天草四郎」	260
	さいたまアンサンブル定期演奏会第3夜	1,706
(社) 栃木県経済同友会	第12回コンセール・マロニエ 21	500
ヤマハ(株)	ジュニア・ピアノコンクール	1,050
三国コカ・コーラボトリング(株)	狂言の世界 part. 13	500

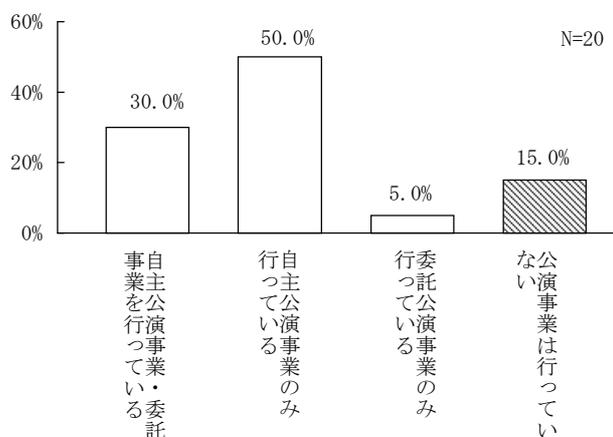
(7) 事業の状況

ア 公演事業の実施

自主公演・委託公演事業の実施状況を見ると、85.0%の施設が何らかの公演事業を行っているという回答した。これに対して「公演事業を実施していない」施設は15.0%となっている。

自主公演・委託公演事業の実施形態としては、「自主公演事業のみを行っている」施設が全体の50.0%を占め、以下、「自主公演事業・委託事業を行っている」施設は30.0%、「委託公演事業のみを行っている」施設は5.0%となっている。

図表4-24 自主公演・委託公演事業の実施状況



イ 公演事業に係る実施方針

多くの施設では自主事業の方針を定め、それに則った公演事業を展開していると思われる。自由記述方式で尋ねたところ、12施設からの回答を得た。

設置自治体が県レベル、基礎自治体レベルによる違いも見られ、各施設の特色に違いはあるが、「芸術文化にふれあう機会の提供（普及、啓発）」、「住民参加」、「継続性を持った事業展開」、「収益性への配慮」等があげられた。

図表4-25 公演事業の実施方針

施設設置主体	所在地	公演事業の実施方針
市	茨城県	クラシック音楽向きのホールであるためクラシックコンサートはとり入れるようにしているが、収益を見込める人気歌手のコンサートや子供向けのミュージカルなどの事業のバランスを考えている。
県	栃木県	県民文化の振興
市	栃木県	地域の芸術文化の振興を図るため、多くの市民が芸術文化に触れあえるコンサートや住民参加型の事業を実施すること。
町	栃木県	従来より継続している事業が三事業あります。 ①落語（平成7年度より継続） ②ファミリーコンサート（平成11年度より継続） ③合唱団育成講座（平成13年度より18年度）実施後、現在ミュージカルを継続。
県	埼玉県	・ 舞台芸術作品の提供に関する事業：県民ニーズを踏まえ、かつ施設の特性を活かした優れた舞台芸術作品の鑑賞機会の提供 ・ 普及啓発に関する事業：芸術文化の関心を高めるとともに、人材の育成を図ることにより、本県芸術文化の裾野を広げる 以上を軸に公演事業を展開
県	埼玉県	・ 舞台芸術作品の提供に関する事業：県民ニーズを踏まえ、かつ施設の特性を活かした優れた舞台芸術作品の鑑賞機会の提供 ・ 普及啓発に関する事業：芸術文化の関心を高めるとともに、人材の育成を図ることにより、本県芸術文化の裾野を広げる 以上を軸に公演事業を展開

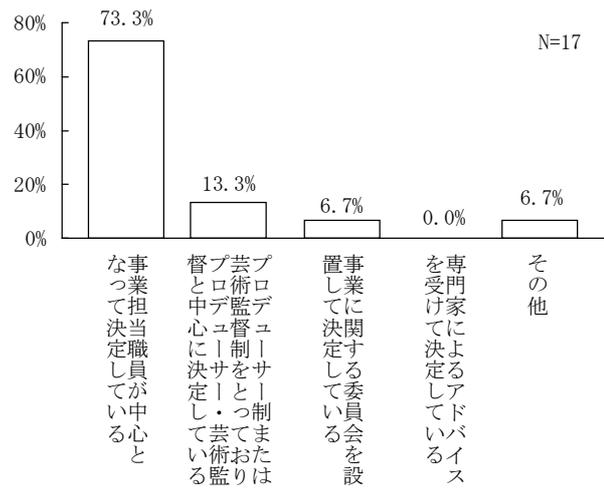
施設設置主体	所在地	公演事業の実施方針
市	埼玉県	平成 18 年度に市で策定した「市文化芸術振興計画」に基づき、当財団独自の「財団法人文化振興事業団文化芸術振興プラン」を策定し、そのプランに基づいた事業を展開している。
市	埼玉県	平成 18 年度に市で策定した「市文化芸術振興計画」に基づき、当財団独自の「財団法人文化振興事業団文化芸術振興プラン」を策定し、そのプランに基づいた事業を展開している。
市	埼玉県	平成 18 年度に市で策定した「市文化芸術振興計画」に基づき、当財団独自の「財団法人文化振興事業団文化芸術振興プラン」を策定し、そのプランに基づいた事業を展開している。
市	埼玉県	収益の見込めるもの中心
市	埼玉県	ジャンル別、年齢別を実施している。
市	埼玉県	市からの事業費が削減され、現在、買取公演事業の実施が困難であり、民間プロモーターとの共催という形で事業を実施しております。共催事業は、基本的に先方（民間プロモーター）からの打診を受けて実施するものであるため、事業の方向性・方針というものは特に設定しておりません。複数の共催依頼の中から企画内容や実績等を考慮し、良いと思われるものは実施しております。 ※ただし、ホールの立地、形状、キャパ等などで民間プロモーターからの共催依頼はそれほど多くありません。

ウ 公演事業の決定

文化施設にとって公演事業は基幹的事業の一つであり、その事業方針が施設の主な活動の性格として外部に理解されることも多いため、その決定方法は重要である。

公演事業を実施している施設について決定方法をみると、最も多かったのは、「事業担当職員が中心となって決定している」で、73.3%と全体の7割以上を占めている。次いで「プロデューサーまたは芸術監督をとっており、プロデューサー・芸術監督を中心に決定している」が13.3%、「事業に関する委員会を設置して決定している」が6.7%となっている。

図表 4-26 公演事業の決定方法

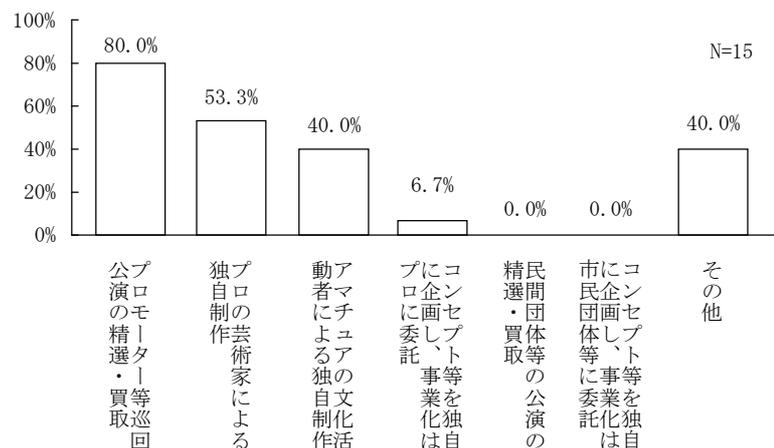


エ 公演事業の制作手法

公演事業の制作手法については、施設独自に制作を行う方法、既に制作された公演を招聘し上演する方法などがある。施設独自の制作を行うものは、招聘するものに比べ、事業に携わる職員数の確保をはじめ、職員の専門性やノウハウ等も合わせて必要とされている。

公演事業を実施している 17 施設

図表 4-27 公演事業の制作手法（複数回答）



の制作方法をみると、最も多いのが、12 施設が行っている「民間のプロモーター、公立文化施設協会等の巡回公演を精選し、買い取ることで上演を行っている」で全体の 80%がその方法を行っていることがわかる。

以下、「プロの芸術家による施設独自の公演を制作している」53.3%、「アマチュアの文化活動者による施設独自の公演を制作している」40.0%、「コンセプト等を独自に企画し、事業化はプロの芸術団体等に委託している」6.7%となっている。

オ 施設会員制度

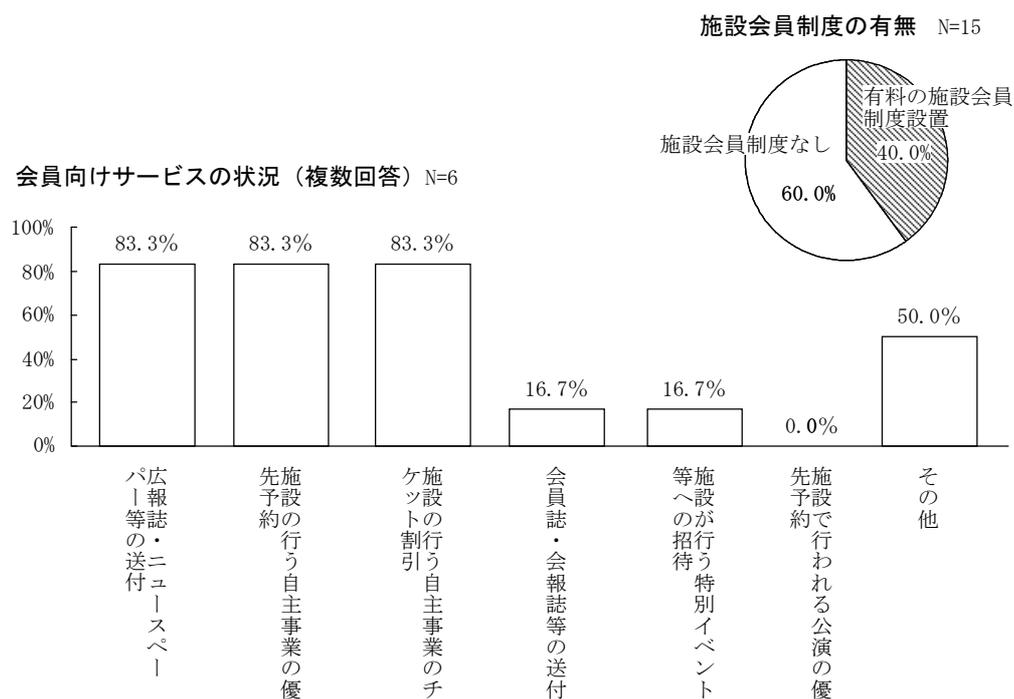
文化ホール等を有する公立文化施設では、地域住民、文化芸術愛好家を対象にした施設会員制度、いわゆる「友の会組織」を設置しているケースがみられる。施設会員制度の設置により、地域住民等に対して魅力ある鑑賞機会等の施設利用サービスを提供するとともに、施設側にとっても、市民に施設活動についてのより深い理解を得る機会を通して、施設の良き応援、サポーターとなってもらうとともに、安定した集客・収益性の確保といったメリットが期待されている。

回答のあった施設のうち、施設会員制度を設置している施設は 40.0%、設置していない施設は 60.0%となっている。設置している施設は、すべて入会金・年会費等の負担が伴う「友の会組織等の有料の会員制度」を設けており、無料の会員制度を設けている施設はなかった。

友の会の年会費は 1,000 円～2,000 円、平均額は 1,600 円となっており、会員数は、最大が 4,818 人、最小が 300 人、平均会員数は 2,606 人となっている。

会員向けのサービス(特典等)は、「広報誌・ニューズペーパー等の送付」、「自主事業の優先予約」、「自主事業のチケット割引」を 83.3%の施設が行っており、主な会員特典となっている。次いで 16.7%の施設で「会員誌・会報紙等の送付」、「施設が行う特別イベント等への招待」を行っている。

図表 4-28 施設会員制度の状況



(8) 貸館事業

貸館事業は、施設の管理運営面において大きな役割を占めている分野である。従来型の公立文化施設では、住民の利用目的も集会・行事等の利用に大きな比重があったため、貸館事業においては、管理運営者側はこうした点に配慮した利用者との調整を行うのが一般的であった。

しかし、近年の公立文化施設では市民の文化芸術活動面での利用が大幅に増え、これに伴い、市民の創造活動支援に重点を置いた貸館事業を実施するケースも増えている。このため、具体的な文化芸術拠点施設の管理運営を考えていくにあたっては、今後は、利用者支援の観点から、管理運営ルールやそれを支える体制についても検討が必要になると考えられている。

ア 稼働率

ホール、展示室、練習室等の稼働率について、平均、最大値、最小値をまとめた。このうちホールについては平均稼働率が56.1%、最高は93.4%、最低は9.1%となっている。

併設ホールについては、平均稼働率は65.7%となっており、主ホールよりも併設ホールの稼働率がやや高いという傾向がある。

展示室・ギャラリー等や、会議室・和室については回答数が少なかったが、いずれも60%弱の稼働率となった。また、稽古場・練習室については68.3%とホールも含めた各機能諸室の中で最も高い結果となった。

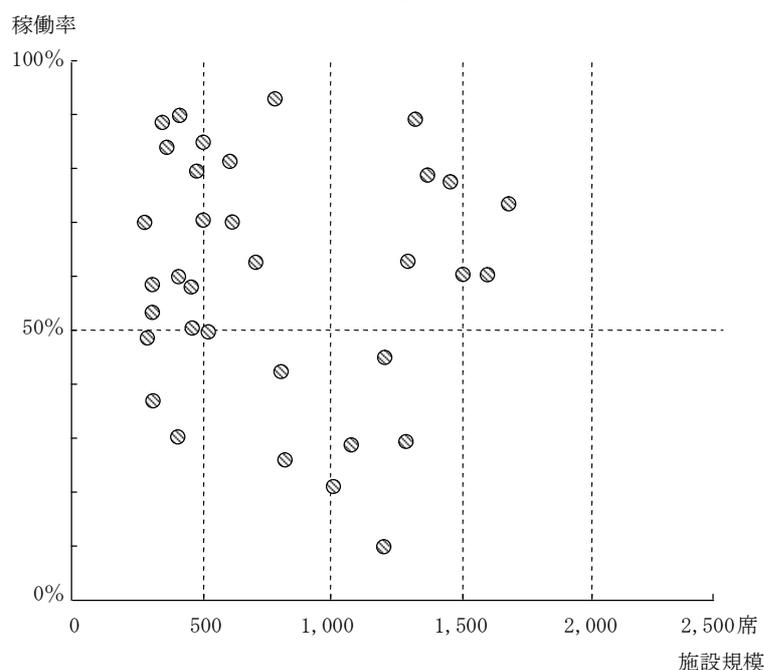
図表4-29 施設の稼働率

区分	回答数	平均	最高	最低
主ホール	20施設	56.1%	93.4%	9.1%
併設ホール	14	65.7	90.0	30.0
展示室・ギャラリー等	5	57.9	85.1	40.4
稽古場・練習室等	12	68.3	99.0	20.0
会議室・和室等	4	57.1	77.9	29.3

なお、主ホール、併設ホールを問わず、ホールの規模ごとの稼働率をみると、500席以下の小ホールの稼働率が比較的高い。1,000席前後のホールの稼働率が低くなるが、1,500席以上の規模では60%を超え高くなる。

規模別の平均稼働率をみると、200~499席規模では62.8%であるのに対して、500~999席規模63.8%と高くなり、1,000席以上は55.7%と低下する。

図表4-30 施設規模による稼働率の分布



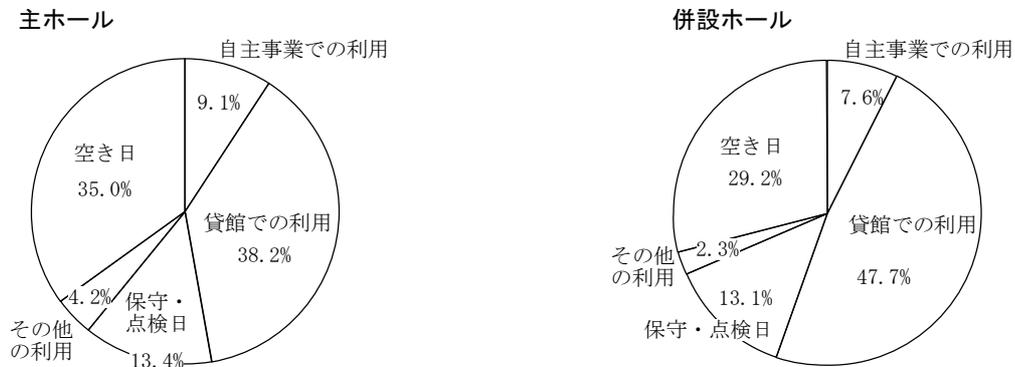
図表4-31 規模別のホールの稼働率

区分	ホール施設数	平均	最多	最小
200～499席	15施設	62.8%	90.0%	30.0%
500～999席	8	63.8	93.4	25.4
1,000席以上	13	55.7	89.4	9.1

イ 利用状況

ホール別に自主事業、貸館等の利用形態別の利用状況をみると、は以下の表のとおりである。自主事業の利用は主ホール、併設ホールともに8～9%程度だが、主ホールよりも併設ホールの方が、貸館での利用の割合が高く、空き日が少なくなっている。

図表4-32 利用形態別の利用状況



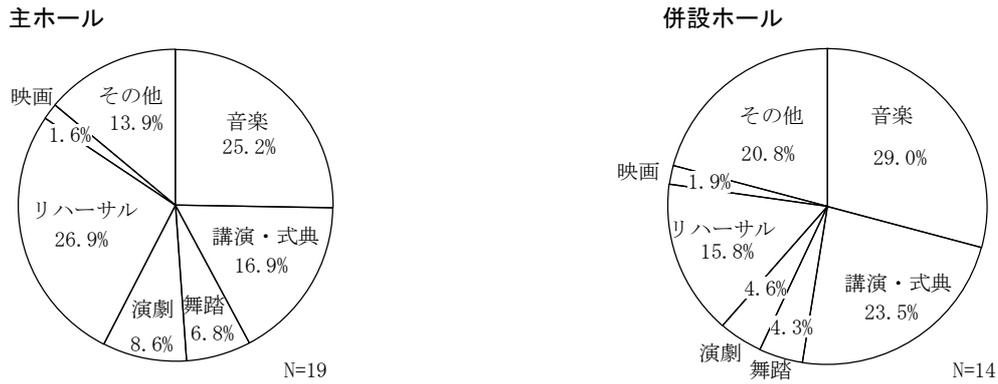
区分	主ホール				併設ホール			
	回答数	平均日数 (%)	最少日数	最多日数	回答数	平均日数 (%)	最少日数	最多日数
自主事業での利用	17施設	33.9日 (9.1%)	0日	171日	12施設	28.1日 (7.6%)	0日	171日
貸館での利用	18	142.8 (38.2)	11	267	13	175.2 (47.7)	11	267
保守・点検日	17	50.1 (13.4)	2	147	13	48.2 (13.1)	2	147
その他の利用	12	15.7 (4.2)	0	59	8	8.4 (2.3)	0	59
空き日	18	130.8 (35.0)	17	309	13	107.3 (29.2)	17	309

ウ 活動内容別の利用状況

活動の内容(分野)別の利用状況は以下の表のとおりである。主ホール、併設ホールともに、音楽に次いで、講演・式典での利用が高くなっている。

また、主ホールではリハーサルでの利用が26.9%あるのに比べて、併設ホールでは15.8%となっており、併設ホールで行われる催しはリハーサルを必要としない物が多いといえる。

図表 4-33 活動内容別の利用状況



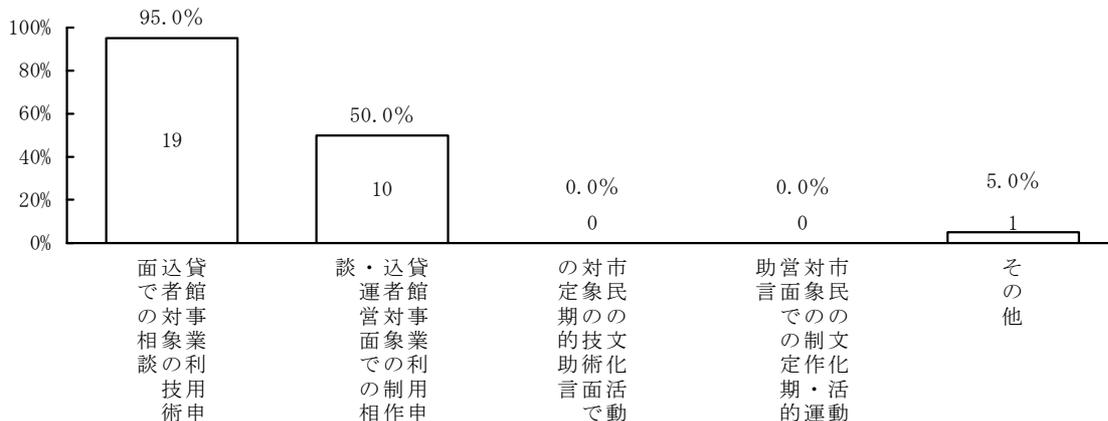
区分	主ホール				併設ホール			
	回答数	平均件数 (%)	最少件数	最多件数	回答数	平均件数 (%)	最少件数	最多件数
総数	19 施設	239.0 件 (100.0%)	9 件	635 件	14 施設	272.4 件 (100.0%)	98 件	586 件
音楽	18	65.9 (25.2)	4	193	13	85.4 (29.0)	14	223
講演・式典	18	44.2 (16.9)	1	174	13	69.3 (23.5)	7	161
ダンス	18	17.9 (6.8)	0	69	13	12.8 (4.3)	2	61
演劇	17	22.5 (8.6)	1	151	12	13.6 (4.6)	0	97
リハーサル	14	70.5 (26.9)	17	145	10	46.7 (15.8)	6	127
映画	16	4.2 (1.6)	0	19	11	5.4 (1.9)	1	16
その他	16	36.3 (13.9)	7	161	12	61.3 (20.8)	6	272

(9) 利用者支援事業

施設の利用者に対する支援についてみると、「貸館事業の利用申込者に対して、技術面での問題について相談を受ける機会を設けている」が 95.0%と最も多くなっている。これは、利用者に対するサービスという側面からだけではなく、施設の安全な運用という面からの必要性においても、ほとんどの施設が実施していると考えられる。次いで、「貸館事業の利用申込者に対して、制作や運営面での問題について相談を受ける機会を設けている」が 50.0%となっている。

相談以外の利用者支援サービスとして、託児サービスの提供、研修・ボランティア等の受け入れ、ビュッフェ・カフェ等の設置を行っている施設もあり、内容については以下の表のとおりである。

図表 4-34 利用者支援事業「相談・支援」(複数回答)



図表4-35 その他の利用者支援事業の状況「託児サービス」(FA)

施設設置主体	所在地	概要	該当
県	栃木県	業者と提携して紹介している。	
県	埼玉県	劇場内に託児室を設け、自主事業・貸館とも要望がある時に対応している。	2施設
町	栃木県	託児サービスを利用する場合は、会館の練習室、リハーサル室を利用している。	

図表4-36 その他の利用者支援事業の状況「研修・ボランティア等の受け入れ」(FA)

施設設置主体	所在地	概要	該当
市	栃木県	研修は実施なし。ボランティアは自主事業時の舞台運営ボランティアのみ(地域住民参加のコンサート)。	
県	埼玉県	教員研修や大学生インターンシップなどの受け入れを行っている。	2施設
市	埼玉県	施設見学の随時受け入れ、職業研修生の受け入れ。	
市	埼玉県	事業の際のボランティアスタッフ、中学生の社会体験授業。	
町	埼玉県	ホール運営ボランティアの養成を行うとともに、ボランティア登録をいただいている。	

図表4-37 その他の利用者支援事業の状況「ビュッフェ・カフェ等の設置・運営」(FA)

区分	該当	概要
レストランの設置状況 (食堂)	市立施設 8施設 県立施設 2施設	<ul style="list-style-type: none"> ○民間業者に施設使用許可を行っている ○民間業者が経営 ○外部委託、併せて宴会場運営 ○チェーンレストラン併設 ○個人経営に依頼 ○原則、劇場休館日以外は営業
カフェの設置状況 (喫茶室、喫茶店、軽食、 喫茶コーナー)	市立施設 3施設 町立施設 1施設 県立施設 1施設	<ul style="list-style-type: none"> ○テナント入居者 ○民間業者 ○レストランと同一業者が運営、公演のある日に営業 ○福祉団体を受け入れている
ビュッフェの設置状況	県立施設 2施設	○レストランと同一業者が運営、公演のある日に営業

(注) 各施設から自由記入された問題点・課題を要約・整理して掲載。

(10) 芸術普及活動（アウトリーチ活動）

地域で行われる文化芸術活動を積極的に発信し、広く地域住民に周知・理解・支持してもらうことは、地域の文化振興において重要である。近年では、文化芸術に触れる感動や楽しさを伝えることは文化施設の主要な使命でもあるととらえられている。

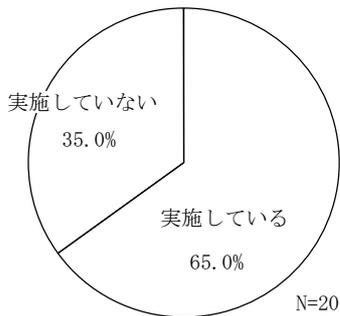
特に次世代を担う青少年の文化芸術活動への支援や、文化芸術体験・表現教育は学校教育においても重要とされてきており、こうした取組みは芸術普及活動（アウトリーチ活動）と呼ばれている。

ア 芸術普及活動の実施状況

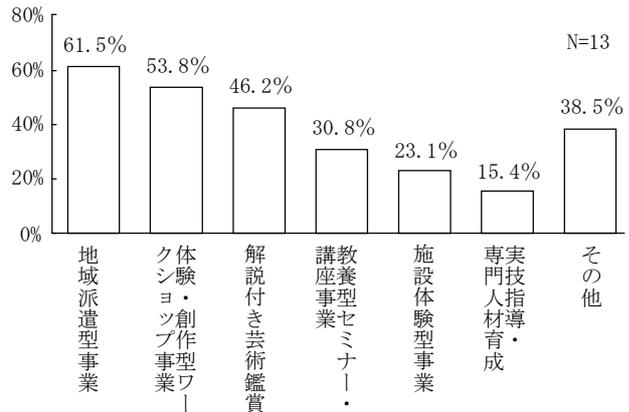
芸術普及活動の実施状況を見ると、何らかの形で活動を実施している施設は 65.0%、実施していない施設は 35.0%となっており、近隣の 6 割以上の施設ですでに実施されている。

芸術普及活動の内容を見ると、「地域派遣型事業（学校や福祉・医療施設でのワークショップ、ミニ・リサイタル等）」を実施している施設が 61.5%と最も多く、以下、「体験・創作型ワークショップ事業」（53.8%）、「解説付き芸術鑑賞（レクチャーコンサート、アフター・パフォーマンス・トーク等）」（46.2%）が続く。

図表 4-38 芸術普及活動の実施状況

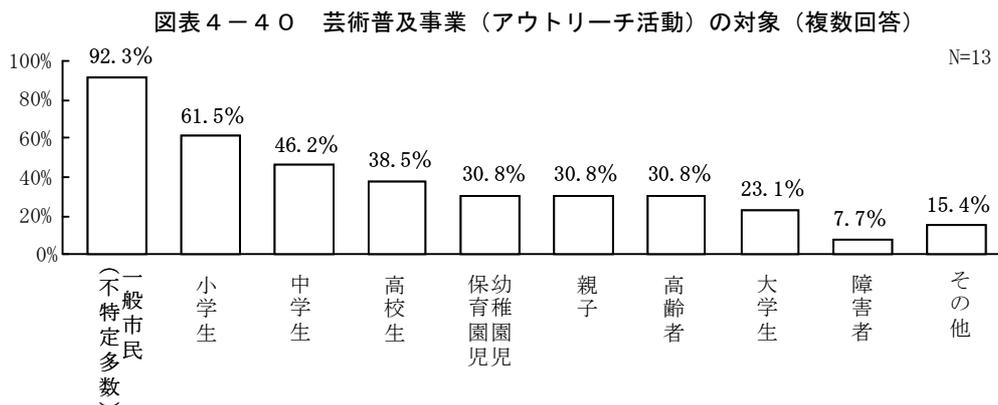


図表 4-39 実施している芸術普及事業（複数回答）



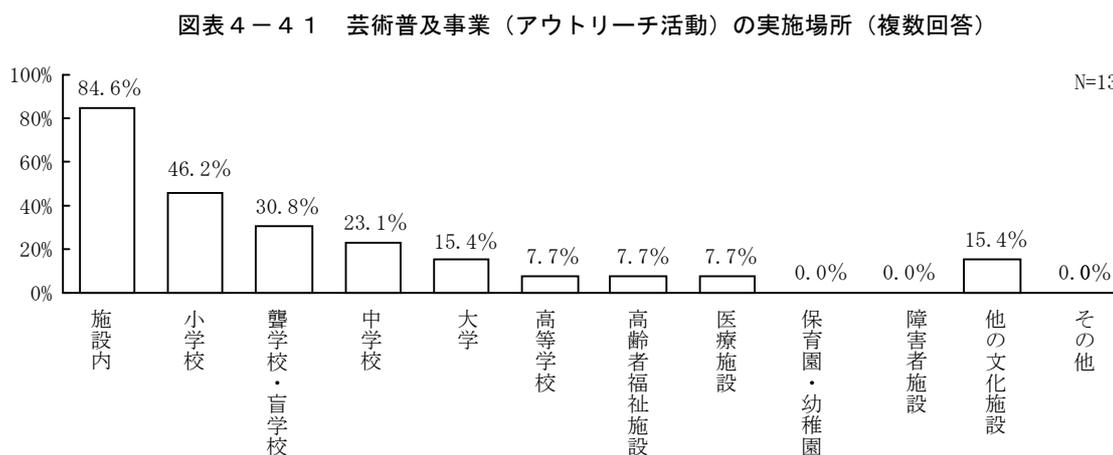
イ 芸術普及活動の対象者

芸術普及活動事業の対象者については「不特定多数の一般市民」を対象とする事業を実施している施設が92.3%と最も多くなっている。次いで、「小学生」61.5%、「中学生」46.2%、「高校生」38.5%となっており、小中学校・高校の児童、生徒を対象とした事業を実施する施設も多くなっている。また、親子や高齢者など、子育て支援や福祉等を目的とした事業を実施している施設もそれぞれ30.8%あった。



ウ 芸術普及活動の実施場所

芸術普及活動の実施場所は、「施設内」が84.6%と最も多く、次いで「小学校」が46.2%と多くなっている。イでみた事業の対象者との関わりで考えると、小中学生や聾・盲・看護学校生に対しては事業を学校へ、高校生以上に対しては施設への来場を求める事業となっているといえる。



(11) ネットワーク事業

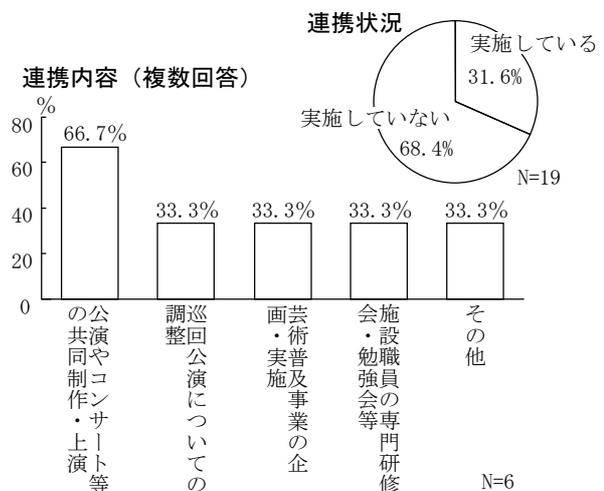
文化施設を活性化するための方策の一つとして、広域の文化施設が互いに連携し、ネットワーク化を図ることにより、費用負担の軽減や情報の共有化が図られるとともに、存在自体を地域内外に発信することも可能となる。このようなネットワーク事業には、同一地域内にある異分野の文化施設が連携する例、県境を越えて同分野の文化施設が連携する例、大都市と町村の文化施設が連携する例など、さまざまな形態がある。

ア 外部施設・外部組織との連携

外部施設、組織と何らかのネットワーク事業を実施している施設は31.6%、実施していない施設は68.4%となっており、実施している施設は限られている。

実施施設のネットワーク事業の内容をみると、「外部の施設または組織と共同で公演やコンサート等を製作し、上演することがある」が66.7%と最も多く、以下、「巡回講演についての調整」、「芸術普及事業の企画・実施」、「施設職員の専門研修会・勉強会等」が続く。

図表4-4-2 外部施設・組織との連携（複数回答）

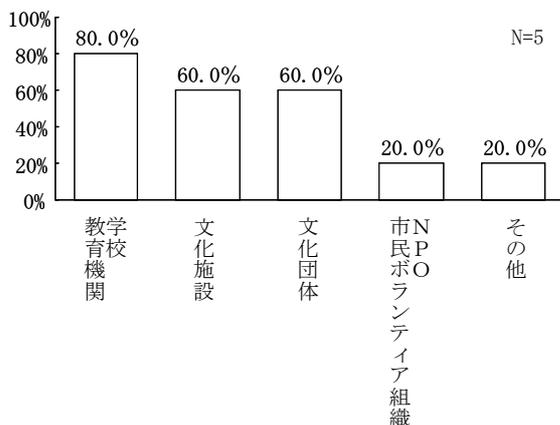


イ ネットワーク先

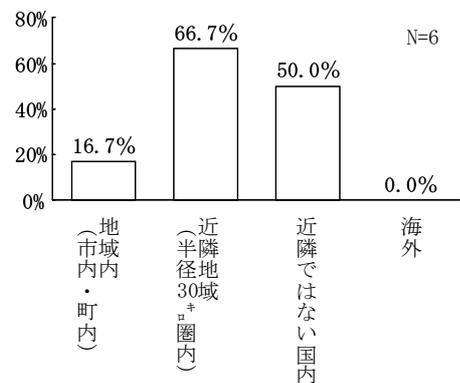
ネットワーク先である外部の施設・組織等については、「学校・教育機関」が80.0%と最も多く、以下、「文化施設」、「文化団体」が60.0%で続く。「その他」としては放送局との公開録画や民間プロモーター等との共同企画開催等があげられている。

協力先の所在地としては、「近隣地域」が66.7%と最も多く、「近隣ではない国内」が50.0%で続いている。

図表4-4-3 ネットワーク先の外部施設・組織（複数回答）



図表4-4-4 ネットワーク先の所在地（複数回答）



(12) 市民協働の実施について

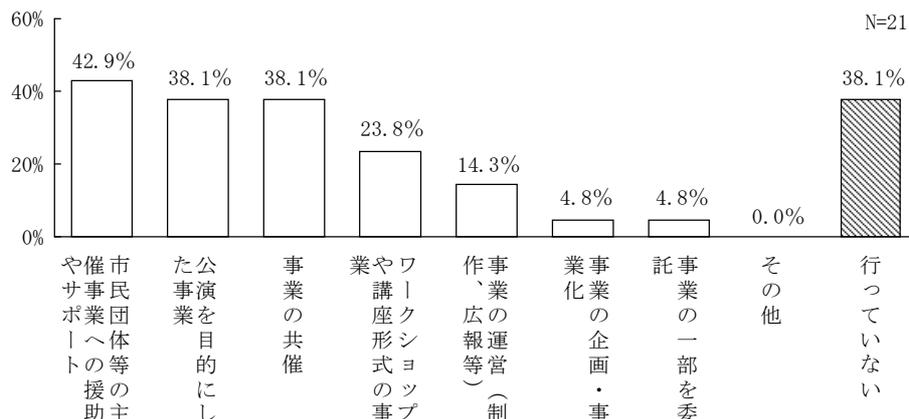
近年、多くの公立文化施設で、地域の文化芸術活動を活発にするため、また、開かれた柔軟な管理運営や情報公開を行うという面でも、施設の行う事業や運営に市民が積極的に関わりやすい“市民協働”の仕組みが整備されている。

ア 市民協働に係る事業の状況

市民協働に係る事業を実施している施設は61.9%、実施していない施設は38.1%となっている。

実施事業の内容をみると、「市民団体等が主催して行う事業に、何らかの形で援助やサポートを行っている」が42.9%と最も多く、次いで、「市民

図表4-45 事業に係る市民協働の実施状況（複数回答）



が舞台に立つ公演を目的にした市民参加型事業を主催している」と「市民団体等が主催して行う事業を共催している」がそれぞれ38.1%、「市民が舞台に立つ成果発表を含むワークショップや講座形式の市民参加型事業を主催している」が23.8%となっている。

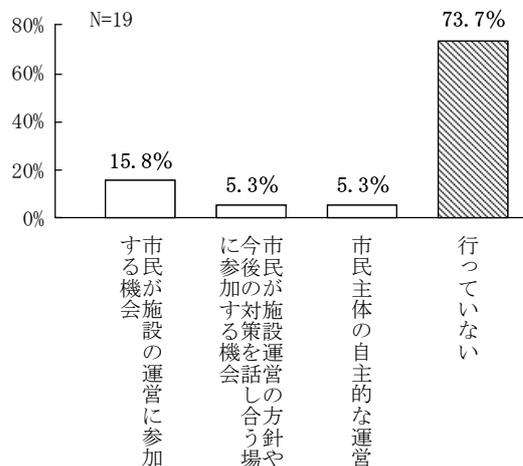
市民協働事業の成果や課題については、「住民のよい発表の場となっている」、「直接市民と接することで市民の芸術文化に対するニーズも把握できる」、「市民の芸術活動への一助となることができる」等の成果があげられている一方、「着かず離れずメリハリを持つこと」、「事業運営を手伝っていただくボランティアの確保が難しい」、「市民の方の発表では観客が少ない」等の課題もあげられている。

イ 市民協働に係る運営の状況

施設運営面における市民協働については、何らかの取組を実施している施設は26.3%、実施していない施設は73.7%となっている。事業面と比較すると、施設運営面に取り組む施設の割合は低くなっている。

取組内容については、「市民ボランティア制度等、市民が施設の運営に参加する機会を提供している」が15.8%で最も多く、以下、「市民が施設運営の方針や今後の対策を話し合う場に参加できる機会を提供している」(5.3%)、「市民プロデューサー制度等、市民主体の自主的な運営が行われており、施設はその支援のみを行っている」(5.3%)が続く。

図表4-46 運営に係る市民協働の実施状況（複数回答）



(13) 施設機能の特徴・問題点

ア 事業企画を行う上で制約となる施設の特徴・問題点

事業企画の制約となる施設の特徴・問題点については以下のとおりとなっている。

図表 4-47 事業企画を行う上で、制約となる施設の特徴や問題点

区分	特徴や問題点
施設の種類	○体育施設と文化施設の併用施設であるが、体育施設の観点から見れば、体育館で行う大きな催しもののサブ会場として文化施設を使用できるメリットがある一方、文化施設の観点では、可動観客席を採用したホールの音響の問題など課題が多く、文化施設としての稼働率はきわめて低くなる。
ホールの特色	○音楽に適したホールとなっているため、演劇等に利用できない。
ホール客席規模	○客席数が多くないため、採算のことなどを考えると実施できる事業（自主）も限られてしまう。また、借りる側（プロモーター等）も同様である。 ○ホール収容人員が 300 と小規模のため、自主公演は採算が取れない。冠（企業名を冠した）公演を企画している。
ホール機能	○舞台が見切れてしまう。 ○舞台が小さい。
ホールに付随する機能	○楽屋の数が足りない、少ない。 ○楽屋スペースにシャワー室がない。 ○ホール座席数に対してロビーが狭く、公演開催時に物品販売を行うと混雑が生じる。 ○ホールのトイレが少ない。
ホール以外の建物	○バリアフリー、点字ブロック等の設備もなく、障害者には不自由なこともある。 ○ホールにエレベーターがない。 ○玄関に段差があり、混雑時は危険を生じる。
その他の施設機能	○駐車場不足から、大小ホール同時公演はできない。
その他	○自主事業に対する予算が毎年減額の方針にあり、厳しい。

(注) 各施設から自由記入された問題点・課題を要約・整理して掲載。

イ 管理運営を行う上で制約となる施設特徴・問題点

管理運営の制約となる施設の特徴・問題点については以下のとおりとなっている。

図表 4-48 管理運営を行う上で、制約となる施設の特徴や問題点

区分	特徴や問題点
改修・経年劣化	○舞台コンピューター機器の更新が必要。 ○未改修部分の経年劣化。 ○施設の老朽化。 ○築 30 年を超える施設だが、大規模の改修の予算がつかない。 ○大規模工事・修繕を行うには休館する必要があり、利用料金の減少につながってしまう。
施設の立地	○複合施設（ビルの内部）にあり、平日は同ビル内の施設が稼働しているためメンテナンス作業ができず、土日は同ビル内の他施設が休みだが、稼働率が高いためメンテナンス作業ができない。早朝や深夜作業では近隣住民より苦情が来る。

(注) 各施設から自由記入された問題点・課題を要約・整理して掲載。

3 近年整備された公立文化施設の現状

(1) 調査の概要

全国的な公立文化施設整備の実態や動向等を把握するため、近年整備された公立文化施設についての調査を行った。

調査対象施設は、平成19年度版全国公立文化施設名簿（全国公立文化施設協会発行）にある平成16年以降に開館した施設のうち、500席以上のホールを持つ施設、及び複数のホールを持つ25施設とし、14施設より回答を得た（回収率56.0%）。

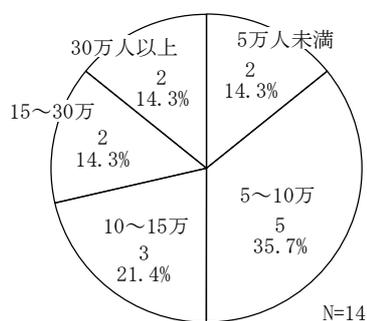
なお、対象とした施設の概要については、以下の通りである。

(2) 施設の状況

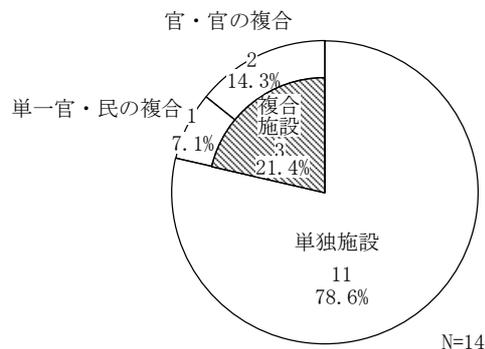
施設所在地の人口規模については、「5万以上10万未満」が35.7%と最も多くなっている。古河市と同じ人口規模である「10万以上15万人未満」は21.4%となっている。

施設の整備状況は「単独施設」が78.6%であり、近年整備された施設は約8割が単独施設という結果となった。「複合施設」は21.4%であった。

図表4-49 所在市町村の人口規模



図表4-50 施設整備の状況



(3) 施設の整備方針、目的、施設設置の基本理念

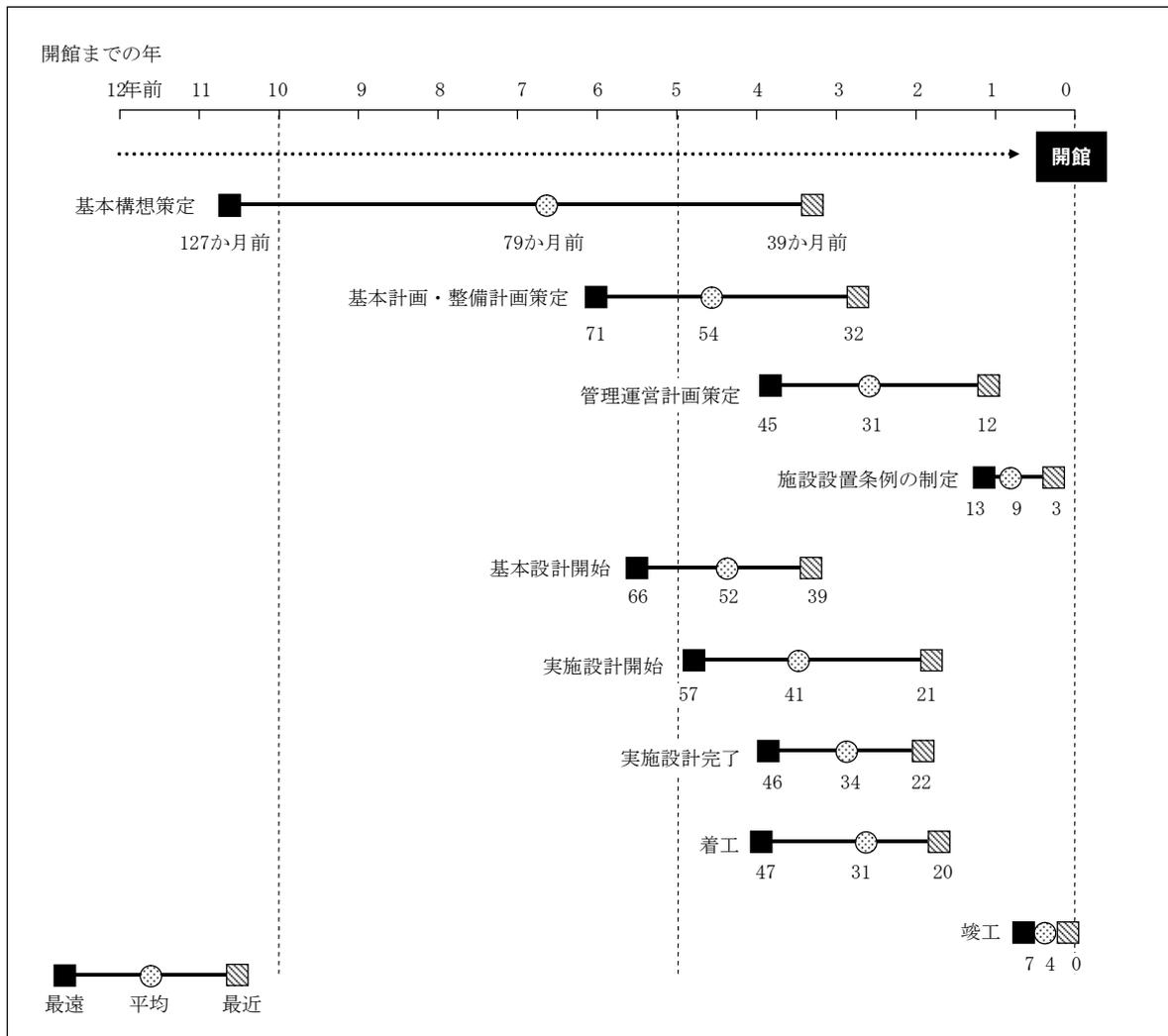
回答のあった14施設のうち13施設より、施設の整備方針、目的、施設設置の基本理念等についても回答があった。その内容はそれぞれの施設によって異なるものだが、何らかの形で明記され、公開されたものとなっている。施設の基本理念を明記した公開媒体として多いものは、「条例」、「基本計画」（各6施設）、「施設のパフレット」（5施設）、「基本構想」（4施設）となっている。その他として、「整備計画」、「施設概要」、「設置自治体の総合計画」、「設置自治体の定める文化創造プラン」、「PFI契約書」（各1施設）があげられた。

(4) 施設整備の経緯

ア 時期・期間

施設整備の経緯として、各諸計画等の策定等を行う時期を調査した。概要は下図表の通りとなっている。

図表 4-5 1 諸計画等の策定等の時期



図表 4-5 2 諸計画の策定・建設にかかった期間

(単位：月数)

区分	平均	最長	最短
基本構想	21	60	8
基本計画・整備計画	12	18	7
管理運営計画	9	12	7
設計期間 (基本設計+実施設計)	17.9	27	11
建設工事	28.7	42	20

まず、基本構想の策定については、平均して開館の79ヶ月前となっており、構想を策定した後、開館までに約6年半を要してる。また、基本構想の策定にかかった期間として、平均21ヶ月(約1年9ヶ月)となっているため、あわせてみると、基本構想の策定のはじめから施設の開館までは、約

8年～9年程度かかることがわかる。

また、基本計画以前の準備段階に行ったこととして、「基礎調査」、「施設整備検討会」、「検討懇話会」、「建設検討協議会」、「検討プロジェクトチーム」、「建設懇話会」、「ワーキンググループの組織化」、「構想委員会」、「検討委員会」、「運営委員会」、「基礎調査委託」があげられた。

建設工事にかかる期間は、規模にもより20～42ヶ月（平均28.7ヶ月）となっているが、開館の平均4ヶ月前には竣工している。

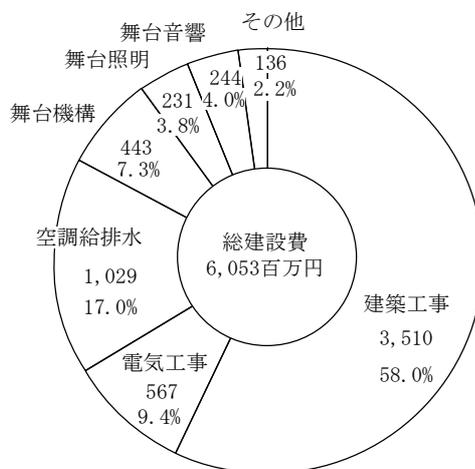
イ 建設にかかった経費

建設にかかった経費については、全体の建設費について回答があった9施設について、建設費の平均は約60億円となった。建設費を1㎡あたりで割り戻してみると、1㎡あたりの建設費は38万円～74万円、平均53万円となっている。

また、建設費のうち、各項目についての内訳を見ると、建築工事が58.0%と半分以上を占め、次いで空調給排水工事17.0%、電気工事9.4%、舞台機構工事7.3%、舞台音響工事4.0%、舞台照明工事3.8%となっている。その他工事の項目としては「外構」、「(複合施設での)施設建築物に関する権利取得」、「パイプオルガン製作工事」、「緞帳」、「太陽光発電設備」、「光ケーブル敷設・設定工事」、「駐車場工事、設計・施工監理委託」等があげられていた。

また、施設整備のための基金等の有無については、回答のあった9施設のうち、6施設があり、3施設がなしであった。

図表4-53 建設経費の内訳及び総建設費額に占める割合



(注) 単位は百万円。総建設費は各建設費経費のすべての項目に回答があった9施設の平均値。また、各建設経費額は各施設からの回答結果の累計値から算出した平均額、割合は総建設費に占める割合

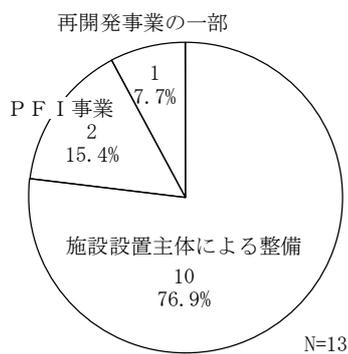
ウ 施設整備の方法

施設整備の方法については、「施設設置主体による整備」が76.9%と最も多かった。しかし、近年ではPFI事業、再開発事業の一部等による施設整備も行われているという事例も存在している。

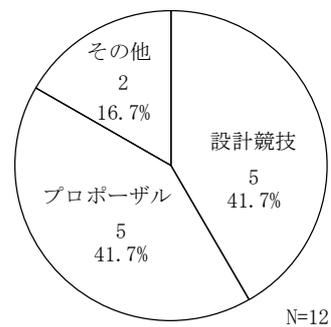
エ 設計者選定方法

設計者の選定については、「設計競技を実施した」施設と、「プロポーザルにより設計者を選定した」施設が5施設（41.7%）と同数であった。

図表4-54 施設整備の方法



図表4-55 設計者選定方法



オ 施設整備への市民参加

近年では施設整備への市民参加も多く見られる。本調査でもそれらの実施状況を尋ねた。

市民向けの説明会を実施したという回答が2施設よりあった。また、3つの施設がワークショップを行っており、その実施時期は開館の5~2年前となっている。

市民による委員会の設置を行ったのは4施設あり、実施時期は開館の6~3年前となっている。実施回数については、3回~34回と施設により違いが見られた。

(5) 施設の管理運営

ア 管理運営計画

管理運営計画について、事前に検討した内容や、検討のための方法等を調査した。結果は以下のとおりとなっている。

図表4-56 管理運営計画の策定

区分	内容
方針に関する項目	○施設の設置目的と基本コンセプト
事業に関する項目	○自主公演等の内容 ○事業実施フロー ○想定事業案 ○一般財源予算に係る事業計画〔事業に関する方針、収支に関する方針（管理運営事業費、事業収支、財源の確保）〕 ○事業運営方針の位置づけ ○事業運営の基本的な考え方 ○友の会組織
運営に関する項目	○利用料金案、外部委託する業務の選択など ○施設運営管理規則 ○利用規則 貸館規定 ○開館時間 ○条例、施行規則〔利用規則（開館時間、休館日、使用料、使用申請）〕
管理に関する項目	○施設貸出規定、使用料金の設定 ○業務委託（舞台、ホール、事業企画関係） ○外部委託業務の選択方法 ○音響照明関係 運営方法
組織体制に関する項目	○定員管理計画〔管理運営主体について（組織体制）〕 ○管理運営組織の枠組み、考え方 など ○人員配置
施設整備に関する項目	○導線計画
その他	○その他、市民参画や各施設の利用イメージの提案
検討・策定の方法について	○指定管理者公募要項の中で検討 ○管理運営計画において、各項目を含めた基本方針を定めた ○基本構想について20回を超えるワークショップを行い、設計、施工、運営計画を作成 ○開館後の事業実施の考え方をまとめた文化創造プラン（別冊）を作成

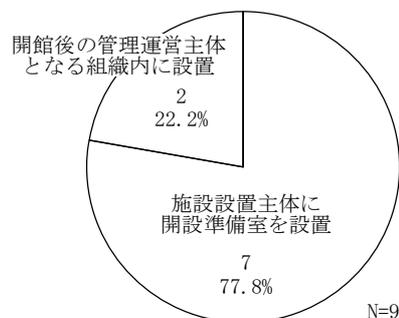
(注) 各施設から自由記入された内容を要約・整理して掲載。

イ 開館準備業務

開館準備業務を担う主体について調査した。「施設設置主体に開設準備室を設置した」という施設が7施設(77.8%)、「開館後の管理運営主体が決まっており、その組織内に設置した」という施設は2施設(22.2%)となっており、開設準備業務を担う準備室を設置した施設が多くなっている。

こうした背景としては、指定管理者制度導入以降、自治体直営以外の場合の管理運営主体を指定するのに要する手続き（条例設置、指定管理者の議決等）等を考慮すること必要があるためなどがあげられる。

図表4-57 開館準備作業の主体

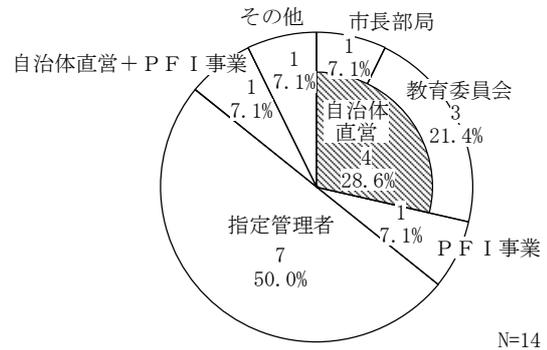


ウ 現在の管理運営主体

現在の管理運営主体は「指定管理者」が 50.0%と最も多くなっており、イの項目で見たとおり開設準備は施設設置主体が多く担っていたのに比較して増えている。また、その他、自治体と PFI 事業者が「事業・運営」と「維持管理」を分離して担う事例も現れている。

なお、開館時から指定管理者制度を導入している施設については、そのスケジュールについても調査項目とした。結果は以下の表のとおりである。いずれも行政スケジュールを考慮し、協定締結までに係る時間を決定していく必要があることがわかる。

図表 4-58 現在の管理運営主体



(注) 「市民協働部+PFI 事業者」はいわき芸術文化交流館で、PFI 事業者は維持管理のみを担当。「その他」は国立劇場おきなわで、独立行政法人日本芸術文化振興会より受託事業（事業・運営・維持管理）。

図表 4-59 指定管理者導入スケジュール

(単位：開館前の月数)

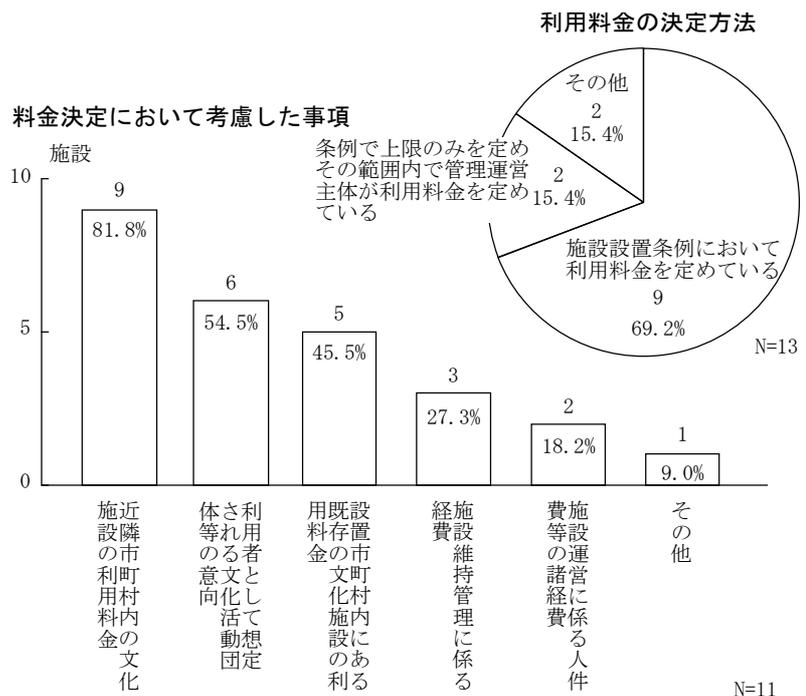
区分	要項発表	議決	協定締結
中国四国地方・県立施設	12 か月前	7 か月前	6 か月前
九州沖縄地方・市立施設	11	7	5
中部東海地方・市立施設	4	3	2
九州沖縄地方・市立施設	5	-	-

エ 利用料金

新しく整備される施設の利用料金とその決定方法について調査した。施設の利用料金については、「施設設置条例において利用料金を定めている」が 9 施設 (69.2%) と最も多くなっている。

また、利用料金の決定にあたって考慮した事項については、「近隣市町村内の文化施設の利用料金」が 9 施設 (81.8%) と最も多く、「利用者として想定される文化活動団体等の意向」が 6 施設 (54.5%) とそれに続いている。

図表 4-60 利用料金の状況



(6) 広報等

新たに施設を整備する際、その施設がどのような施設で、どのように事業を行っていくかを周知していくことが重要である。また、施設の会員組織（友の会組織等）を持つ場合、それらの組織を施設整備の時期と合わせて進めていく必要がある。本調査においても、広報等の実施状況について調査を行った。

ア 施設パンフレット

施設パンフレットの作成については、10施設より何らかの施設パンフレットを作成しているという回答を得た。それらの施設においては平均3.5種類のパンフレットを開館に合わせて作成しており、その内容については、「施設概要（施設・設備の紹介を含む）」、「施設利用案内（利用料金案内等を含む）」、「実施事業の紹介（開館記念事業を含む）」の3種類が多く施設で作成されていた。

作成時期にはバラツキがあり、施設の基本理念や整備目的の紹介をするものについては基本計画の策定後に、施設概要や総合パンフレットは開館の1年前～1ヶ月前というものが多くみられた。

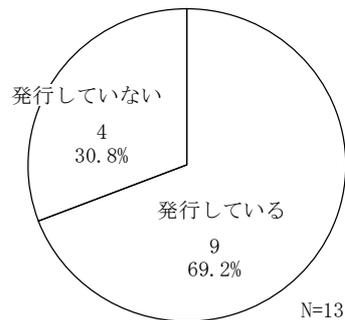
図表4-61 施設パンフレットの作成数

区分	平均	最少	最多	備考
作成種類	3.5	1	8	(種類の内容) 総合パンフレット 施設概要、施設・設備の紹介 施設利用のご案内(施設利用料金案内冊子) 英語版パンフレット 実施事業の紹介 基本理念・整備目的の紹介
部数	25,902	500	148,000	
作成時期	<input type="radio"/> 基本計画策定後 <input type="radio"/> 開館の1ヶ月前 <input type="radio"/> 開館の約1年前 <input type="radio"/> 開館時			
配布時期	<input type="radio"/> 作成後～現在 <input type="radio"/> 開館時に <input type="radio"/> 開館後～現在			
配布対象者	<input type="radio"/> 施設利用者 <input type="radio"/> 視察者 <input type="radio"/> DM登録者 <input type="radio"/> 関連文化施設関係者 <input type="radio"/> 地元紙新聞購読者			

イ 広報誌・ニュースレター

定期的な広報誌・ニュースレターの発行については、「発行している」施設は9施設(69.2%)、「発行していない」施設は4施設(30.8%)となっている。

図表4-62 定期的な広報誌・ニュースレターの発行

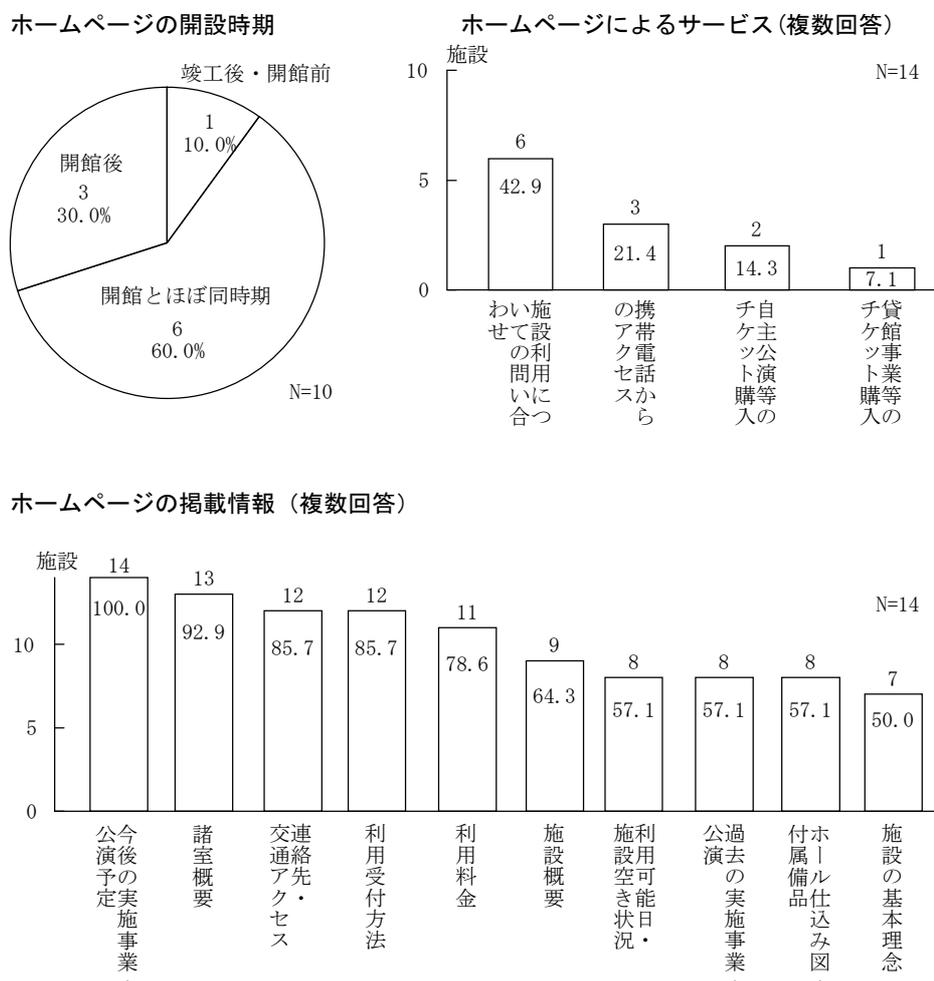


ウ ホームページ

施設のホームページの開設時期については、「開館とほぼ同時期」と答えた施設が6施設(60.0%)と最も多かった。またホームページで行っているサービスとして、「施設利用についての問い合わせ」(6施設、42.9%)は、多くの施設で対応しているものの、「チケット購入」等は1~2施設と少なく、導入が進んでいない状況にある。

ホームページに掲載されている情報については、「今後の実施事業・公演予定」はすべての施設で掲載している。また、「諸室概要」(13施設、92.9%)、「利用受付方法」・「連絡先・交通アクセス」(12施設、85.7%)等も多くの施設で掲載している情報となっている。

図表4-63 ホームページの状況



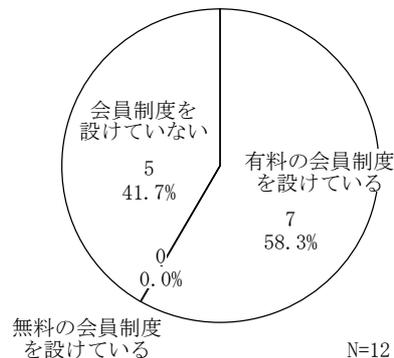
エ 施設会員制度について

友の会等の施設会員制度については、「有料の会員制度を設けている」施設が 58.3%ある一方で、「無料の会員制度を設けている」と回答した施設はなかった。

会員の募集時期は平均して開館の 3ヶ月前となっており、これは開館記念事業のチケットの販売時期等との関係があると推察される。一方で、開館後（3ヶ月後）に会員組織を立ち上げた施設もあった。現在の会員数は 478～3,000 とバラツキがあるものの、平均して 1,447 人となっている。

入会金は「なし」あるいは「1,000 円」、年会費は 1,000 円～3,000 円の間であり、入会特典は自主事業のチケット先行販売（予約）、チケットの割引等が多く見られた。

図表 4-64 会員制度の有無



図表 4-65 有料の会員制度について

区分	平均	最大	最小
会員募集時期	3ヶ月前	8ヶ月前	3ヶ月後
現在の会員数	1447.8人	3000人	478人
入会金	357.1円	1000円	0円
年会費	1875.1円	3000円	1000円
入会特典	チケット割引、提携店割引、チケット先行販売等		

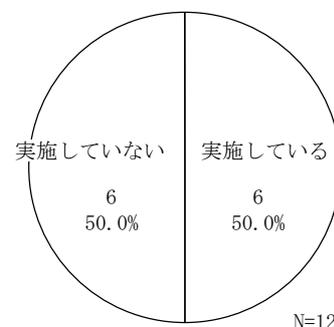
(7) 施設運営の現状

新しく整備された施設についても、現在の運営の状況を尋ねた。開館して間もない施設もあるため、決算や稼働率等については安定的な結果としてとらえられない面があるが、運営に係わる実態や、公演事業の実施方法については、3章で述べた近隣の施設調査の結果と異なる点が見られた。

イ 運営に係る市民協働の実態

運営への市民参加については、回答のあった施設の半数で、何らかの市民参加を実施しているという結果となった。近隣施設調査結果と比較すると、実施している施設が多いことがわかる。

図表 4-66 運営への市民参加



ウ 公演事業の実施

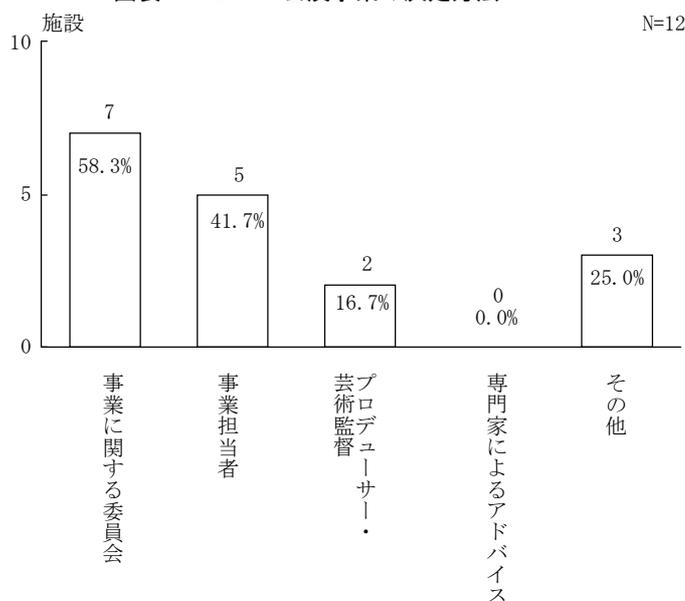
① 実施の有無

公演事業の実施については、すべての施設で自主公演事業を行っているという回答を得た。委託公演事業のみを行っている、公演事業を行っていないと回答した施設はなかった。

② 公演事業の決定方法

公演事業の決定方法については、「事業に関する委員会を設けて決定している」と答えた施設が 7 施設 (58.3%) と最も多かった。近隣施設で 73% を占めた「事業担当職員が中心となって決定している」と答えた施設は 5 施設 (41.7%) にとどまった。近年整備された施設においては、事業企画の決定における専門家の登用が重視されているといえる。

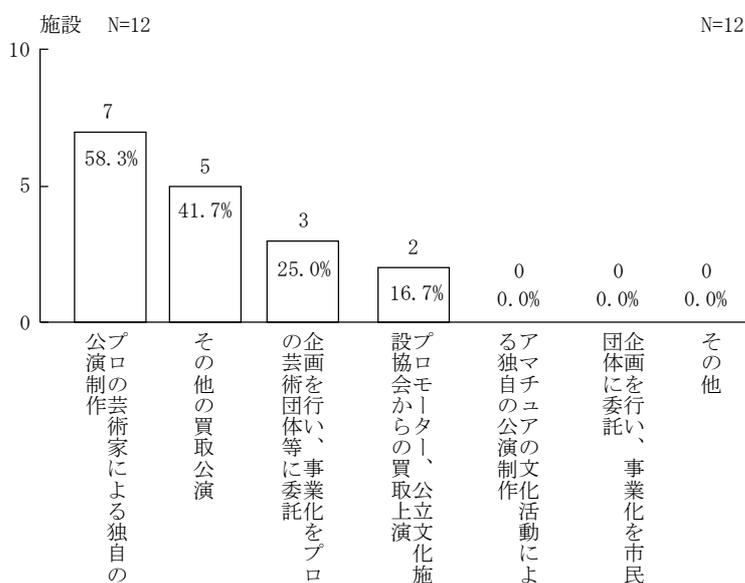
図表 4-67 公演事業の決定方法



③ 公演事業の制作方法

公演事業の制作方法についても、「プロの芸術家による独自の公演を製作している」という回答が 7 施設 (58.3%) と最も多く、近隣施設調査の結果で最も多かった「プロモーター、公立文化施設協会からの買い取り」は 2 施設 (16.7%) にとどまった。

図表 4-68 公演事業の制作方法



4 公立文化施設における市民文化創造の取組

(1) 公立文化施設に求められる活動の分類

総合的文化交流拠点が果たすべき機能と展開の方向性を検討するために、現在の公立文化施設に求められる活動を、これまでの調査を踏まえて、以下の7つに分類整理した。

- A. 創造発信
- B. 地域文化の創造
- C. 市民活動支援
- D. 鑑賞
- E. 施設提供
- F. 情報
- G. 交流

以下には、それぞれの活動の特徴をまとめたが、公立文化施設は、これらの活動を複合し展開しており、どの活動に重きを置いていくかにより、施設としての性格や方向性が現れてくるといえる。

この活動の分類をもとに、次項では公立文化施設の類型化を試みている。

A 創造発信

活動の目的	<ul style="list-style-type: none"> ●当該地域だけでなく国内外を対象とし、全国的な文化芸術水準の向上、発展を目指す ・公立の文化施設でありながら、行政の範囲を超えた文化芸術作品の創造活動を行う。製作された作品は当該施設で発表されるばかりでなく、国内外での上演を行う。 ・文化芸術の最先端ともいえる作品を創造することも多く、実験的な作品なども手がける。 ・また、海外のアーティスト、劇場などとの共同制作なども積極的に展開する。 ●文化芸術の次世代を担う人材の育成 次代の芸術家を育てるべく、発表機会の提供、作品の委嘱など支援を行う。実演家のみならず、舞台技術者、批評家など、文化芸術を取り巻くあらゆる職能を育てるための事業を行う。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●オリジナル作品の創造 ・施設の独自の作品を企画・製作する。アーティストや実演団体などと共同で新たな作品を創造する場合もある。 ●全国発信 ・創造した作品の国内でのツアー公演を行い、全国に向けて発信する。 ●専門的人材の育成 ・プロフェッショナルを育成するための講座、インターンシップなどを定期的を実施していく。
事業事例	<ul style="list-style-type: none"> ●オリジナル作品の創造 ・『春琴』：世田谷パブリックシアター製作作品。英国の劇団との共同製作。2008年初演、2008年ロンドン公演、2009年再演。 ●全国発信 ・『こどもの劇場 2007ーにんぎょひめ』：世田谷パブリックシアター製作作品。沖縄市民小劇場あしびなー、ラポルトすず（珠洲市多目的ホール）等にて公演。 ・北九州芸術劇場プロデュース『錦鯉』（北九州芸術劇場）：大阪（イオン化粧品 シアターBRAVA!）、東京（天王洲 銀河劇場）、名古屋（愛知厚生年金会館）、松本（まつもと市民芸術館・実験劇場）。 ●専門的人材の育成 ・『舞台芸術のクリエイティブ』：批評を行うための連続講座（世田谷パブリックシアター）。 ・パブリックシアターのためのアーツ・マネジメント研修生の受け入れ（世田谷パブリックシアター）。 ・『舞台技術者養成講座』（世田谷パブリックシアター）。

B 地域文化の創造

活動の目的	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の劇場として、主に当該地域における文化芸術水準の向上、発展を目指す ・当該地域、あるいは周辺地域を含めた範囲での活動の活性化や水準の向上を目指し、地域の文化芸術活動の拠点施設＝リーディング劇場としての役目を果たしていく。 ●地域の文化創造の次世代を担う人材の育成 ・地域で活動するアーティストや実演家、スタッフなど、次の世代の文化芸術を担う人材の育成を図り、中長期的に地域の文化芸術水準が向上、発展していくことを目指していく。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●オリジナル作品の創造 ・施設の独自の作品を企画・製作する。地域在住や地域出身のアーティストや実演団体などと共同で新たな作品を創造する場合もある。 ●人材の育成 ・当該地域で活動する人材の育成を図り、次代の活動への継続・発展を図る。
事業事例	<ul style="list-style-type: none"> ●オリジナル作品の創造 ・北九州芸術劇場プロデュース「青春の門 放浪篇」（北九州芸術劇場）：キャストは北九州を中心に全国から集まったオーディションの選抜メンバーをキャストに配し作品を創造している。東京公演も実施。 ・NOISM（新潟市民芸術文化会館りゅーとびあ）：全国的に活動するコンテンポラリーダンスの振付家をダンス部門の芸術監督に配置、劇場専属のダンスカンパニーとして設立。施設を拠点に作品を創造、全国8箇所ツアーなども行っている。 ●人材の育成 ・劇場塾（北九州芸術劇場）：地域を拠点に演劇活動を続けていこうとしている人達の演劇的基礎力をサポートする企画。 ・リーディングセッション（北九州芸術劇場）：最先端で活躍する演出家を招き、キャストは北九州でのオーディションで決定。地元人材の育成にも役立たせる。 ・シアターラボ（北九州芸術劇場）：参加者を公募選定し、演技から舞台技術、マネージメントなど舞台づくりに必要な知識を学び、技術を身につけながら本格的な演劇制作を行う。

C 市民活動支援

活動の目的	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の劇場として、地域住民とともに活動を推進していく ・ホールボランティアに代表されるように、市民が活動に積極的に参加できるような仕掛けをし、施設の活性化を図り、施設の理解者・支援者を広げていく。 ●地域で活動する次世代の人材育成 ・当該地域で活動する人材の育成を図り、次代の活動への継続・発展を図る。また、文化活動を行う住民を増やすための鑑賞講座、出前事業などを行う。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の文化活動支援 ・市民が文化活動を行う際に必要なサポートを施設が行っていく。 ●市民協働 ・市民が施設の事業に参加し、施設への共感を醸し出すだけでなく、施設の運営に参加するなど、より深い協働を行っていく。
事業事例	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の文化活動支援 ・創造スタッフ室（可児市文化芸術創造センター）：市民ボランティアのための活動室。 ・印刷室（可児市文化芸術創造センター）：印刷機、帳合機、断裁機、製本機を設置、一部有料で市民が利用可能。 ●市民協働 ・長久手町合唱団、町民劇団座★NAGAKUTE（長久手町文化の家）など。 ・アーラクルーズ（可児市文化芸術創造センター）：市民によるホールボランティア活動。 ・北九州芸術劇場×響ホールプロデュース/市民参加企画：合唱物語「わたしの青い鳥2007」の公演。

D 鑑賞

活動の目的	<ul style="list-style-type: none"> ●幅広い鑑賞機会を提供し、文化芸術に触れる機会の拡充や観客育成などを図る ・施設独自の作品を創造し提供する、実演団体によりパッケージ化された作品を購入し上演してもらう、施設の借り手と共同して鑑賞機会を提供するなど手法はさまざまであるが、市民に対して、さまざまな作品を上演し鑑賞してもらうことで、文化芸術に触れてもらう機会を多数用意していく。また、鑑賞の助けとなるような講座なども併せて展開し、観客の育成を目指していく。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●多彩な鑑賞事業 ・長期的な視野を持ち、戦略的に公演を選択。 ・興行会社などとも連携し効果的な事業展開を図る。 ・付随して講座やワークショップなどを企画し、市民の関心を高めていく。
事業事例	<ul style="list-style-type: none"> ●多彩な鑑賞事業 ・施設独自で創造した作品の上演。 ・実演団体によりパッケージ化された作品を購入し上演してもらう。 ・マスメディアなど施設の借り手と共同して大型の鑑賞機会を提供する。 ・鑑賞講座の開催。 ・批評の募集。

E 施設提供

活動の目的	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の文化芸術活動の成果発表の場の提供 ・市民の日常の文化芸術活動から、発表し多数の目で見てもらい批評を受けたいという段階に活動が成熟してきた場合の発表の場を提供する。発表することにより、更に活動が成長していくことを目指していく。 ●練習・創造の場の提供 ・市民の文化芸術活動を推進することによる地域文化の創造を目指し、日々の活動や作品創造のための場を提供していく。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●貸館事業 ・市民利用などに対しては積極的に支援を行う。 ・民間興行事業者に対しては、市民への鑑賞機会を提供することを考慮して展開していく。
事業事例	<ul style="list-style-type: none"> ●貸館事業 ・アーティスト、実演団体等への施設提供。 ・市民利用への施設提供。 ・民間興行事業者への施設提供。

F 情報

活動目的	<ul style="list-style-type: none"> ●文化芸術に関する情報の収集・蓄積・提供 ・文化芸術に気軽に親んでもらうため、触れる機会を多様化させるための情報を提供していく。 ・また、施設での活動情報を蓄積し、地域での文化芸術アーカイブとしての役目を果たす。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集・蓄積 ・文化芸術に関する情報を広く収集する。 ・文化芸術活動の記録化（映像、書籍など）。 ●情報提供 ・市民、文化芸術活動団体などに対し、関連情報を提供していく。
事業事例	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集・蓄積 ・舞台芸術資料室（彩の国さいたま芸術劇場）：演劇・音楽・舞踊・映像・舞台芸術の分野について皆様に気軽に親んでもらうため、それらに関した図書、CD、LD・ビデオ、雑誌などのさまざまな資料を収集、外部貸出しはないが、開館時間中は無料で閲覧、視聴ができる。さいたま芸術劇場で製作、上演された作品も含まれ、施設の活動情報を蓄積している。 ・情報コーナー（可児市文化芸術創造センター）：DVDやVHSなどの映像資料をはじめ一般書籍や舞台に関する書籍をそろえ、映像資料は専用ブースで視聴ができる。 ●情報提供 ・文化芸術情報の収集・提供・蓄積。 ・施設情報誌、メールマガジンなどの発行。 ・友の会の運営。 ・ウェブページの運営。

G 交流

活動目的	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・文化芸術活動者・団体などの相互コミュニケーションの場 ・文化芸術活動を行っている人や団体同士、また市民が、気軽に集まることで、活動の活性化を図り、新たなコミュニケーションを生み出し、コミュニティの育成、まちづくりへとつなげていく。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●交流の場提供 ・施設の場を市民同士の交流が可能な場所として広く開放していく。 ●交流の機会提供 ・おまつり、イベントなど不特定多数が参加しやすい事業企画。 ・特定目的を有する人や団体が交流できる、テーマを持ったフェスティバル。
事業事例	<ul style="list-style-type: none"> ●交流の場提供 ・情報コーナー、インフォメーションコーナー（可児市文化芸術創造センター）：机と椅子が数セット配置されており、誰でも利用できるスペースとして計画されている。今後高齢者を対象にした事業を展開する計画もある。 ・創造スタッフ室（可児市文化芸術創造センター）：市民からなるホールボランティアの活動拠点として、市民同士の交流の場となっている。 ●交流の機会提供 ・New Year's Eve FAINAL LIVE 2008 ファイナルライブ 2008（北上市文化交流センターさくらホール）：出演者を募集し、さまざまな団体でライブを行う、活動団体同士の交流機会を提供する。 ・長久手町文化の家各種フェスティバル（長久手町文化の家）：吹奏楽、舞台部門など、さまざまな活動団体が一同に会し発表する交流機会を提供している。

(2) 活動内容から見た公立文化施設の類型化（タイプ1～3）

実施したさまざまな施設調査から公立文化施設の類型化を行ったが、ここでは、前項で整理分類を行った活動内容を、具体的に重心を置いて組み合わせることで、公立文化施設の類型の性格付けを行う。これらを参考に、総合的文化交流拠点が目指していく方向性について検討を行いたい。

タイプ1 専門型、創造発信型

[施設の特徴]

- 音楽や舞台芸術などの文化芸術の振興を図ることを使命（ミッション）として明らかにし、その実現を図るための活動を積極的に展開している。
- 施設の目指すところを具現化するための先導役となる芸術監督等を配置し、事業の展開に明快な方向性を持たせ、施設独自の作品創造に重点を置いた事業展開を行う。
- 次代を担うプロのアーティストやスタッフなどの育成を積極的に行う。
- 施設で創造した作品は国内外への発信を図り、来場者の増加、都市イメージのアップなどによる経済的な効果や観光振興なども図る。

[事業の展開イメージ]

A 創造発信	B 地域文化の創造	D 鑑賞	E 施設提供	F 情報
------------------	---------------------	----------------	------------------	----------------

地域の枠にとらわれない創造発信活動に最も重心を置いた事業展開を行っている。施設単独で作品創造を行うだけでなく、多数のアーティスト、創造団体などと共同して独自の創造活動を行う。また、海外との交流や新たな表現の試みなども行っている。

施設提供においては、プロフェッショナルな活動に対して優先的に利用できるようなシステムを構築し、施設全体として一定レベルの鑑賞機会を提供できるようになっている。

情報は、地域だけでなく海外なども対象に収集・発信を行う。

○事業例

A：創造発信	<ul style="list-style-type: none"> • オリジナル作品の創造・上演 • オリジナル作品の国内外ツアー • 海外のアーティスト、実演団体との共同製作事業 • 専門ワークショップや技術者養成講座など文化芸術に係わる人材の育成事業 • 作品創造に向けたリーディング公演
B：地域文化の創造	<ul style="list-style-type: none"> • プロのスタッフが支援する市民の発表機会の提供 • 市民に向けた施設フェスティバルの開催
D：鑑賞	<ul style="list-style-type: none"> • 自施設で制作した作品の鑑賞機会を提供 • より理解を深めるための鑑賞講座
E：施設提供	<ul style="list-style-type: none"> • アーティスト、実演団体を対象とした施設提供
F：情報	<ul style="list-style-type: none"> • 国内外を問わない文化芸術情報の収集・提供・蓄積 • 施設情報誌、メールマガジンなどの発行 • 友の会の運営 • ウェブページの運営

[求められる主たる施設機能]

- 鑑賞機能（より専門性の高い、専門機能の充実した音楽ホール・劇場）
- 創造機能（練習室、稽古場、リハーサル室、大道具・小道具・衣裳などの製作・保管スペースなど）

[求められる運営]

- 作品創造に適した、柔軟な施設運営
- 施設の使命（ミッション）を実現するため、外部への施設貸出しも一定の基準等を設ける
- 育成のために、若手への支援として共催事業なども積極的に展開
- レジデントアーティストなど施設に深く関わりを持つ芸術家との関係性の構築
- 次世代の実演者やスタッフを育成していくための仕組み

[求められる人材]

- 事業企画力を有する、文化芸術に関する専門職員（芸術監督、プロデューサー等含む）の配置
- 芸術監督、プロデューサー等には外部への発信力を持つネームバリューや広いネットワークが求められる
- 専門職員として、制作、票券、マーケティング、広報などの業務経験と人材ネットワークのあるスタッフ
- 作品創造へも関与できる、より高度な技能を有する舞台技術者の配置

[施設事例]

- 世田谷パブリックシアター
- 彩の国さいたま芸術劇場
- 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール
- 兵庫県立芸術文化センター

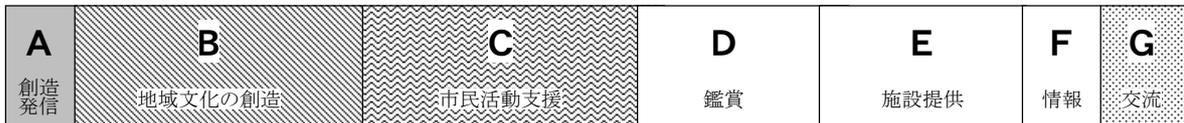
タイプ2 バランス型、創造支援型

タイプ2—①地域での活動を主に置きつつ、発信も目指す施設

[施設の特徴]

- 音楽や舞台芸術などの文化芸術の振興を図ることを使命（ミッション）として明らかにし、その実現を図るための活動を積極的に展開している。
- 地域での文化芸術振興を目指し、地域人材などを活かした施設独自の作品創造を行う。
- 創造作品は国内での発信も視野に入れ、来場者の増加、都市イメージのアップなどによる経済的な効果や観光振興なども図る。
- 市民の活動支援にも力を入れた事業展開を行い、次世代の地域文化を担う人材の育成を図る。

[事業の展開イメージ]



創造・発信事業の中でも、特に地域を意識した展開を行う。第一線で活動するプロフェッショナルとともに地域の人材を積極的に活用した創造活動を行い、次代の地域文化を担う人材の育成を図りつつ、全国発信を行っていく。

同様に、地域文化を担う市民の活動に対しても多様な支援を行いつつ、戦略を持った鑑賞機会の提供により観客育成を図り、また、施設提供による鑑賞機会の増加などを行う。

○事業例

A：創造発信	<ul style="list-style-type: none"> ・プロと地域の人材によるオリジナル作品の創造・上演 ・オリジナル作品の国内ツアーの展開
B：地域文化の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動するアーティストによる作品の創造・上演 ・専門ワークショップや技術者養成講座など地域の文化芸術に係わる人材の育成事業 ・市民音楽祭、市民ミュージカル、市民オペラなどのオリジナル作品創造事業
C：市民活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールボランティアの育成 ・文化活動に対する相談事業
D：鑑賞	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な鑑賞事業 ・より理解を深めるための鑑賞講座
E：施設提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への施設提供 ・民間事業者への施設提供
F：情報	<ul style="list-style-type: none"> ・施設情報誌、メールマガジンなどの発行 ・友の会の運営 ・ウェブページの運営
G：交流	<ul style="list-style-type: none"> ・プロと地元人材の交流機会の提供 ・誰もが参加できる施設フェスティバルの開催

[求められる主たる施設機能]

- 鑑賞機能（より専門性の高い、専門機能の充実した音楽ホール・劇場）
- 創造機能（練習室、稽古場、リハーサル室、大道具・小道具・衣裳などの製作・保管スペースなど）

[求められる運営]

- 市民ニーズの取り込み・市民協働
- 主催事業と施設提供事業（貸館）のバランス

[求められる人材]

- 施設を運営していくノウハウを有する経営的責任者
- 事業企画力、コーディネート能力、文化芸術作品の創造活動等の経験などを有する専門職員（制作及び舞台技術）
- コミュニケーション能力に長け、市民の文化活動への助言、指導などが行える職員
- 広いネットワークを持つ職員
- より高度な技能を有し、市民の文化活動への助言、指導などが行える舞台技術者

[施設事例]

- 新潟市民芸術文化会館（りゅーとびあ）
- 北九州芸術劇場
- 三鷹芸術文化センター
- いわき芸術文化交流館（アリオス）
- すみだトリフォニーホール

タイプ2—②地域での活動、市民の交流に重きを置く施設

[施設の特徴]

- 地域での文化芸術拠点として、市民の創造活動を支援していく。
- 事業、運営においては、市民協働を多角的に取り入れ、“我が町のホール”の意識を市民が共有できる。
- 運営する人材には、コーディネート能力が求められる。

[事業の展開イメージ]

B 地域文化の創造	C 市民活動支援	D 鑑賞	E 施設提供	F 情報	G 交流
---------------------	--------------------	----------------	------------------	----------------	----------------

事業は、地域の文化活動を活性化させ、そのための支援を行うことに重点を置く。

鑑賞事業はその中の一環として実施され、鑑賞講座や連携したワークショップ等を開催するなど、より理解を深めるための事業展開をしていく。

市民の文化活動を盛んにするため、交流機会の提供も積極的に行う。市民の活動成果を発表する際には、運営面や技術面での相談を受けるなど、市民の文化創造活動の成長を図るような支援を行う。また、市民の運営への参加も取り入れ、ホールボランティア、市民企画事業の運営なども展開する。

市民ミュージカル、市民オペラなど、市民が舞台上で実際に実演するような参加型事業も行い、地域文化の創造につなげていく。

○事業例

B：地域文化の創造	<ul style="list-style-type: none"> • 地元人材を活用したオリジナル作品の創造 • 市民音楽祭、市民ミュージカル、市民オペラなどのオリジナル作品創造事業（毎年開催）
C：市民活動支援	<ul style="list-style-type: none"> • ホールボランティアの育成 • 市民企画事業の運営 • 文化活動に対する相談事業 • 市民が文化活動に利用するスペースの提供（市民活動室や定期利用者のための倉庫やロッカースペースなど）
D：鑑賞	<ul style="list-style-type: none"> • 定期的に鑑賞事業を実施 • より理解を深めるための鑑賞講座
E：施設提供	<ul style="list-style-type: none"> • 市民への施設提供 • 民間事業者への施設提供
F：情報	<ul style="list-style-type: none"> • 施設情報誌、メールマガジンなどの発行 • 友の会の運営 • ウェブページの運営
G：交流	<ul style="list-style-type: none"> • 市民交流ラウンジの運営 • 誰もが参加できる施設フェスティバルの開催

[求められる主たる施設機能]

- 発表機能（市民利用が可能なホール）
- 鑑賞機能（多様な興行での利用が可能な高機能ホール）
- 創造機能（練習室、リハーサル室、製作室など）
- 支援機能（作業室、託児スペースなど）
- 交流機能（市民交流ラウンジなど）

[求められる運営]

- 市民ニーズの取り込み・市民協働
- 主催事業と施設提供事業（貸館）の適切なバランス

[求められる人材]

- 施設を運営していくノウハウを有する経営的責任者
- 事業企画力、コーディネート能力、文化芸術作品の創造活動等の経験などを有する専門職員（制作及び舞台技術）
- コミュニケーション能力に長け、市民の文化活動への助言、指導などが行える職員
- 広いネットワークを持つ職員
- より高度な技能を有し、市民の文化活動への助言、指導などが行える舞台技術者

[施設事例]

- 可児市文化創造センター（アーラ）
- 富士見市民文化会館（キラリ☆ふじみ）
- 長久手町文化の家
- 北上市文化交流センター（さくらホール）
- 浦添市てだこホール
- 武豊町民会館（ゆめたろうプラザ）

タイプ3 鑑賞型、貸館型

[施設の特徴]

- 鑑賞機会の提供、市民への文化芸術活動の成果発表の場の提供を主たる目的とする。
- 鑑賞事業においては、中長期的な視野を持ち、市民ニーズを鑑みながら戦略的な事業の組み立てを行う。付随して講座やワークショップなどを企画し、市民の関心を高め、観客の育成を図る。
- また、地域のマスメディアや興行会社などとも連携し、効率的な運営も目指していく。
- 市民発表利用に対しては、積極的に支援を行っていく。

[事業の展開イメージ]

B 地域文化の創造	C 市民活動支援	D 鑑賞	E 施設提供	F 情報
---------------------	--------------------	----------------	------------------	----------------

事業は、市民に文化芸術に触れる機会を増やすため、鑑賞機会の提供などの鑑賞事業を中心に行う。ただし、パッケージ化された作品を購入し提供するだけでなく、観客育成のためのビジョンを持ち、中長期的な事業展開を行う。鑑賞事業に付随して、鑑賞講座や連携したワークショップ等を開催するなど、より理解を深めるための事業展開をしていく。

また、市民への発表機会を提供する施設提供と、興行を行う民間事業者への施設提供を行い、鑑賞機会を多数提供していく。市民が発表に利用する場合には、事業の運営面や技術面での相談を受けるなど、市民の文化創造活動の成長を図るような支援を行う。市民の鑑賞機会を増やすため、民間興行事業者に対しても積極的に施設提供を行い、特に、地域の新聞社、テレビ局などマスメディアと連携し大型の鑑賞事業なども展開する。

市民ミュージカル、市民オペラなどの市民が舞台上で実際に実演するような参加型事業も行い、地域文化の創造につなげていく。

○事業例

B：地域文化の創造	・市民音楽祭、市民ミュージカル、市民オペラなどのオリジナル作品創造事業（隔年または三年に一回程度程度開催）
C：市民活動支援	・文化活動に対する相談事業
D：鑑賞	・定期的に鑑賞事業を実施 ・より理解を深めるための鑑賞講座
E：施設提供	・市民への施設提供 ・民間事業者への施設提供 ・マスメディアと連携した大型の鑑賞事業の開催
F：情報	・施設情報誌の発行 ・メールマガジン発行 ・友の会の運営 ・ウェブページの運営

[求められる主たる施設機能]

- 鑑賞機能（多様な演目の鑑賞に適した高機能な多機能ホール）
- 発表機能（市民利用が可能なホール）
- 付随機能（鑑賞行動を彩るレストラン、カフェなど）

[求められる運営]

- 規則に則った公平・平等な施設の貸出し
- 鑑賞事業と施設提供事業の、地域の実情にあった適切なバランス

[求められる人材]

- 施設を運営していくノウハウを有する経営的責任者
- 中長期的なスパンでの事業企画力を有する職員の配置
- コミュニケーション能力に長け、市民の文化活動への助言、指導などが行える職員の配置
- より高度な技能を有し、市民の文化活動への助言、指導などが行える舞台技術者の配置

[施設事例]

- 野木町文化会館（エニスホール）
- 結城市民文化センター（アクロス）
- 日田市民会館（パトリア日田）
- 府中の森芸術劇場
- 相模原市文化会館（グリーンホール相模大野）

(3) 各事例

ア 彩の国さいたま芸術劇場（タイプ1）

開館	平成6年10月	住所	埼玉県さいたま市中央区上峰 3- 15 - 1	TEL	048-858-5500	
面積	敷地面積：18,970.30 m ²		建築面積	10,765.03 m ²	延床面積	23,855.81 m ²

① 施設使命・ミッション

（埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例より）

第1条（設置）県民自らが舞台芸術活動を行い、及び優れた舞台芸術を鑑賞する機会を設けることにより、県民の芸術文化に対する理解を深め、もって文化の向上に資するため、彩の国さいたま芸術劇場（以下「劇場」という。）を…に設置する。

② ハードウェア

- 大ホール：776 席
- 音楽ホール：604 席（1F：504 + 2F：100）
- 小ホール：346 席
- 映像ホール：150 席
- 稽古場×6 （397.1, 166.5, 87.9, 21.8, 26.2, 28.3 m²）
- 練習室×6
- 舞台芸術資料室, 情報プラザ
- ギャラリー、ロトンダ、レストラン等



③ ソフトウェア

a. 事業

- ・文化振興事業（102 事業）
 - 舞台芸術作品、優良公演の提供事業（46 事業）
 - （県民ニーズを踏まえ、かつ施設の特性を活かした優れた舞台芸術作品の鑑賞機会の提供）
 - 普及啓発事業（47 事業）
 - （芸術文化の関心を高めるとともに、人材の育成を図ることにより、県芸術文化の裾野を広げる）
 - 県内文化資源の支援事業（9 事業）
- ・広報に関する事業
 - 企画展示事業、広報誌の発行、ホームページの運営、メンバーズ事業
 - サポーター会員制度の運営

b. 運営（稼働率：大ホール 93.4%、小ホール 84.3%、音楽ホール 70.3%）

区分	自主事業での利用	貸館での利用	保守・点検日	その他の利用	空き日
大ホール	171	71	106	0	17
小ホール	100	142	78	0	45

参考 近隣施設調査の平均：

自主事業 33.9 日、貸し館 142.8 日、保守・点検 50.1 日、その他 15.7 日、空き日 130.8 日

c. 財源

[収入] (単位：百万円)

基本財産 運用収入	貸館事業 収入	自主事業 収入	指定管理料収 入	自治体から の補助金	その他	合計
0.3 (0.02%)	96 (6.20%)	408 (26.36%)	925 (59.70%)	109 (7.05%)	10 (0.67%)	1,550

参考 近隣施設調査の平均：基本財産運用収入 0.1%、貸し館事業収入 16.7%、自主事業収入 12.9%、指定管理料収入 60.0%、自治体からの補助金 4.3%、自治体からの事業受託収入 2.5%、その他 3.4%

[支出] (単位：百万円)

人件費	施設維持管理費	運営に係る 事務経費	事業費	合計
342 (22.9%)	533 (35.7%)	64 (4.3%)	553 (37.1%)	1,493

参考 近隣施設調査の平均：人件費 34.3%、施設維持管理費 42.0%、運営事務経費 4.5%、事業費 19.2%

④ ヒューマンウエア

a. 運営管理組織

埼玉県芸術文化振興財団が指定管理者制度により、事業・運営・管理を担っている。

埼玉県芸術文化財団として、他に2施設を運営しているが、各施設の運営・管理を担う人材以外に、事業部として企画制作者12名、技術担当者8名、営業宣伝担当者を6名置くという配置になっている。

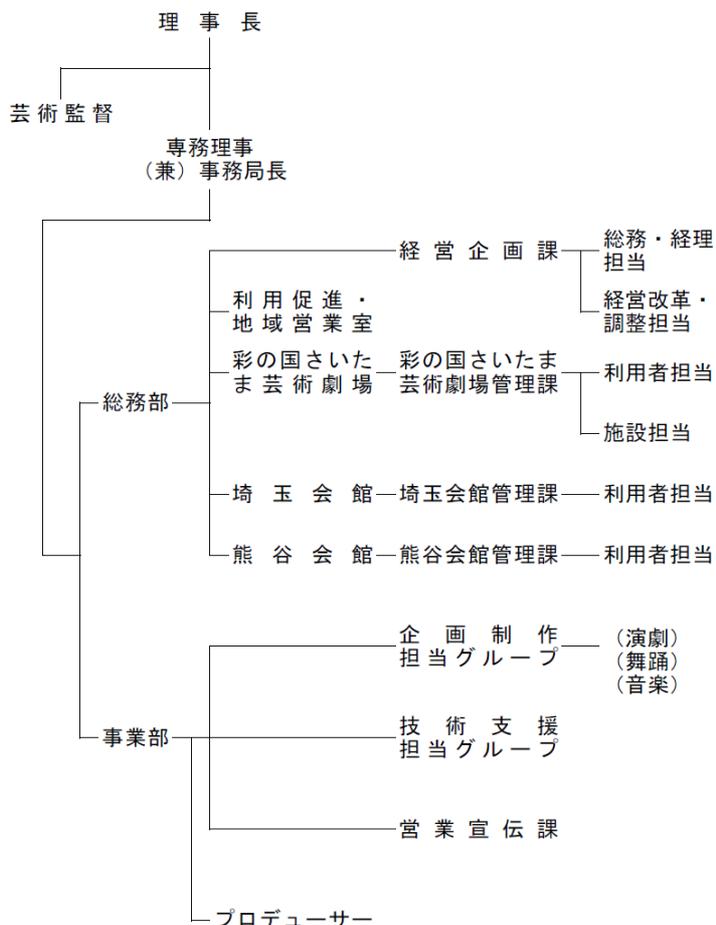
常勤役職員の内訳

区分	人数
県派遣役職員	12名
プロパー職員 (契約職員含む)	40名

b. 文化芸術専門家の配置

芸術監督を設置している。

また、事業部にプロデューサーを置いている。



イ 北九州芸術劇場（タイプ2-1）

開館	平成15年8月	住所	北九州市小倉北区室町1丁目1-1-11（リバーウォーク北九州内）
面積	敷地面積：22,000㎡ 延床面積：18,000㎡（劇場部分）		

① 施設使命（ミッション）

（劇場オフィシャルホームページより）
 北九州芸術劇場という名前には、“「劇場文化」を根付かせたい”という思いが込められています。建物という「容れ物」に、沢山の人の知恵を入れ、「劇場」に育てていく。芸術文化が生活になくてはならないものとなり、人々が生き生きし、都市や産業に創造力が生まれる。そんな場面を創造します。
 運営コンセプト：「創る」、「育つ」、「観る」
 運営ポリシー：「親切な劇場」、「市民とふれあう劇場」であること、「質の高い作品」があること

② ハードウェア

- 大ホール 1,269席
- 中劇場 700席
- 小劇場 120～216席
- 他、芸術劇場プレイガイド、アトライブラリー、市民ギャラリー、アトラウンジ等



③ ソフトウェア

a. 事業

- ・創造事業（5企画24公演、入場率93%）
 プロデュース公演（共同製作、市民参加企画含む）
- ・学芸事業
 （ワークショップ10企画、創造参加7企画、合計283回実施、参加者数6200人）
 表現教育推進事業、学校出前演劇ワークショップ、北九州ドラマ創作工房、チャレンジ！えんげき、高校生のための演劇塾、劇場バックステージツアー、劇場塾、シアターラボ、ダンスラボ、Next Generation's Theater、専門家によるワークショップ
- ・公演事業（22企画49公演、入場率90%、北九州演劇祭3企画8公演、入場率81%）
- ・チケットクラブの管理運営・営業活動、劇場文化サポーター組織の運営、芸術文化情報センター運営

b. 運営（稼働率：大ホール 72.9%、中劇場 71.5%、小劇場 83.8%）（平成18年度）

区分	自主事業での利用	貸館での利用	保守・点検日	その他の利用	空き日
大ホール	122	80	88	0	75
中劇場	126	72	88	0	79
小劇場	228	26	62	0	49

参考 近隣施設調査の平均：
 自主事業 33.9日、貸館 142.8日、保守・点検 50.1日、その他 15.7日、空き日 130.8日

c. 財源

[収入] (単位：百万円)

基本財産 運用収入	貸館事業収入	自主事業収入	指定管理料収 入	自治体からの 補助金	その他	合計
不明 (—%)	市へ納入 (—%)	264 (19.8%)	907 (67.9%)	106 (7.9%)	59 (4.4%)	1,336

参考 近隣施設調査の平均：基本財産運用収入 0.1%、貸館事業収入 16.7%、自主事業収入 12.9%、指定管理料収入 60.0%、自治体からの補助金 4.3%、自治体からの事業受託収入 2.5%、その他 3.4%

[支出] (単位：百万円)

人件費	施設維持管理費	運営に係る 事務経費	事業費	合計
239 (17.9%)	638 (47.8%)	0 (0.0%)	459 (34.4%)	1,336

参考 近隣施設調査の平均：人件費 34.3%、施設維持管理費 42.0%、運営事務経費 4.5%、事業費 19.2%

④ ヒューマンウエア

a. 運営・管理組織

平成 18 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 3 日の期間の指定管理者として、(財)北九州市芸術文化振興財団が運営している。

b. 文化芸術専門家の配置

事業の企画・選定に専門的に携わる職員として、任期一年の委託契約(非常勤嘱託)のプロデューサー 2 名、ほかディレクター 1 名を置いている。

平成 19 年度から、支配人(市派遣者)を設置している。

[平成 18 年度の体制]

職員数	合計 70 名	人員構成		
		(管理職/一般)	(常勤/非常勤)	(派遣等)
①管理部門	13 人			5
②企画部門	19 人		17/2	0
③営業部門	4 人	2/1		
④技術部門	25 人			
舞台	9 人		2	7
照明	8 人		2	6
音響	7 人		1	6
その他	1 人	1		
⑤その他	9 人	9		

ウ 富士見市民文化会館キラリふじみ（タイプ2-2）

開館	平成14年11月	住所	埼玉県富士見市大字鶴馬1803番地1
面積	敷地面積：19,938.50㎡	延床面積	7,358.58㎡

① 施設使命・ミッション

（基本計画（平成10年10月策定）より）

1. ひとつづくり
子供の頃から文化に親しみ、生涯を通して文化活動に参加・参画できる体系的環境を整備し、文化の土壌となる人材を育成する。
2. まちづくり
地域活動を中心に、みんなが集まり、交流し、一緒になって文化を生み出す環境をつくりあげる。
3. 未来づくり
富士見の環境から生まれるオリジナルな文化を積み上げた「富士見ブランド」を築き上げ、生きがいのある豊かな生活文化都市を実現する。

② ハードウェア

メインホール 客席数 802 席
 マルチホール 客席数 255 席
 展示・会議室（197.5㎡）、展示室（61.5㎡）、
 アトリエ（63.5㎡）、市民ラウンジ、
 スタジオA～D（96.0㎡、17.0㎡×2室、58.5㎡）



③ ソフトウェア

a. 事業（平成18年度）
 （58事業、参加者数43,533名）
 「鑑賞」「普及・育成」、「交流」に大別して実施。
 創作活動も展開。

b. 運営（平成18年度）

稼働率：

メインホール 75.7%、マルチホール 70.0%

メインホールすべての利用 9.8%、1階席のみの利用 23.6%、舞台のみの利用 42.3%

メインホールやマルチホールは舞台発表だけでなく、音楽事務所の録音やカタログ撮影、また映画やVTR撮影、団体の総会会場、パーティー会場としての利用もある。

運営への市民参加：

開館当初より、運営に市民が参加。

ボランティアスタッフとして「サポート委員」、「キラリスト」（2008年現在140名）。

公演の切符きりや座席の案内をするレセプションистや、チラシやニュースのデザインを担当するアートスタッフ、舞台撮影、保育ボランティアなど。平成19年度からはワークショップを開催し、舞台照明や音響担当のボランティアも育成。

c. 財源（平成 18 年度）

[収入] (単位：百万円)

基本財産 運用収入	貸館事業収入	自主事業収入	指定管理料収入	自治体からの 補助金	その他	合計
不明 (—%)	41 (16.4%)	11 (4.4%)	183 (73.2%)	0 (0.0%)	15 (6.0%)	250

参考 近隣施設調査の平均：基本財産運用収入 0.1%、貸し館事業収入 16.7%、自主事業収入 12.9%、指定管理料収入 60.0%、自治体からの補助金 4.3%、自治体からの事業受託収入 2.5%、その他 3.4%

[支出] (単位：百万円)

人件費	施設維持管理費 運営に係る事務経費	事業費	合計
73 (29.6%)	117 (47.4%)	57 (23.1%)	247

参考 近隣施設調査の平均：人件費 34.3%、施設維持管理費 42.0%、運営事務経費 4.5%、事業費 19.2%

※管理運営者が複数施設を管理しているため、施設単位での明確な維持管理費が算出されず、収入と支出の合計額に差が生じている。

④ ヒューマンウェア

a. 運営・管理組織

財団法人富士見市施設管理公社が平成 18 年度より 5 年間の指定管理者として運営。

平成 19 年度

区分	人数
プロパー職員	4 名
市派遣職員	3 名
臨時職員	1 名 (9 月より 2 名)
パート職員	3 名

b. 文化芸術専門家の配置

芸術監督および音楽プロデューサーを設置。

区分	期間	文化芸術専門家	備考
芸術監督	平成 14 年～平成 18 年	平田オリザ	※公募による選定
	平成 18 年～	生田 萬	
音楽プロデューサー	平成 18 年～平成 21 年	箕口 一美	

エ 可児市文化創造センター（タイプ2-2）

開館	平成14年（2002年）7月	住所	岐阜県可児市下恵土3433-139	TEL	0 574-60-3311
面積	敷地面積：33,554.72 m ²	建築面積	8,743.29 m ²	延床面積	18,410.87 m ²

① 施設使命（ミッション）

- ・ 自然と調和した都市環境の中核となる施設
- ・ 市民とともに歩む施設
- ・ 市民の文化活動の中核となる施設
- ・ 可児市の特色をアピールできる施設
- ・ 鑑賞と創造を両立できる施設
- ・ 人と自然に優しい施設
- ・ 情報の交流拠点となる施設
- ・ 文化活動を専門家が支援する施設
- ・ 既存施設と連携した施設

② ハードウェア

○ホール機能

宇宙のホール：1,019席

虹のホール：311席（席客席可変）

映像シアター：100席程度

○付設機能

・練習機能

音楽ロフト：196 m²、音楽のための練習場、ミニコンサート利用可

演劇ロフト：210 m²、演劇・ダンスのための練習場、展示利用可

美術ロフト：238 m²、美術工芸作品の製作場、展示利用可

演劇練習室：88 m²、演劇・ダンス練習室

音楽練習室1・2・3：65 m²、各部屋に簡易録音装置あり

・レセプション機能

レセプションホール：150名収容、会議、講演会等に利用

・展示機能

ギャラリー：85 m²、展示

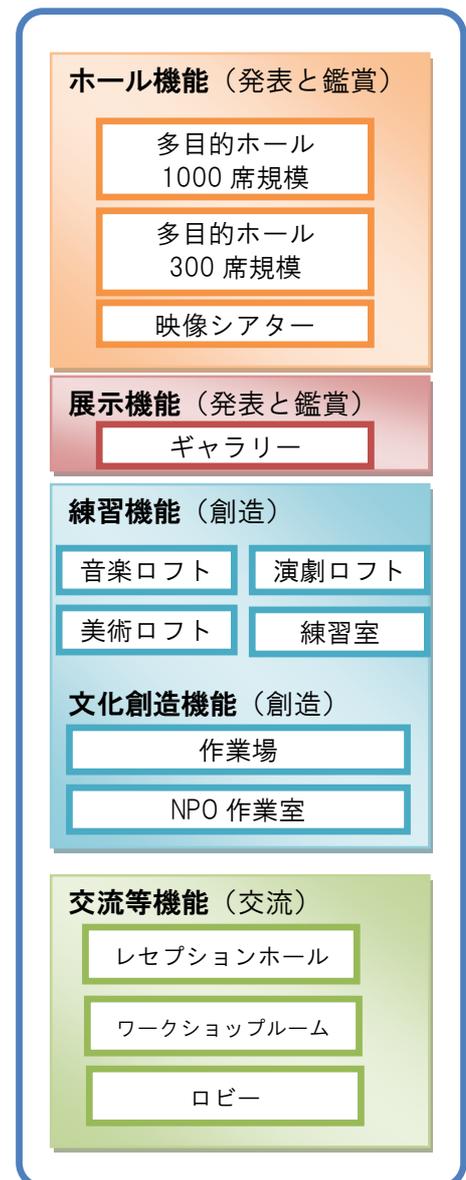
・交流機能

ワークショップルーム：和室・洋室各1室

ロビー

・文化創造機能

舞台道具作成の作業場、NPO作業室



③ ソフトウェア

a. 事業

・鑑賞機会の提供

演劇・寄席・クラシックバレエの公演事業、ピアノリサイタル、ジャズ音楽等の音楽事業
NPO ala クルーズ主催による映画鑑賞事業

・文化創造活動（ala アーツスクール事業）

専門講座／各種養成講座、プロの実演家によるワークショップ、技術スタッフ養成講座

・芸術普及事業

・地域活性化・連携

・人材育成

・住民文化活動支援

・情報発信

b. 運営

平成 19 年度稼働率 全体 87.6%（主劇場・小劇場 62.1%）

c. 財源

[歳入]（単位：百万円）

事業収入	可児市支出金	その他	合計
79 (14.2%)	474 (84.4%)	8 (1.4%)	561

参考 近隣施設調査の平均：基本財産運用収入 0.1%、貸館事業収入 16.7%、自主事業収入 12.9%、指定管理料収入 60.0%、自治体からの補助金 4.3%、自治体からの事業受託収入 2.5%、その他 3.4%

[歳出]（単位：百万円）

事業費	人件費・管理費	その他	合計
118 (21.1%)	437 (78.3%)	3 (0.5%)	558

参考 近隣施設調査の平均：人件費 34.3%、施設維持管理費 42.0%、運営事務経費 4.5%、事業費 19.2%

④ ヒューマンウェア

a. 運営・管理組織

財団可児市文化芸術振興財団

職員数 合計 30 人

財団プロパー職員 17 人
市派遣職員 5 人
委託職員 6 人
日々雇用職員 1 人
派遣職員 1 人

住民組織（アーククルーズ）

財団のパートナーとしてともに可児市の文化芸術の振興に資することと、会員の自己実現を図る。会員数 57 人（創造企画グループ、支援グループ、広報グループ）

アークフレンドシップ会員

会員数 946 人

b. 文化芸術専門家の配置

館長が、専門家として劇場総監督を兼任。

オ 長久手町文化の家（タイプ2-2）

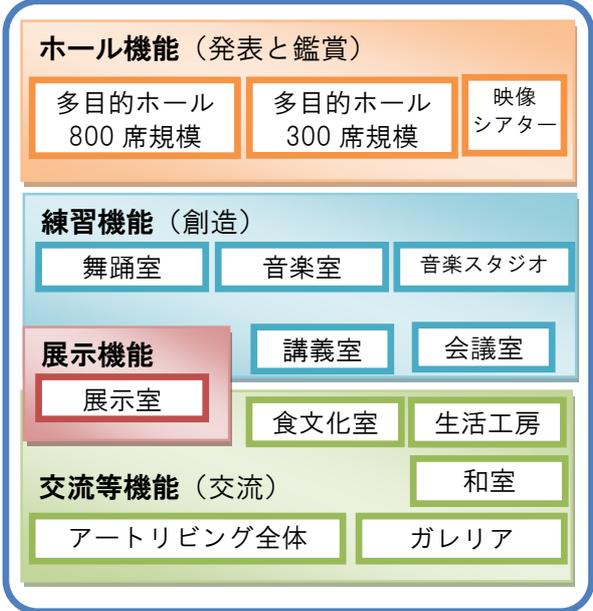
開館	平成10年7月	住所	愛知県長久手町大字長湫字野田農94-1	TEL	0561-61-3411
施設規模	敷地面積：24,455.59㎡		建築面積	7,894.54㎡	
			延床面積	17,488.09㎡	

① 施設使命（ミッション）

長久手町文化マスタープラン（平成10年策定、平成19年改訂）
 地域の芸術家や専門家の活動を支援し、自発的な文化創造の活性化ができるような環境づくり

② ハードウェア

森のホール：418席～819席
 （コンサート形式、演劇形式、オペラ形式、
 平土間形式等の可変型の空間）
 風のホール：300席
 アートリビング：光のホール（固定100席）
 展示室、舞踊室、音楽スタジオ、音楽室
 講義室、生活工房、食文化室、遊戯室
 和室×2、会議室×3
 ガレリア、テラス、アトリウム など



③ ソフトウェア

a. 事業

8つの事業を柱に多角的に実施
 ①普及啓発事業②鑑賞体験事業 ③育成事業、④自主創造活動事業
 ⑤提携事業 ⑥情報事業 ⑦住民参画事業 ⑧貸し空間事業

呼び込み型事業：バックステージツアー、レクチャーコンサート、親子プログラムなど
 お届け型事業：音楽デリバリー（学校、保育園、老人ホーム福祉施設等）、製作現場を見に行こうなど
 その他の事業：50歳以上対象のダンスワークショップ、戯曲セミナー、町内大学連携、シアター
 マネージメント講座、事業企画倶楽部など

平成20年度実施：
 64事業（鑑賞 [28]、自主創造 [14]、提携 [10]、育成 [3]、住民参画 [7]、啓発 [2]）
 ガレリアコンサート [17回]、講座・ワークショップ [7講座/長期講座 33講座]
 創造スタッフ・音楽デリバリー8回実施

b. 運営

稼働率：（平成19年度）
 森のホール 77.4%、風のホール 80.6%
 展示室 93.7%、舞踊室 99.7%、音楽室 99.3%、音楽スタジオ 98.7%、美術室 92.7%
 来館者数：月平均 40,011人

運営への市民参加：

開館当初から、「文化の家フレンズ」として市民が運営に参加。当日運営部、機関紙部、事業部、研修部の4つの部会による運営。平成20年3月現在、法人会員1社、個人会員596人。事業開催時の手伝い（チケットもぎり、会場案内等）、機関誌の発行、フレンズ自主事業「フレンズのつどい」開催、研修会の開催など。

c. 財源

[収入] (単位：百万円)

基本財産 運用収入	使用料収入	自主事業収入	その他	合計
1 (注) (1.8%)	23 (41.8%)	28 (50.9%)	3 (5.5%)	55

(注) 「文化の家施設管理基金」を毎年度2~4,000万円程度積立てており、その運用利子。

参考 近隣施設調査の平均：基本財産運用収入0.1%、貸館事業収入16.7%、自主事業収入12.9%、指定管理料収入60.0%、自治体からの補助金4.3%、自治体からの事業受託収入2.5%、その他3.4%

[支出] (単位：百万円)

人件費	施設維持管理費	運営に係る 事務経費	事業費	その他	合計
111 (26.5%)	199 (47.5%)	8 (1.9%)	60 (14.3%)	41 (9.8%)	419

参考 近隣施設調査の平均：人件費34.3%、施設維持管理費42.0%、運営事務経費4.5%、事業費19.2%

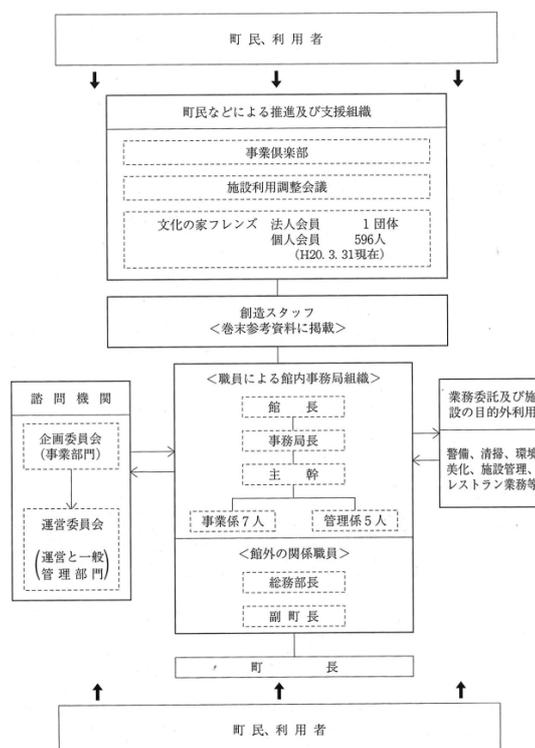
④ ヒューマンウエア

a. 運営・管理組織

町の直営による運営。

b. 文化芸術専門家との関わり

- ・文化芸術に関わった経験とノウハウを持つ人材を町の職員として雇用。(事業係)
- ・創造スタッフ(音楽系2名、美術系2名、身体表現系1名)が、講座や企画展、音楽デリバリー事業などを担当。
- ・外部に、専門的な諮問機関として、運営委員会、企画委員会を設ける。



カ 浦添市てだこホール（タイプ2-2）

開館	平成18年11月	住所	沖縄県浦添市仲間1-9-3	TEL	098-876-1234
施設規模	敷地面積：132,000 m ² 建築面積：7,692 m ² 延床面積：11,097 m ²				

① 施設使命（ミッション）

- ・ 誇りと愛着のもてる市民文化を創造し発信する施設
新しい市民文化を創造し、発展させ、浦添の文化として県内外へ発信
- ・ いきいきとした市民が行き交う施設
市民の学習と交流の場であり、活動の場
- ・ 浦添市における新しいシンボルとなる施設
浦添市を文化都市として特長づける、新しいシンボル施設

② ハードウェア

- 大ホール 客席数 1001 席（固定席）
- 小ホール 客席数 300 席（固定席）
- 練習室 2 室（練習室 1：229 m² 練習室 2：102 m²）
- 音楽スタジオ 2 室：73 m²
- マルチメディア学習室：162 m²
- 市民交流室：363 m²（300 席）
- 多目的ワークスペース 2 室：212 m²

③ ソフトウェア

- a. 事業
 - ①市民の音楽活動事業
市内小中学生を対象とした音楽祭の開催
 - ②舞台芸術の発表事業
子ども演劇ワークショップ(体験教室・舞台発表)の実施
 - ③文化芸術の鑑賞事業
ジャズコンサート、日露交歓コンサートの開催
 - ④国立劇場おきなわ活用事業
組踊・琉球舞踊の体験教室・発表公演の実施



b. 運営

稼働率：大ホール 68.06%、マルチホール 62.58% (平成 19 年度)

区分	自主事業での利用	貸館での利用	保守・点検日	その他の利用	空き日
大ホール	2	211	34	0	88
小ホール	平成 20 年度より稼働				

参考) 近隣施設調査の平均：

自主事業 33.9 日、貸し館 142.8 日、保守・点検 50.1 日、その他 15.7 日、空き日 130.8 日

c. 財源

[収入] (単位：百万円)

基本財産 運用収入	貸館事業収入	自主事業収入	指定管理料収入	自治体からの 補助金	その他	合計
不明	48.2	3.1	141.5	0	0.4	193.2
(—%)	(24.9%)	(1.6%)	(73.2%)	(0%)	(0.2%)	—

[支出] (単位：百万円)

人件費	施設維持管理費 運営に係る事務経費	事業費	合計
48.7	116.5	5.7	170.9
(28.5%)	(68.2%)	(3.3%)	—

④ ヒューマンウエア

a. 運営・管理組織

指定管理共同企業体である「ティダ・コミュニケーションズ&リレーションズ」が平成 18 年より 5 年間の指定管理者として運営。幹事会社、広報会社、ビルメンテナンス会社、舞台・音響・照明等の技術会社等によって構成されている。

平成 20 年度の体制

区分	職員数	人員構成			
		管理職	一般	常勤	非常勤
合計	16 人	1	15	16	0
館長	1	1	0	1	0
総務・企画部門	6	0	6	6	0
技術部門	9	0	9	9	0
うち舞台	2	0	2	2	0
うち照明	3	0	3	3	0
うち音響	4	0	4	4	0

キ 野木町文化会館エニスホール（タイプ3）

開館	平成7年5月	住所	栃木県下都賀郡野木町大字友沼181
面積	敷地面積:13,480㎡	建築面積	:4,026㎡
		延床面積	:5,959㎡

① 施設使命・ミッション

（施設設置及び管理運営条例〔平成6年策定、平成9年、平成17年改正〕より）
 第1条（設置）町民の文化の振興及び福祉の増進を図るため、野木町文化会館を次のとおり設置する。
 名称 野木町文化会館
 位置 野木町大字友沼181

② ハードウェア

大ホール 800席
 小ホール 280席
 リハーサル室、練習室、会議室、
 ラウンジ、情報コーナーなど
 ソフトウェア



a. 事業

- 鑑賞事業として「0歳からのファミリーコンサート」等のコンサート（4公演程度）、「えにす寄席」、16ミリ映画界等を実施。（継続性を意識した実施）
- 住民参加ミュージカルを年1回実施。（平成19年度より。平成13～18年度は「合唱団育成講座」）
- ピアノ無料開放（年1回、3日間）などを実施。

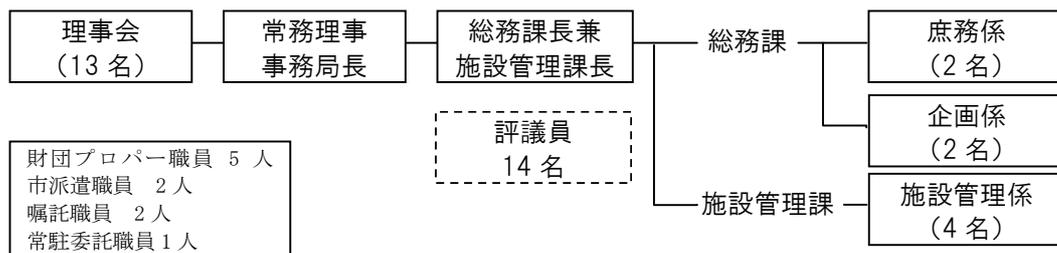
b. 運営（稼働率：大ホール 42.2%、小ホール 48.4%）

区分	自主事業での利用	貸館での利用	保守・点検日	その他の利用	空き日
大ホール	18	90	53	0	204
小ホール	22	115	26	0	202

参考 近隣施設調査の平均：
 自主事業 33.9日、貸し館 142.8日、保守・点検 50.1日、その他 15.7日、空き日 130.8日

③ ヒューマンウェア

指定管理者制度により、財団法人野木町施設振興事業団が事業実施・運営・施設管理を担う。



第5章 市民文化創造の核となる文化交流拠点の 形成及び公立文化施設のあり方

第5章 市民文化創造の核となる文化交流拠点の形成及び公立文化施設のあり方

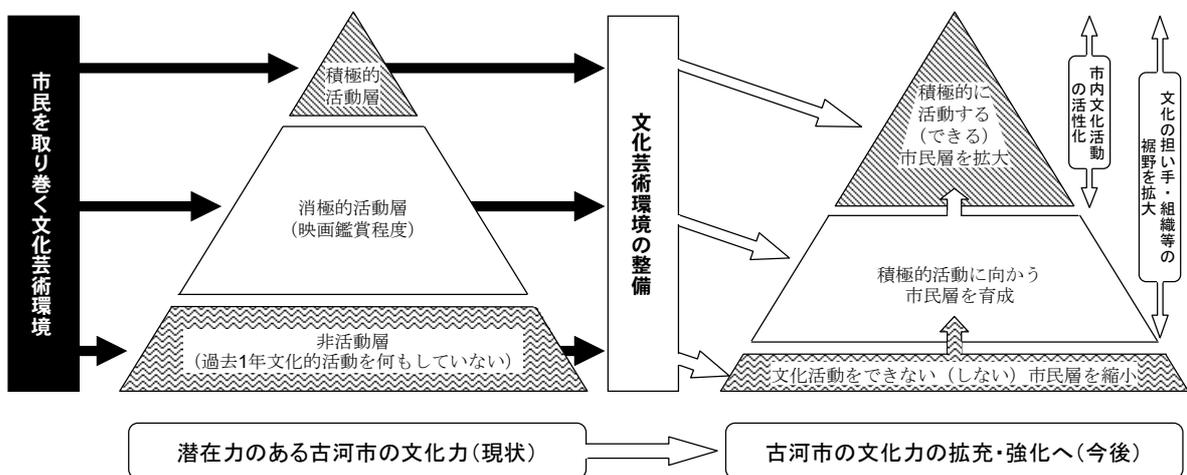
1 文化面からみた古河市のまちづくりの課題と方向

(1) 市民の文化活動の現状と古河市の文化芸術の状況

市民意識調査結果では、約4人に3人が過去1年間に何らかの文化芸術活動を行っており、活動のタイプでは鑑賞活動に取り組む人が多くなっている。また、今後の文化芸術活動の意向をみると、ほとんどの人が何らかの文化芸術活動を今後行いたいと考えており、創作活動のように積極的な活動を希望する人も多くみられる。また、今後の本市のまちづくりについては、「子どもや高齢者、障害者等のすべての市民が文化芸術に参加できるまちづくり」を求める意見が最も高くなっている。

このように本市においては、市民が文化活動や文化のまちづくりに積極的に参加する可能性・潜在性を有しており、また、年齢等に関係なくすべての市民が等しく文化芸術に参加できるまちづくりを求めている。このため、こうした可能性・潜在性を引き出すため、すべての市民が文化芸術に参加できる環境の整備等が必要な状況にある。適切な本市の文化芸術環境の整備等を通じて、市民の文化芸術に対する関心を高め、市民文化の創造への可能性や積極性を高め、古河市の文化力の拡充・強化が可能となる。

図表5-1 市民の文化活動の現状からみた古河市の文化芸術の状況



(2) 古河市のまちづくりの課題

このように本市においては、今後、市民が文化活動や文化のまちづくりに積極的に参加する可能性・潜在性を有しており、こうした可能性・潜在性を引き出すための取組や環境の整備等が必要な状況にある。

本市における文化面からみたまちづくりの課題を整理すると下記のとおりとなる。

図表 5-2 文化面からみた本市のまちづくりの課題

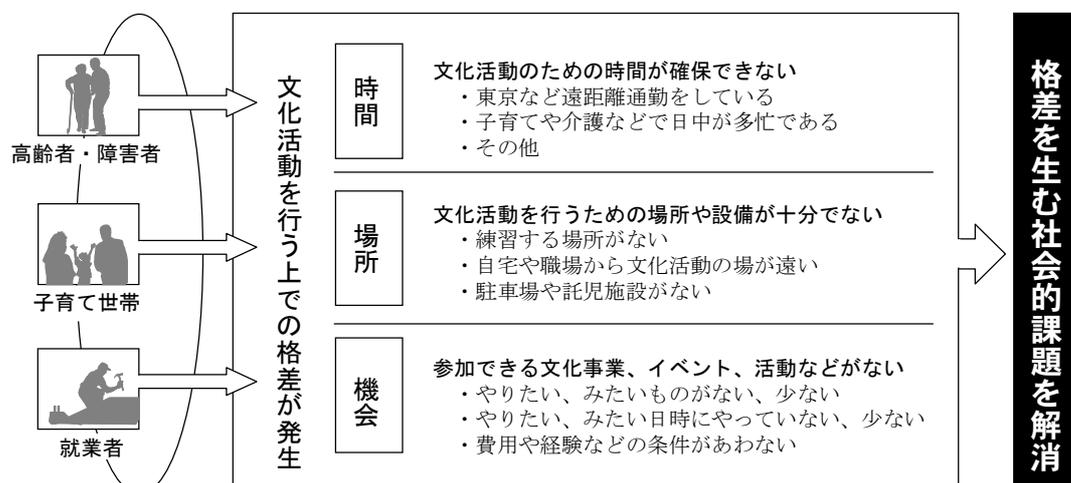
<p>課題 1 市民の文化力の活用と向上</p> <hr/> <p>①文化環境格差の解消 ②市民の文化活動の広域化・多様化への対応 ③古河市独自の地域（文化）アイデンティティの確立</p>
<p>課題 2 市内の文化機能・施設の点検・再編・整備</p> <hr/> <p>①市内の文化機能・施設の点検・再編・整備 ②新たな文化機能（文化ホール等）の創出</p>
<p>課題 3 文化のまちづくりの推進</p> <hr/> <p>①文化のまちづくりの推進 ②文化と他のまちづくり分野の連携・連動</p>

ア 市民の文化力の活用と向上

① 文化環境格差の解消

市民の属性（年齢や職業、経済環境など）によって、活動に参加するための時間、場所、機会等の条件が異なり、活動するうえでの文化環境格差（見られない・触れられない・参加できない等）が生じている。格差が発生する課題のうち、社会的理由で生じているものについては解消を図ることが求められている。

図表 5-3 市民の文化環境の現状



② 市民の文化活動の広域化・多様化への対応

市民の文化活動やニーズが多様化・高度化・広域化している。市民の生活実態や要望に即した文化的環境の整備が必要となってきた。

③ 古河市独自の地域（文化）アイデンティティの確立

城下町・文学・演劇・音楽等の豊富な文化資源を有しているにも係らず、合併後の古河市としての文化的なアイデンティティ（誇り・価値観等）が市民の間で十分に共有されていない。今後は、市民が培い継承してきた地域固有の文化芸術をより発展させていくことや、新たな地域の文化芸術を形成することなど、古河市独自の地域（文化）アイデンティティの確立が必要となっている。

イ 市内の文化機能・施設の点検・再編・整備

① 学習・教育・文化施設・機能の有効活用

平成17年の市町村合併により、重複した文化機能・施設の存在、市内各地区の文化機能・施設に偏在が生じている。まず既存の文化機能・施設の点検を行い、各機能・施設の位置づけを明らかにする必要がある。各機能・施設の役割分担と相互関係・連携性を整理し、市内の文化機能が有機的に働くようにしていくことが望まれる。

② 新たな文化機能（文化ホール等）の創出

公会堂の閉鎖に伴い、市内に一定規模の人員を収容でき、かつ鑑賞や発表のための施設や積極的に文化活動の支援ができる文化施設がないため、市外の文化的機能・施設を利用している人や市内で文化活動ができない人が存在している。鑑賞・発表のための機能や施設（文化ホール等）、市民の文化活動を支援する機能や施設（練習施設・交流施設等）が整備されておらず、新規の整備が求められている。

ウ 文化のまちづくりの推進

① 文化のまちづくりの推進

まちの魅力や競争力を高めていくために、地域固有の文化性や文化資源を活かした「文化のまちづくり」を推進する地域が増えている。本市においても、地域固有の文化をまちづくりのなかで活用することにより、魅力ある定住環境を創出、観光交流の促進等の地域活性化にも寄与することが可能となると考えられる。

② 文化と他のまちづくり分野の連携・連動

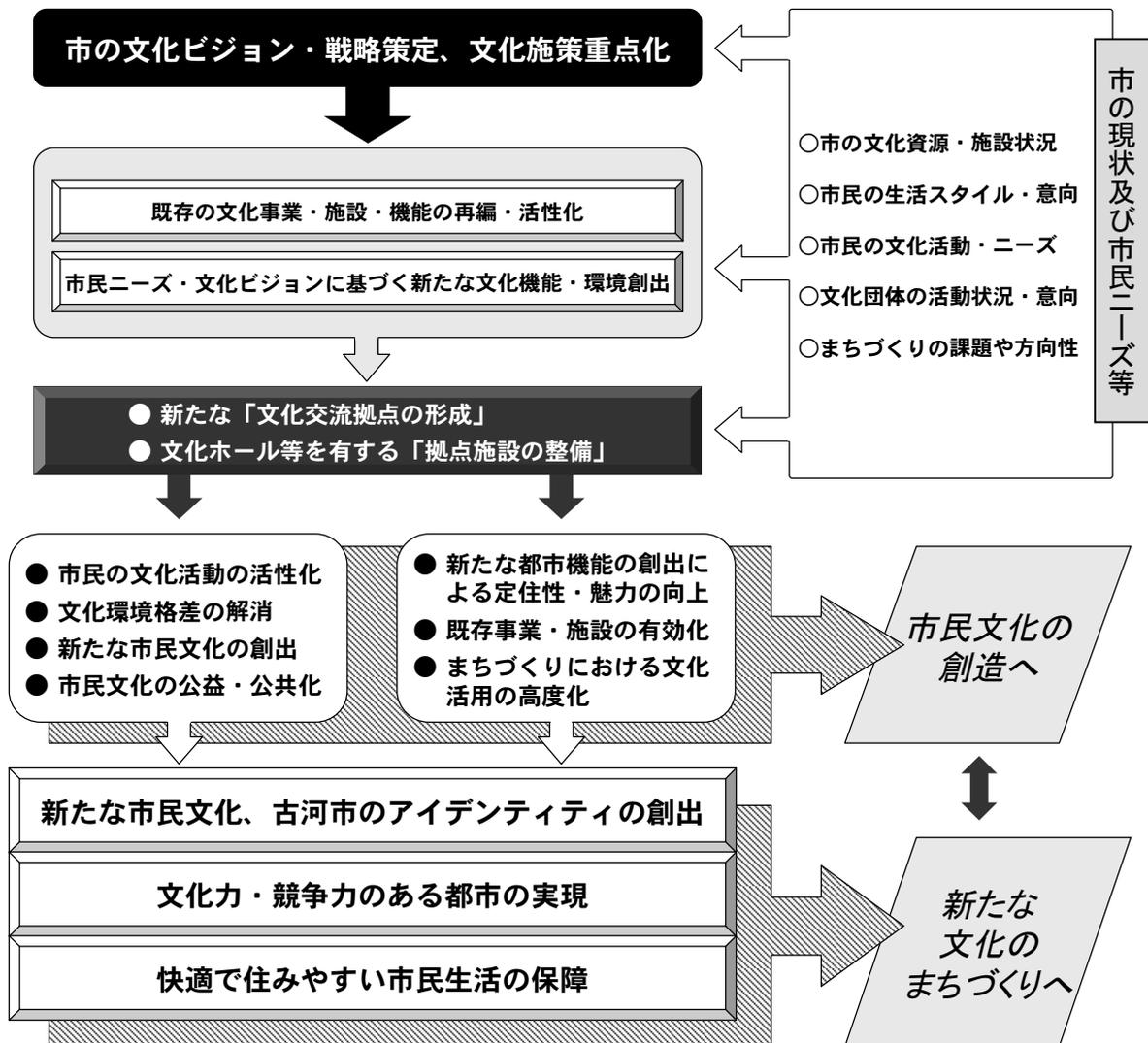
文化のまちづくりの推進には市民との協働が不可欠である。文化のまちづくりを進めていくための環境を整備し、行政だけではなく、広範で多様な市民が参加できる体制づくり、機会づくり、活動づくりが必要となる。また、文化のまちづくりを文化振興にとどめず、福祉、教育、地域活性化に役立たせるための公民の連携や分野横断的な取組が必要となる。

(3) 課題からみた今後の古河市のまちづくりの取組方向

今後、本市においては、市や市民の現状を踏まえ、市としての文化ビジョン（文化振興や文化創造の基本的考え方）やその実現に向けた戦略、文化施策の重点化等を、市民に対して明確に示す必要がある。市民ニーズへの対応や文化ビジョン、戦略等に基づき、既存の文化事業・施設・機能の再編や活性化、新たな文化機能・環境創出（文化ホール等の市内にない機能）等の展開を進めていくことが重要である。

こうした取組を計画的・効果的に進め、市民文化の創造や新たな文化のまちづくりを実現するためには、既存の市内文化機能の整理とともに、新たな「文化交流拠点の形成」が必要であり、その中核的施設として文化ホール等を有する「拠点施設の整備」が求められる。

図表 5-4 今後の古河市における文化のまちづくりの課題と方向



2 文化交流拠点の形成と拠点施設の整備

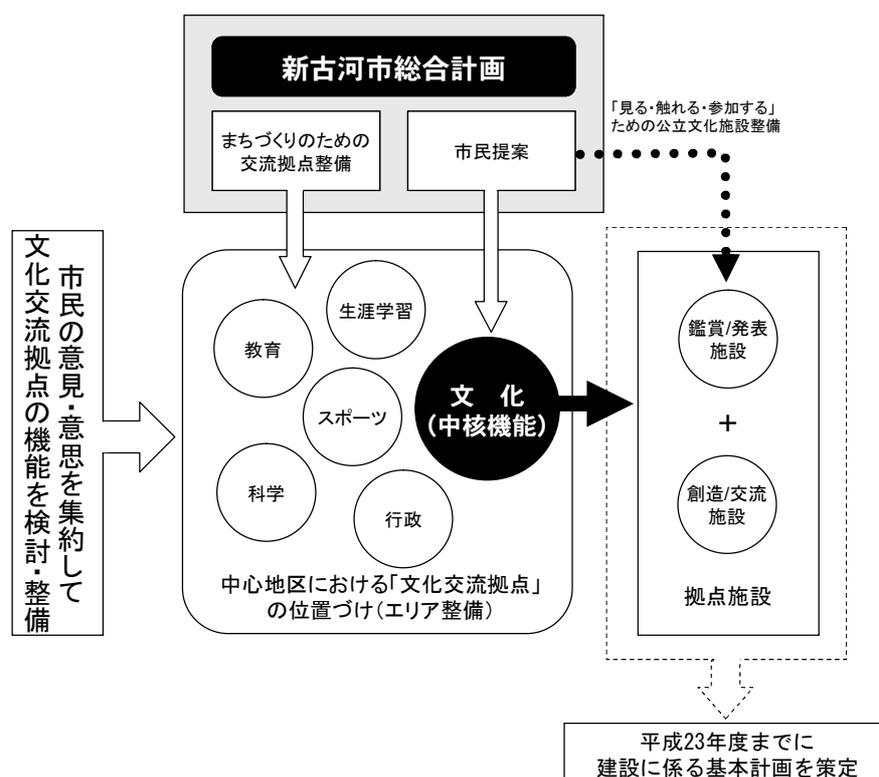
(1) 総合計画における文化交流拠点と拠点施設の位置づけ

「新古河市総合計画」では、今後の新たなまちづくりを進めていく拠点の一つとして、市の中心地域に、市民の文化力を高め、文化のまちづくりを実現していくための新たな「文化交流拠点」の整備を掲げている。文化交流拠点は、文化機能をはじめ、教育、スポーツ、科学等の多様な機能を配置し、市民が文化的な交流を図ることができる「エリア」として整備が検討されている。また、拠点機能として整備される文化機能については、「見る・触れる・参加する」をテーマに、文化ホールなどで構成される拠点施設の整備が、市民から提案されている。

古河市の文化交流拠点としては、これまで古河市公会堂が市民の音楽、演劇等の鑑賞や発表の場として機能してきた。しかし、施設・設備の老朽化に伴い、市民が求める文化芸術ニーズや水準に対応することが困難となるだけでなく、安心安全のための耐震化、車社会に対応した駐車場の確保、少子高齢化に対応した施設のバリアフリー化など、市民の生活スタイルとの隔たりも大きくなってきている。こうした現状と、「新古河市総合計画」において「文化交流拠点」の整備が掲げられていることから、古河市公会堂は平成20年に閉館したが、これまで利活動してきた市民、文化団体からは、文化芸術の鑑賞機会や活動成果の発表機会が減少することが指摘され、文化ホールを有する新たな文化施設の整備を求める意見がだされている。

こうした拠点施設の整備については、合併後の新たな古河市の人口規模や市民ニーズへの対応、広域化した地域的バランスに配慮することなどが必要となっている。

図表5-5 総合計画における文化交流拠点及び拠点施設の整備



(2) 調査結果からみた「文化交流拠点の形成」及び「拠点施設の整備」の方向

ア 市民ニーズへの対応

第2章でみた市民意識調査、文化団体調査結果から、古河市公会堂に代わる新たな「文化交流拠点の形成」及び「拠点施設の整備」の方向を整理すると次のとおりとなる。

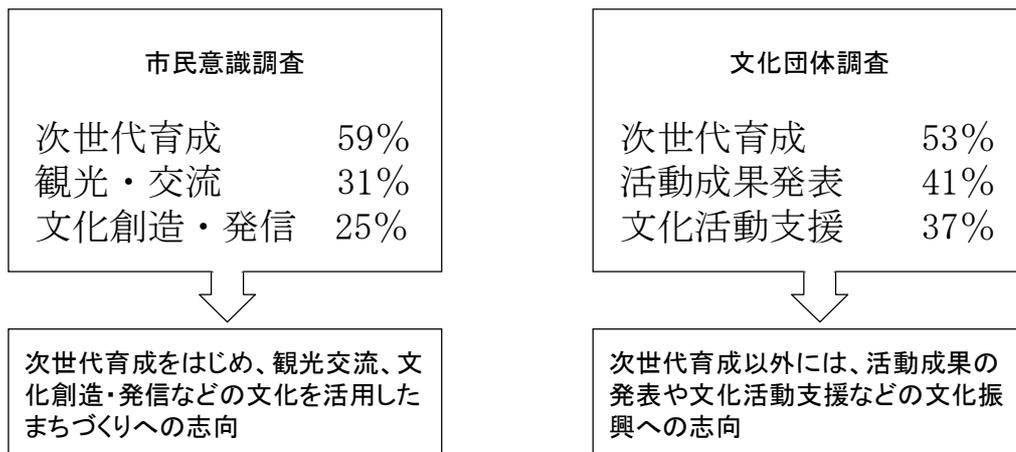
① 基本的考え方（コンセプト）

市民、文化団体ともに、特定分野の文化振興を行うための拠点ではなく、青少年などが文化芸術に親しむことができる「次世代育成」が可能な拠点づくりを志向する意見が半数以上を占めている。

また、市民は観光・交流振興や文化創造・発信など文化のまちづくりへの志向が、文化団体は活動成果の発表・鑑賞、文化活動の支援など、市内で展開される文化活動への支援の志向がみられる。

特定分野の文化振興を図る拠点ではなく、次世代育成、文化のまちづくり、文化活動支援など、市民文化創造に向けたコンセプトづくりが必要

図表5-6 拠点到求めるコンセプト



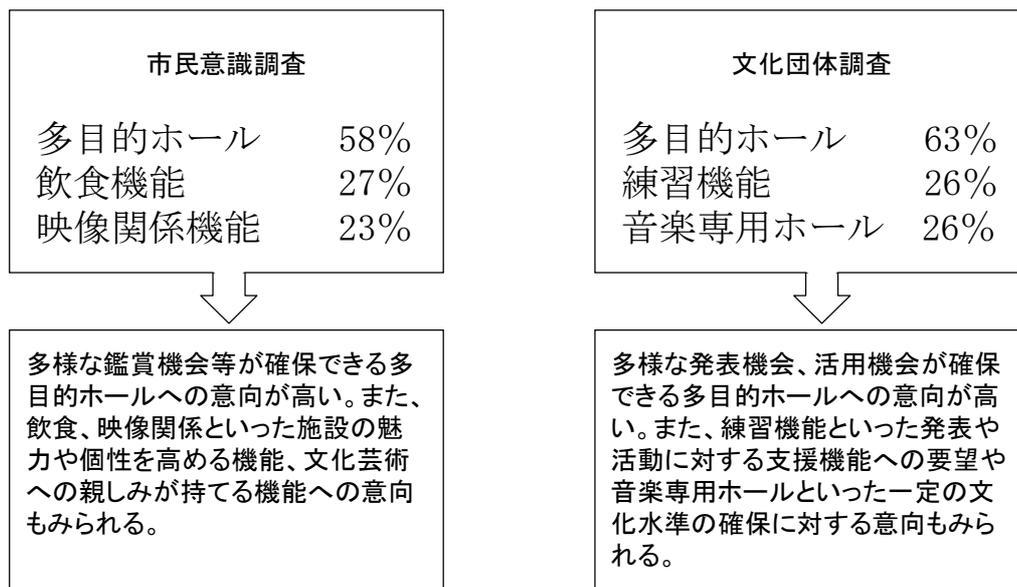
② 機能

拠点に求める機能としては、市民、文化団体ともに、多様な鑑賞機会、発表機会が確保できる多目的ホールの整備の意向が最も高い割合を示し、市民の58%、文化団体の63%を占めている。このなかには、市内で文化芸術活動を活発に行う市民や団体だけではなく、文化芸術活動をほとんど行っていない市民層も含まれており、現在の文化芸術活動の状況にかかわらず、市民の多くが文化ホールの必要性について積極的な意向を有する現状にある。

また、市民は、飲食機能や映像関係機能といった拠点の利便性や魅力を高める機能が、文化団体は練習機能といった発表活動を支援するための機能、音楽専用ホールといった高い文化芸術水準に対応できる拠点への志向がみられる。

多様な鑑賞・発表機会が確保でき、音楽、舞台芸術など専門的な文化芸術に対応できる“多機能ホール”を中核に、施設の利便性や魅力を高めたり、高い水準の文化芸術創造や鑑賞を可能としたりする機能づくりが必要

図表5-7 拠点に求める機能



イ 全国先進事例からみた拠点整備の方向性の決定

先進事例から整理すると、公立文化施設の機能及び活動は、A 創造発信、B 地域文化の創造、C 市民活動支援、D 鑑賞、E 施設提供、F 情報、G 交流に分類できる。こうした機能・活動の重点の置き方によって、地域の文化芸術の実情や住民ニーズに対応した様々なタイプが整備されている。

7つの機能・活動のバランスから「公立文化施設」のタイプをみると、大きくは①専門型・創造発信型、②バランス型・創造支援型、③鑑賞型・貸し館型の3つの整備タイプに分けることができる。本市においても、市民の文化活動ニーズ等を基本に、こうした拠点整備の方向性を定める必要がある。

市民の文化活動ニーズや市内文化団体の活動状況等を即した拠点整備を進める上で、既存の先進施設の整備・運営タイプを参考に、今後の拠点整備の方向性づくりが必要

図表5-8 事例からみた公立文化施設のタイプ

タイプ1 専門型・創造発信型

- ・音楽や舞台芸術などの文化芸術の振興を図ることを目的に、質の高い専門的な文化芸術の創造を目指した活動を展開
- ・先導役となる芸術監督等を配置し、施設独自の作品創造などに重点を置いた事業展開するなどの事例あり
- ・創造された作品は国内外への発信を図り、来場者の増加、都市イメージのアップなどによる経済的な効果や観光振興なども志向
- ・彩の国さいたま芸術劇場（さいたま市）、世田谷パブリックシアター（世田谷区）など



彩の国さいたま芸術劇場



世田谷パブリックシアター

タイプ2 バランス型・創造支援型

- ・地域での市民を中心・主役に据えた文化芸術振興を目指した活動を展開
- ・地域人材（市民）などを活かした施設独自の作品創造を展開する事例や地域の文化芸術拠点として市民の創造活動を支援するなどの事例あり
- ・次世代の地域文化を担う人材育成、市民協働による作品創造など、“我がまらのホール”の意識を市民が共有できるなどの効果が期待
- ・可児市文化創造センター（岐阜県可児市）、長久手文化の家（愛知県長久手町）など



可児市文化創造センター



長久手町文化の家

タイプ3 鑑賞型・貸し館型

- ・鑑賞機会の提供、市民への文化芸術活動の成果発表の場の提供を主たる目的とした活動を展開
- ・中長期的な視野を持ち、市民ニーズを鑑みながら戦略的な鑑賞事業を展開する事例、講座やワークショップなどを企画し、市民の文化的な関心を高め、観客の育成を図るなどの事例あり
- ・国内外の優れた文化公演（コンサート、演劇等）を誘致できるため、質の高い鑑賞機会を提供できるなどの効果が期待できます。
- ・野木町文化会館・エニスホール（栃木県野木町）、結城市民文化センター・アクロス（茨城県結城市）など



野木町文化会館



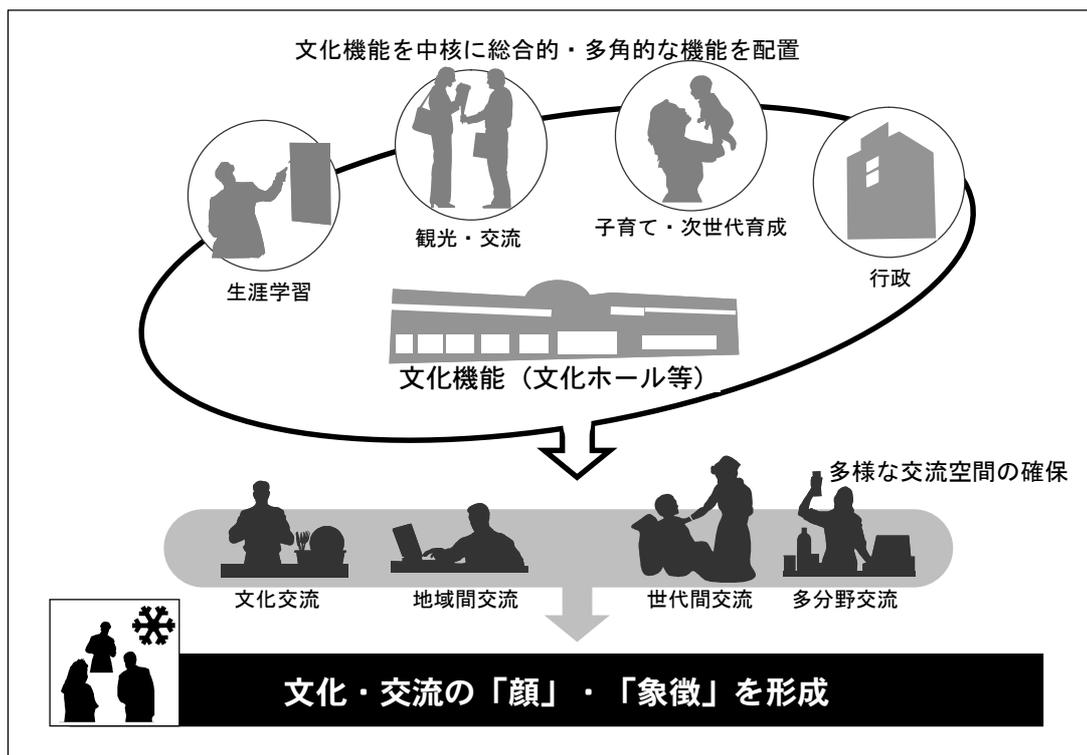
結城市民文化センター

(3) 「文化交流拠点形成」の考え方

文化交流拠点の基本的考え方については、市民の59%、文化団体の53%が次世代育成をあげるなど、特定の文化芸術分野に限らない文化のまちづくりを志向する意向が強くなっている。このことから、本市における「文化交流拠点の形成」については、次の考え方が必要となる。

- ① **総合的・多角的な機能配置** 文化機能を中核に、文化と連携・連動してまちづくりが展開できる生涯学習、福祉、行政等の機能を総合的・多角的に配置した拠点形成
- ② **多様な交流空間の確保** 地域や市民の文化力（文化の持つ、人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力）を活かして、さまざまな交流（文化交流・観光交流・地域間交流・世代間交流・多分野交流等）を実現できる拠点形成
- ③ **文化・交流の「顔」・「象徴」を形成** 市民の参加・協働を通して、新たな古河市の文化や交流の「顔」、「象徴」となりうる拠点形成

図表5-9 「文化交流拠点の形成」の考え方



(4) 「拠点施設の整備」の考え方

文化交流拠点の中核となる施設（拠点施設）においては、市民の58%、文化団体の63%が文化ホールの整備が必要と考えており、また、既存の古河市公会堂のような文化ホールを単体として整備するのではなく、市民文化の創造に向けた文化活動支援や文化交流等が可能なさまざまな機能が配置された“多機能ホール”の整備が求められていた。近年、整備された文化ホールを有する公立文化施設においても、こうした多機能ホールの整備が主流となっている。

このことから、本市の今後の文化のまちづくりの核となるためには、本市の将来都市像である「風格と希望に満ちた“いきいき古河”」の実現に資する、多機能ホール等の新たな文化機能・環境を有する拠点施設の整備が必要となる。その拠点施設の基本的な考え方は下記のとおりとなる。

考え方① 地域文化の創造・発信の基盤となる中核的な拠点施設

拠点施設において、文化芸術の創造活動を展開し、古河市独自の地域文化を市民とともに創造していく。公立文化施設を基盤に市民によって創造された古河の地域文化は、文化交流、文化事業等を通じて他都市へ発信していく。また、文化を通じた子育て支援、生涯学習、世代間交流等の活動を通じ、次世代の文化芸術活動を担う人材・組織等の育成を行っていく。

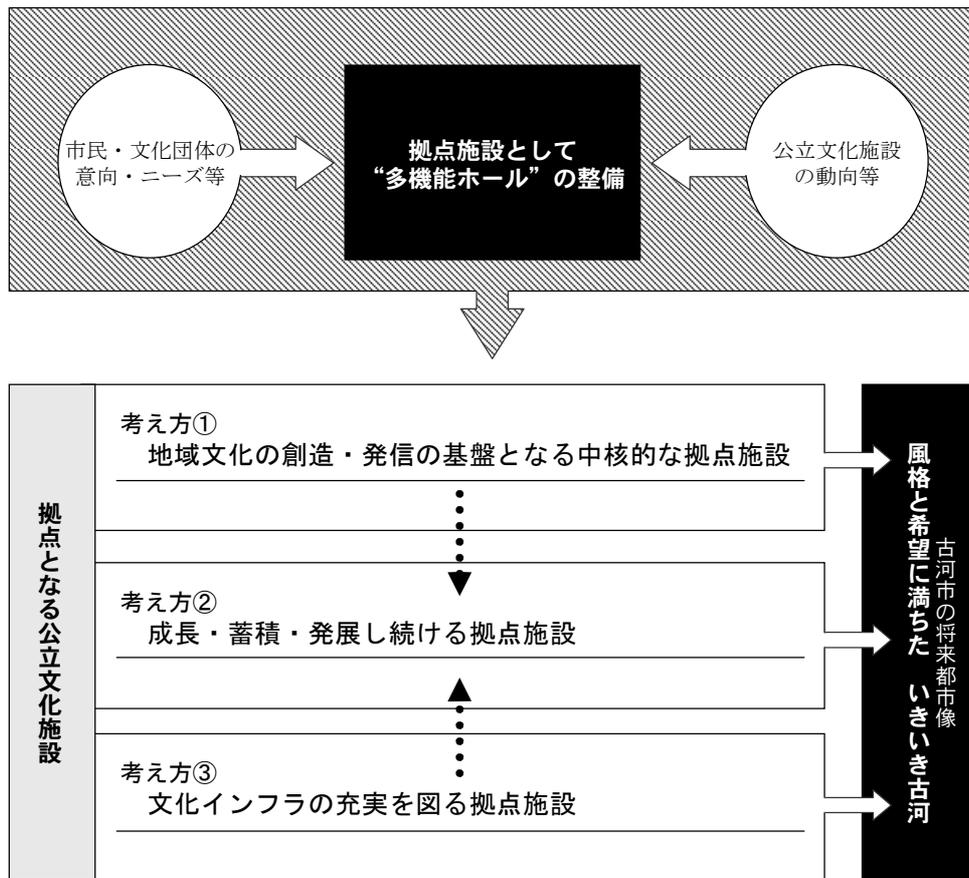
考え方② 成長・蓄積・発展し続ける拠点施設

市民・文化団体等による文化の出会い、活動参加継続、成果発表等の文化活動の一連のサイクルを通じ、市民の文化活動が成長し、地域文化の創造につなげる。こうした市民の文化活動、地域文化の創造を通じて、多様で重層的な古河市独自の文化の蓄積（ストック）を進める。

考え方③ 文化インフラの充実を図る拠点施設

既に市内に整備されている公民館での活動のように、個人が自分の中にその成果を蓄積してだけでなく、外に向けて発信していくことのできる施設として、創造性を生み出す環境を充実させ、市民文化を内外に発信していく。また、市内にある他の文化関連施設と連携し、活動状況に合わせた施設機能が利用できる体制の構築を図る。また、教育・福祉・産業などさまざまな分野と連携し、まちづくりに貢献・寄与する

図表5-10 公立文化施設の考え方



3 公立文化施設（拠点施設）の展開方向

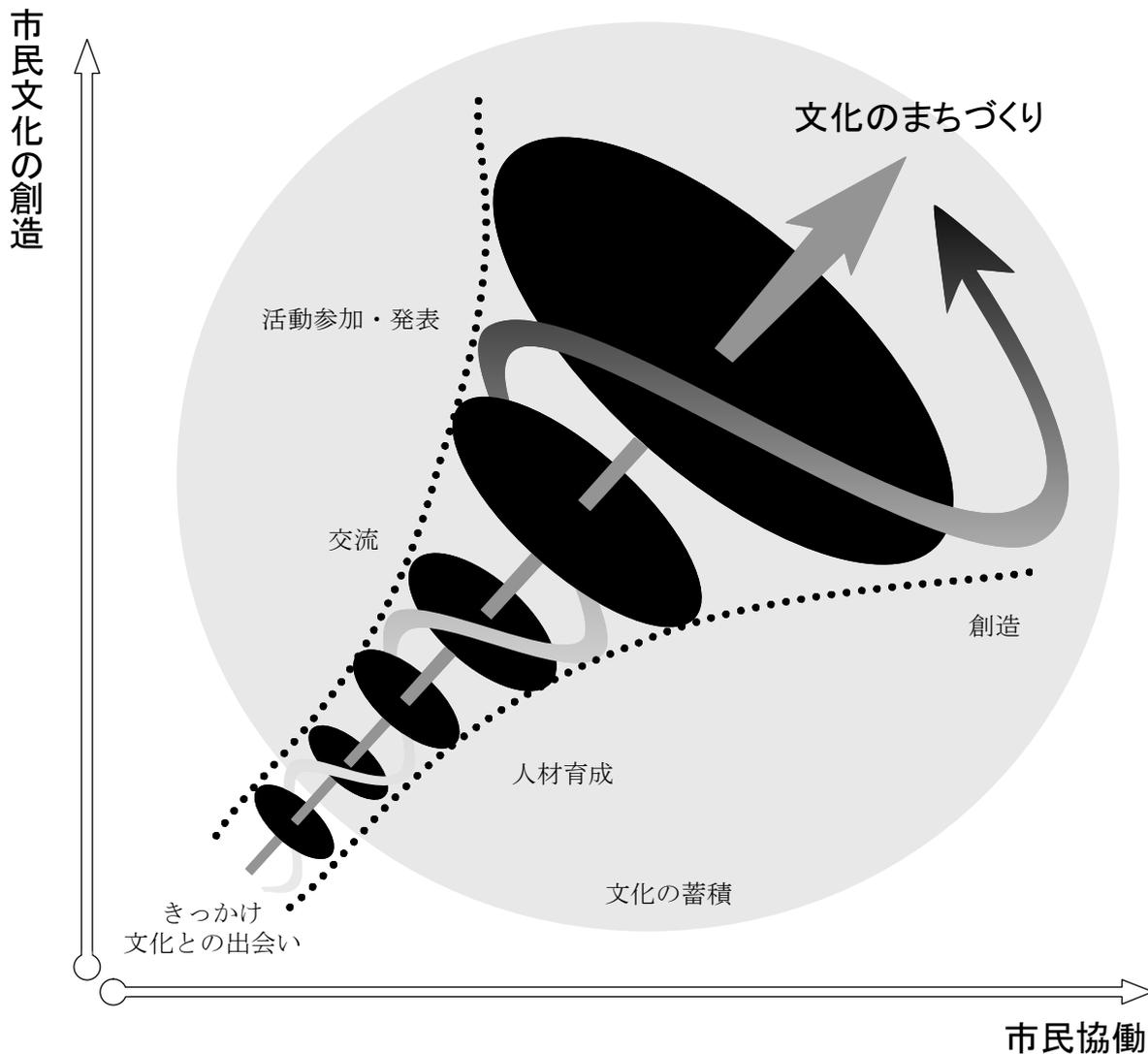
(1) まちづくりにおける拠点施設の展開方向

文化交流拠点の中核をなす拠点施設は、その有する機能を活かして、「文化の創造」、「市民協働による文化創造」、「まちづくり」の3つの方向にむけた展開を図ることが重要となる。

展開方向①	市民による新たな古河市の「市民文化の創造」
展開方向②	市民・企業・行政が連帯した「市民協働」
展開方向③	古河市の新たな「文化のまちづくり」

3つの方向性をもった展開により、市民の文化との出会い・きっかけを創出することが可能となる。こうした出発点から、さらに文化交流・人材育成などの成果につなげ、文化交流拠点をベースにした「文化の蓄積」を図りながら、新たな地域文化の創造の実現を図ることが可能となる。

図表5-11 公立文化施設の考え方



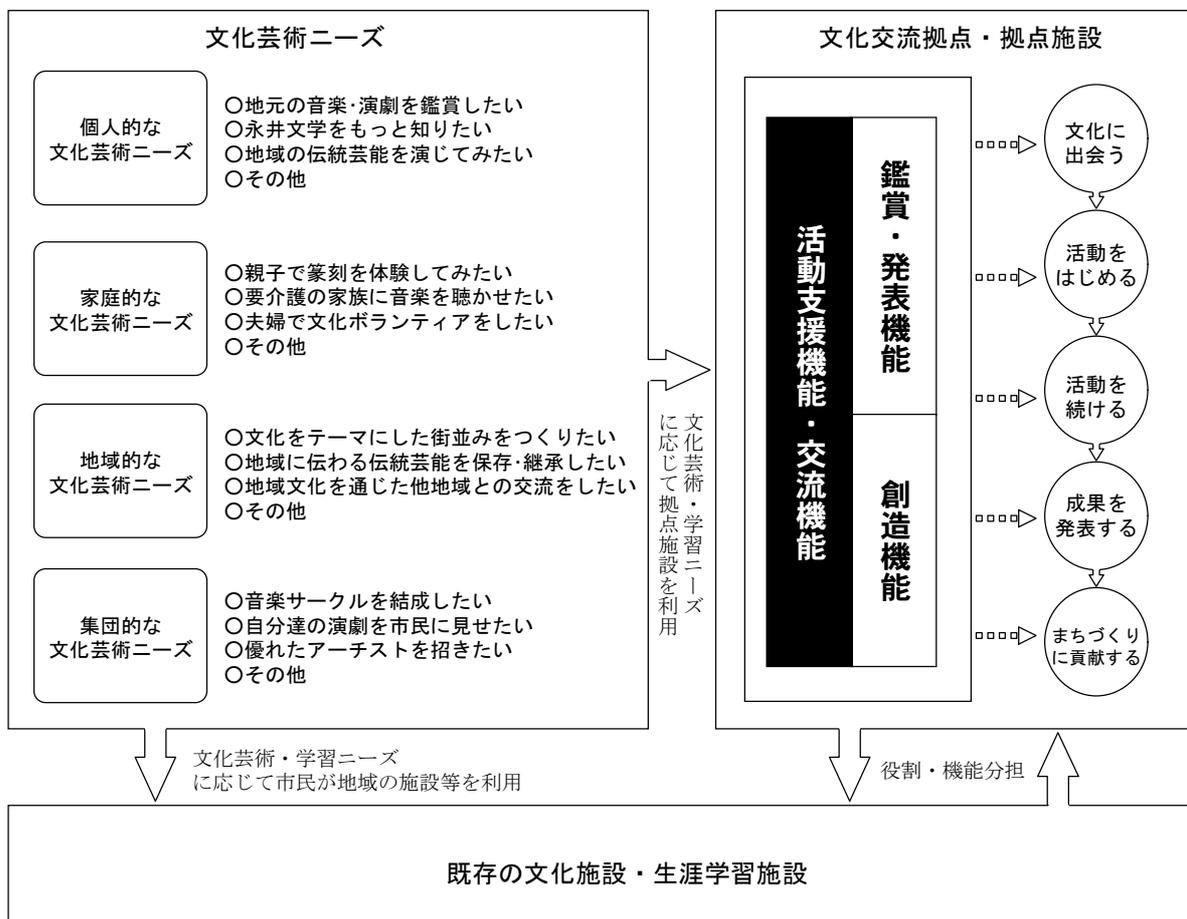
(2) 拠点施設の展開イメージ（例）

3つの展開方向に基づく具体的な展開イメージ（例）は次のようなものがあげられる。

① 市民の文化活動の推進

- 市民の文化芸術ニーズに対応した文化交流拠点、拠点施設の整備により、市民の生涯学習や文化活動が初動段階から成果段階まで市内で完結的展開が可能
- 市内にある既存の文化施設、生涯学習施設との適切な役割・機能分担により、市民の文化活動を支援し、市民の文化力をさらに向上

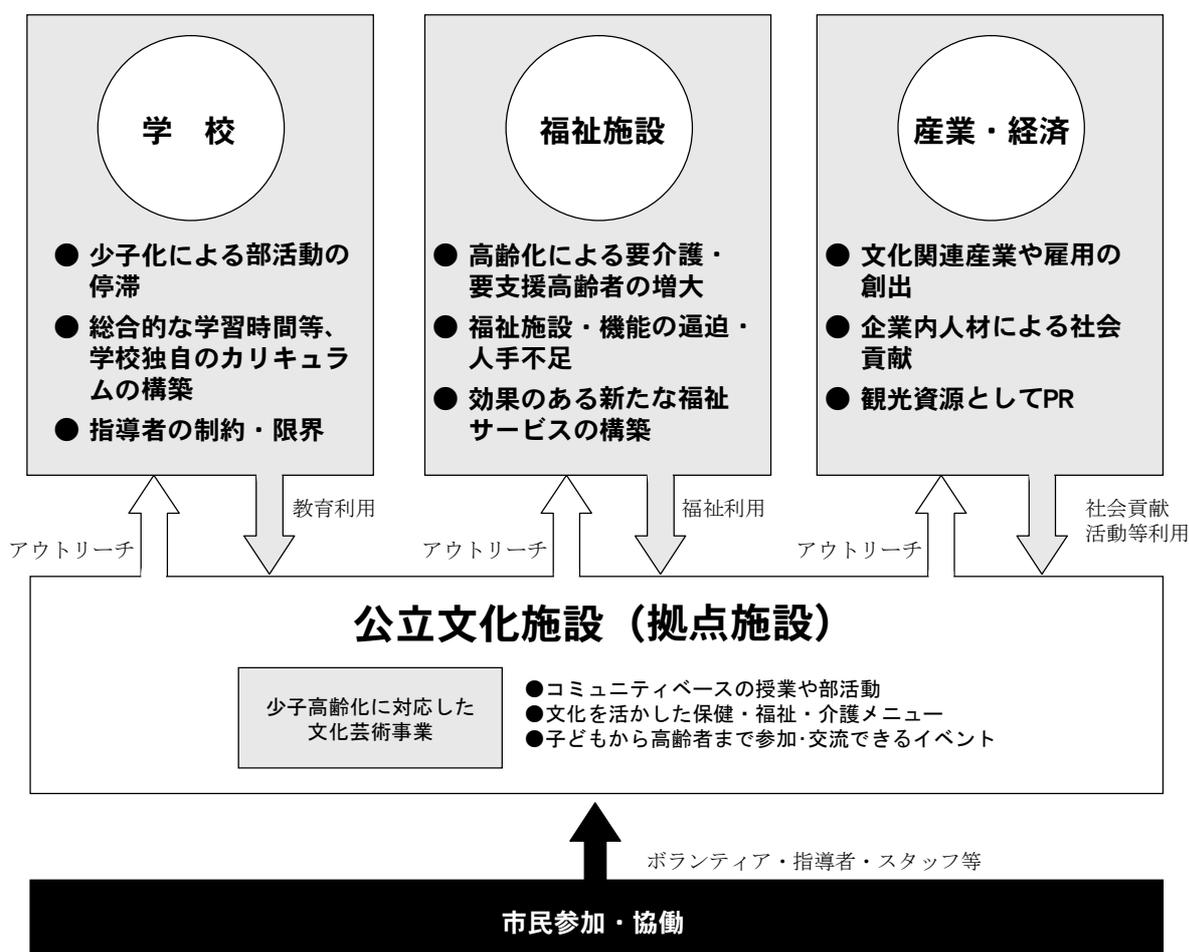
図表5-12 展開イメージ① 市民の文化活動が初動段階から成果段階まで市内で完結的展開が可能



② あらゆる市民への文化活動機会の提供

- 文化交流拠点、拠点施設の整備により、地域的・世代的な文化環境格差を解消でき、あらゆる市民に文化に接する機会を提供することが可能
- 教育、福祉、産業・経済、生涯学習などさまざまな分野との連携を行うための基盤として活用することにより、社会経済環境の変化に対応した柔軟なまちづくりの展開が可能

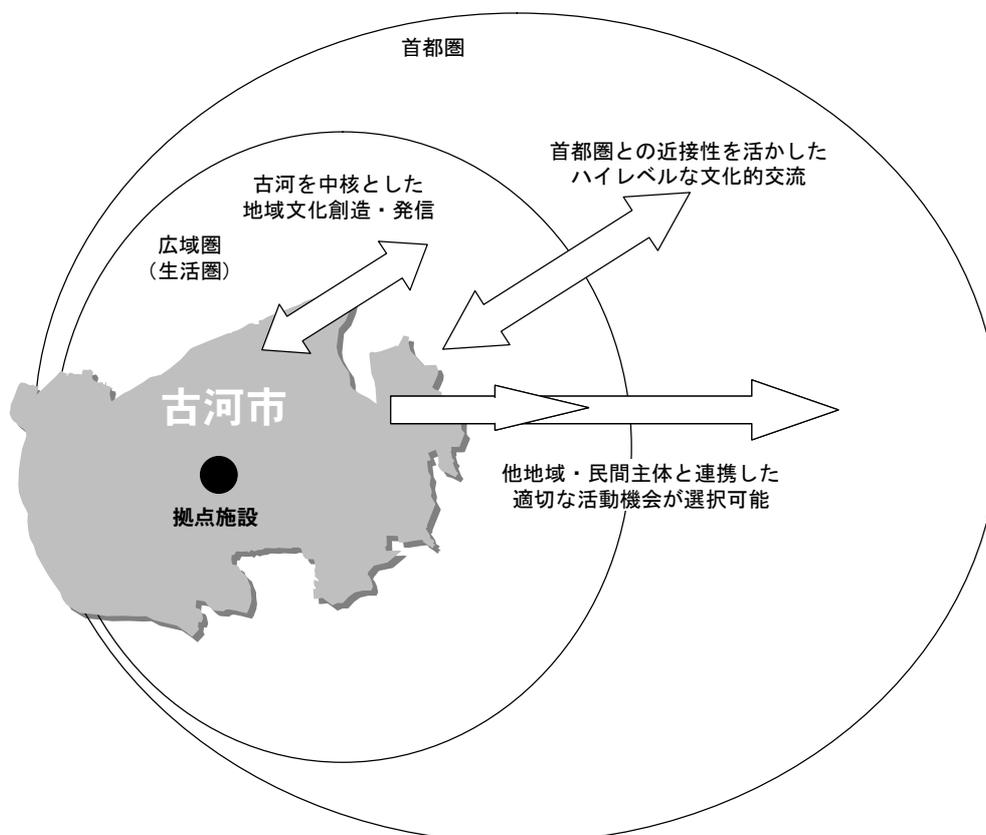
図表 5-13 展開イメージ② 地域的・世代的格差を解消できてすべての市民に文化活動を保障



③ 首都圏・広域圏との連携

- 古河市の立地性を活かし、拠点施設を核とした広域圏（生活圏）、首都圏の文化芸術事業、拠点施設と連携した文化事業等の展開が可能
- 広域圏（生活圏）では、地域のリーディング施設として、地域文化の創造・発信を、首都圏では、東京都、埼玉県との近接性・隣接性を活かした文化的交流が可能

図表5-14 展開イメージ③ 首都圏・広域圏との連携による魅力ある文化事業を実現



4 公立文化施設の機能

(1) 古河市における「公立文化施設」の整備タイプ

拠点施設の基本的な考え方をもとに、これまで整理してきた本市の文化活動の現状、また、文化を取り巻く社会情勢の変化及び公立文化施設の全国的な傾向などを踏まえ、拠点施設の果たすべき機能と展開の方向性を検討する。

「文化の創造」と「文化のまちづくり」の双方向につなげていくために、3章で整理した、A. 創造発信、B. 地域文化の創造、C. 市民活動支援、D. 鑑賞、E. 施設提供、F. 情報、G. 交流の公立文化施設における7つの活動のうち、本市の状況を鑑みると、B～Gの活動をバランス良く展開する「バランス型・創造支援型」の機能が求められる。

「バランス型・創造支援型」の施設に求められる機能としては、大きく以下の5つの機能が上げられる。

① 文化芸術活動の成果を発信する機能（発表機能）

- 作品創造活動の展開
- 市民の文化芸術活動の発表機会の提供

② 市内での鑑賞活動機会を充実する機能（鑑賞機能）

- 文化芸術の鑑賞機会の提供
- 鑑賞行動を通じて、文化芸術への関心や理解をより深める

③ 文化芸術活動の練習や創作の場や機会を充実する機能（創造機能）

- 作品創造活動の展開
- 市民の文化芸術活動の練習や創作の場を提供する

④ 文化芸術活動の活性化や継続性を確保する機能（活動支援機能）

- 市民が文化芸術活動に取り組みやすくなるような支援事業
- 市民の文化芸術活動が継続していくためのシステムの構築

⑤ 市民や文化芸術活動団体の交流の場や機会を充実する機能（交流機能）

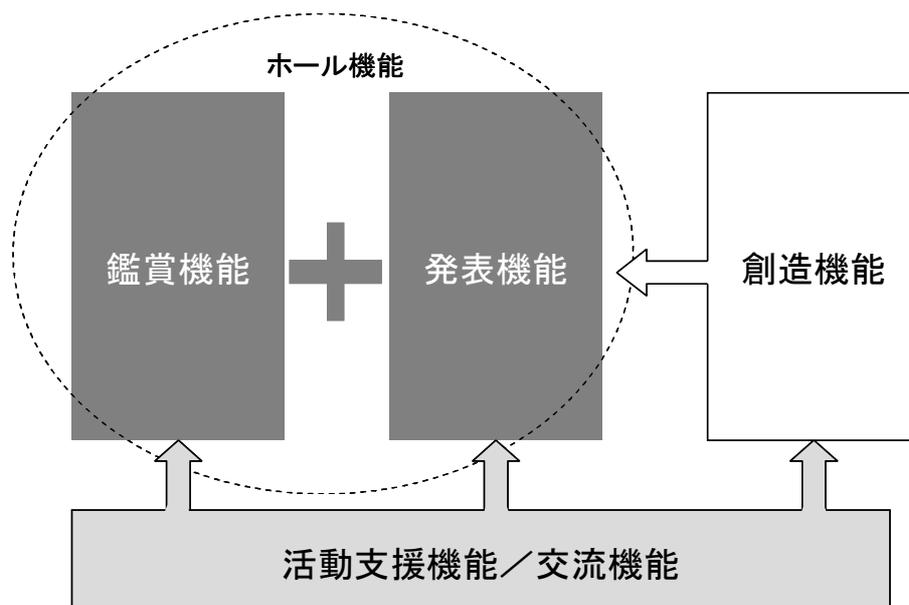
- 市民が気軽に集う場の提供
- 市民や文化芸術活動団体が相互に出会う場の提供

(2) 施設イメージ

市民とともに文化の創造活動を展開していく「バランス型・創造支援型」を目指す拠点施設に求められる機能を、施設のイメージとして整理する。

図表5-15 「バランス型・創造支援型」に求められる施設機能及び施設イメージ

バランス型、創造支援型施設に求められる施設機能	総合的文化交流拠点の施設イメージ
<p>発表機能</p> 	<p>市民の文化ニーズ・水準に対応した文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多彩な興行での利用が可能な多機能ホール ・舞台芸術に十分対応可能な多機能ホール ・生音を十分に生かせる音楽重心型ホール ・新しい表現を試すことのできる先進型多機能ホール ・舞台と客席の臨場感を演出できる一体型多機能ホール ・市民の創造活動の発表の場として利用できるホール ・出演者やスタッフのための機能的な楽屋 ・子育て世代でも気兼ねなく鑑賞できる親子室 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>鑑賞機能</p>	<p>市民文化の創造を図り、文化ホールを有効に利活用するためのバックヤード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・練習室、リハーサル室などの充実 ・大道具・小道具製作室、衣裳製作室、編集室等の充実 ・楽器庫、備品庫などの充実 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>創造機能</p> 	<p>市内各地域・施設を拠点に活動する市民・文化団体を支援するスペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化活動を行う市民の活動拠点となる場 ・活動団体の備品などを収納できる共同のロッカースペース ・市民が利用できる複写機、印刷機、作業台などがある作業室 ・施設利用時に使用できる託児スペース <p style="text-align: right;">など</p>
<p>活動支援機能</p> 	<p>子どもから高齢者まで、文化に関心ある人もない人も、ともに集い交流するためのスペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開放された打合せスペース ・市民が気軽に集えるラウンジ ・レセプションルーム ・シンポジウムなどが可能な会議室 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>交流機能</p> 	



5 拠点施設の整備条件

拠点施設は、その形成及び整備後に、市民にとって「使いやすく」、また、市民の文化創造やまちづくりのなかで「使い続けられる」ものである必要がある。

このためには、次の3つの条件を確保する必要がある。

(1) 完結性・補完性のある拠点・中核施設

- ・ 市民の文化活動が、初動段階（知る・始める）から進展段階（成果発表等）まで市内で完結性をもって展開が可能なもの
- ・ 市内の他の機能・施設と連携し、地域格差、世代格差等を解消し、均衡ある地域社会や市民の文化的環境を創出することが可能なもの

(2) 持続性・安定性のある拠点・中核施設

- ・ 市民のライフスタイル、ニーズに即し、市民が整備効果を実感できる機能整備や事業の展開が可能なもの
- ・ 首都圏・広域圏を視野に入れ、一定の経済的効果、実現可能性が見込める事業展開が可能なもの
- ・ 社会経済の変化に柔軟に対応でき、かつ安定的に市民との協働関係を実現できる管理・運営体制の構築が可能なもの
- ・ 地域で展開される市民の文化活動が継続して行われるよう配慮し、その活動を積極的に支援していくもの

(3) 市民文化の創出・文化のまちづくりのための基盤となる拠点・中核施設

- ・ 市民主体による市民文化の交流・創造・発信拠点が実現できるもの
- ・ 教育・福祉・地域活性化等、さまざまな分野のまちづくりに貢献・寄与できるもの

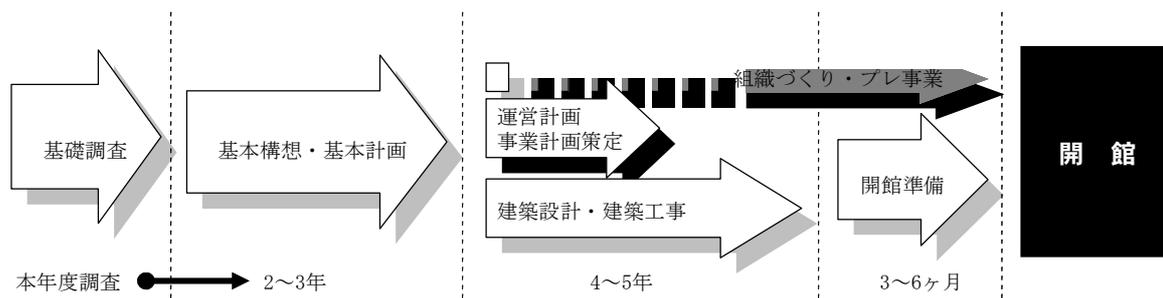
6 整備スケジュールの考え方

拠点施設の整備には、他の類似施設等の事例をみると、①基本構想・計画策定、②運営計画・事業計画策定、③建築設計・建築工事、④開館準備等の各プロセスが必要となっている。また、基本構想策定以前に市民意識等を把握するための基礎調査を実施することや、建築設計・建築工事と並行して運営計画・事業計画の策定、組織づくり・プレ事業等の取組も必要となっている。また、建築設計・建築工事の必要期間の中には、実際の業務に係る期間の他に事業者選定等のための期間が含まれる。

古河市の場合では、本調査を基礎調査としてとらえると、平成21年度以降から基本構想の策定作業を開始することが可能であり、市総合計画における位置づけ、古河市の現状や市民ニーズ、事例調査結果等を踏まえると、今後7～12年程度の期間に拠点施設の整備が可能な状況にある。

図表5-16 整備スケジュールの考え方

区分	必要期間	施設調査の結果（平均値）
基本構想・基本計画策定等	2～3年	33ヶ月
運営計画・事業計画策定等	4～5年	9ヶ月
建築設計・建築工事		設計期間（基本設計＋実施設計）17.9ヶ月 建設工事 28.7ヶ月
開館準備	3～6ヶ月	開館4ヶ月前に竣工



こうした各プロセスを適切に進展させるためには、市民にとって分かりやすく、理解しやすい、そして合意にいたることができるスケジュールを確保することが重要であり、各プロセスが、(1)計画性、(2)透明性、(3)参加性を確保して進められることが必要である。

(1) 計画性

- ・各プロセスに要する手続きや期間(時間)等を踏まえ、具体的な整備完了時期(竣工年、開館年等)を明確化する。
- ・各プロセスを進める上での計画性を高めるため、十分な体制、手法等を確保する。

(2) 透明性

- ・事業推進者（市）は、市民及び関係者等に対して十分な説明責任を果たし、計画や整備手法等の内容についての十分な周知理解を図る。
- ・各プロセスにおいて、市民等から提示された意見・要望等の情報を公開し、意見集約や意思決定等の手続きの透明性を高める。

(3) 参加性

- ・“わがまちのホール”という意識を熟成するためにも、市民参加の機会を積極的に創出する。このため、市民や関係者が各プロセスにおいて意見を表明したり、計画・事業等に参加したりできる体制やイベント等の確保を図り、市民との協働による計画策定を行う。
- ・拠点や施設が、一定の専門性・技術性を確保した内容とするため、専門家、有識者等が参加できる体制を構築する。

委員・事務局名簿

委員会・幹事名簿

委員長	長谷川 幸介	茨城大学生涯学習教育研究センター准教授
委員	津村 卓	財団法人地域創造芸術環境部プロデューサー
	柴戸 英一	古河市古河文化協会理事長
	吉田 正之	古河市総和文化協会会長
	橋爪 明子	古河市三和文化協会会長
	香取 久雄	社団法人古河青年会議所理事長
	田辺 岳雄	古河市教育委員会社会教育部長
	藤田 萬豊	財団法人地方自治研究機構総務部長兼調査研究部長

事務局	桑名 克己	古河市総合政策部総括参事
	栗原 美貴也	古河市教育委員会社会教育部総括参事
	鷲尾 政市	古河市教育委員会社会教育部参事兼文化課長
	谷島 隆	古河市総合政策部企画政策課長
	刈部 俊一	古河市総合政策部企画政策課課長補佐
	三田 久男	古河市教育委員会社会教育部文化課課長補佐
	西岡 聡	古河市教育委員会社会教育部文化課係長
	関 良雄	財団法人地方自治研究機構調査研究室長
	桑野 斉	財団法人地方自治研究機構主任研究員
	前川 幸男	財団法人地方自治研究機構研究員
	高山 剛	財団法人地方自治研究機構研究員
	諸橋 正弘	財団法人地方自治研究機構研究員
	宮崎 大	財団法人地方自治研究機構研究員

基礎調査機関

	草加 叔也	有限会社空間創造研究所
	橋爪 優子	有限会社空間創造研究所
	田原 奈穂子	有限会社空間創造研究所

(順不同)

市民文化の創造に向けた公共文化施設のあり方に関する研究

－平成 21 年 3 月 発行－

古河市 教育員会 社会教育部 文化課

〒306-8601

茨城県古河市長谷町 38 番 18 号 古河庁舎

電話 0280 (22) 5111(代表)

財団法人 地方自治研究機構

〒102-0082

東京都千代田区一番町 25 番地 全国町村議員会館 3 階

電話 03 (3237) 1411 (代表)

印刷 株式会社 大應

